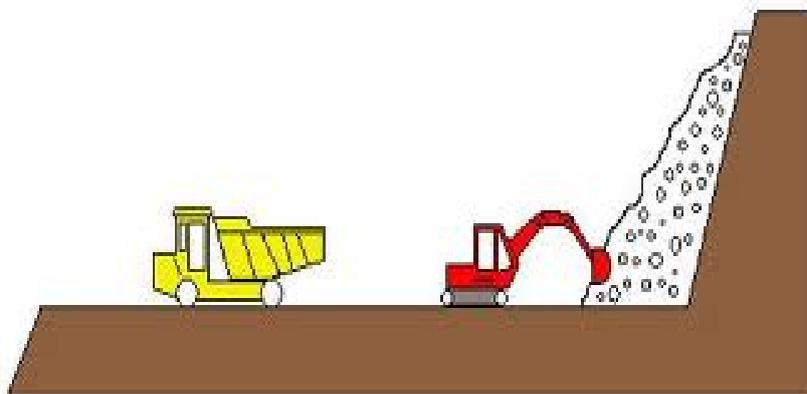


採石業の手引き

(岸和田市)



目 次

I 採石法

I-1	採石法の体系	1
I-2	採石法（昭和25年法律第291号）（抄）	4
	第1章 総 則	4
	第2章 採 石 権	4
	第3章 採 石 業	5
	第1節 採石業者の登録	5
	第2節 岩石採取計画の認可等	8
	第3節 雑 則	13
	第6章 補 則	14
	第7章 罰 則	14
I-3	採石法施行令（昭和46年政令第279号）（抄）	15
I-4	採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）（抄）	16
I-5	岸和田市手数料条例（平成12年岸和田市条例第15号）（抄）	20

II 採石業者登録関係申請書作成要領

II-1	採石業者登録申請	22
II-2	登録に係る届出等	23
	1. 登録事項変更の届出	23
	2. 承継の届書	24
	3. 廃止の届出	25
II-3	登録関係申請書・届出等の様式	25

III 採石業務管理者について

III-1	業務管理者の職務	26
III-2	採石業務管理者試験	26
III-3	採石業務管理者認定	26
III-4	採石業務管理者試験合格証及び認定書の再交付申請	27
III-5	様式	27

IV 採取計画の認可手続きについて

IV-1	採取計画の認可関係手続きの種類及び概要	28
	1. 採取計画認可申請	28
	2. 採取計画の変更認可申請	28
	3. 採取計画の変更届（軽微な変更の場合）	28
	4. 岩石採取休止届	29
	5. 岩石採取廃止届	29

IV-2	採取計画の認可関係申請書・届出書及び添付書類	30
1.	採取計画認可申請	30
2.	採取計画の変更認可申請	30
3.	採取計画の変更届（軽微な変更の場合）	30
4.	岩石採取休止届	31
5.	岩石採取廃止届	31
IV-3	様式	32
V	岩石採取計画認可申請書作成要領	
V-1	一般的注意事項	33
V-2	岩石採取計画認可申請書記載要領	37
1.	「申請書表紙」	37
2.	「1. 他の行政庁の許認可状況」	37
3.	「2. 採石場周辺の状況」	37
4.	「3. 岩石の賦存の状況」	38
5.	「4. 岩石採取場の区域」	38
6.	「5. 岩石の種類並びに数量」	40
7.	「6. 採取する岩石の用途」	40
8.	「7. 採取期間」	40
9.	「8. 表土及び風化岩の除去方法及び使用機械」	41
10.	「9. 原石採取方法及び使用機械」	42
11.	「10. 火薬類及び飛石防止措置」	43
12.	「11. 破碎選別」	44
13.	「12. 原石又は製品の水洗い」	44
14.	「13. 場内運搬機械」	44
15.	「14. 場外輸送機械」	45
16.	「15. 岩石の採取に伴う災害の防止措置」	46
17.	「16. 廃土・廃石・製品等の流出防止措置」	49
18.	「17. 採掘終了時の措置」	50
19.	「18. 採石業務管理者及び採取場の管理機構」	51
20.	「19. 採石業務管理者の業務内容」	52
21.	「20. 土地の権利関係表」	53
V-3	岩石採取計画書添付書類作成要領	54
1.	添付書類記載要領	54
(1)	委任状	55
(2)	採石業者登録通知書の写し	55
(3)	採石業務管理者試験合格証（又は認定証）の写し	55
(4)	法人登記簿謄本	55
(5)	前回岩石採取計画認可指令書の写し	55
(6)	砂利法・森林法等の許可書の写し	55
(7)	文化財に関する確認書	55

(8) 特定施設の届出書の写し	57
(9) 一時転用・占用・公用廃止等許可書の写し	57
(10) 土地登記簿謄本	57
(11) 土地所有者の同意書	57
(12) 利害関係者の同意書	57
(13) 岩石採取工程表	57
(14) 採掘土量計算書	58
(15) 盛土土量計算書	58
(16) 調整池・排水施設等水理計算書	58
(17) 盛土・土留施設等安定計算書	58
(18) 誓約書	58
(19) 資金計画書	58
2. 添付図面記載要領	59
(1) 位置図	59
(2) 周辺状況図	59
(3) 地籍図	60
(4) 現況平面図	67
(5) 計画平面図	68
(6) 計画縦断面図及び計画横断面図	69
(7) 丈量図	70
(8) 構造図	71
(9) 盛土計画図	71
(10) 明示確定図	71
(11) 採取跡地修復平面図	71
(12) 流域図	71
(13) 発破規格図	71
(14) 破碎選別系統図	71
V-4 土砂採取地における調整池（遊水地）等の設置について	72
1. 主旨	72
2. 用語の定義	72
3. 構造等	72
4. 規格	73
(1) 採取場が砂防指定地内にある場合	73
(2) 採取場が砂防指定地外にある場合	76
V-5 採取計画が認可されたら	78
1. 標識の掲示について	78
2. 帳簿の備え付けと記載について	78
3. 採取区域の明示について	78
4. 標高表示板の設置について	78

VI	岩石採石場の緑化計画について	81
1	主旨	81
2	緑地の適正配置	81
3	緑地回復の方法	82
4	維持管理の方法	88
VII	参考資料	
VII-1	岸和田市岩石採取計画の認可期間を定める要領	91
VII-2	岩石採取跡地整備等保証実施要領(大阪府要領)	93
VII-3	採石災害の防止方法(参考)	96
1.	採掘の方法(露天採掘)	96
(1)	表土除去	96
(2)	保全区域	96
(3)	転落石防止施設	96
(4)	採掘の範囲	96
(5)	採掘の方法	96
ア	砕石用原石の採掘	97
イ	風化岩石の採掘	98
2.	発破	99
(1)	通報	99
(2)	飛石防止	99
(3)	小割	99
(4)	発破時刻	99
(5)	粉じん飛散防止	99
3.	破碎・選別	99
(1)	設置位置	99
(2)	災害防止措置	99
(3)	作業時間帯	100
4.	排水	100
(1)	場内水の排出	100
(2)	上流沢水等の処理	100
(3)	汚濁水処理施設	100
5.	廃土又は廃石の処理	101
(1)	たい積場設置の事前措置	101
(2)	たい積場の設置	101
(3)	たい積の方法	101
(4)	維持管理	103

6. 原石・製品及び廃土等の運搬等	103
(1) 運搬の時間帯	103
(2) 運搬中の措置	103
(3) 粉じん発生防止	103
(4) 過積載防止	103
(5) 交通事故防止等	104
7. 採掘終了時の措置	104
(1) 保全区域の土留工事	104
(2) 露天採掘終了後の残壁	104
(3) 人に対する危害防止	105
(4) 緑化	105
VII-4 岩石採取場に産業廃棄物の搬入を行う場合の留意点	109
VII-5 岩石採取場立入検査	110
チェックリスト様式	

I 法 令

1 採石法の体系

- 1. 総 則 [第1章]
 - ①目 的 (第1条)災害を防止し、採石業の健全な発達を図る。
 - ②岩石の定義 (第2条)法適用岩石として24種類を規定。

- 2. 採 石 権 [第2章]
 - ①採 石 権 (第4条～第8条)物権としての採石権の内容、性質を定義。
 - ②採石権の設定等手続 (第9条～第31条)採石権は、当事者間の私法上の契約によって設定されるのを原則とするが、当事者間の話し合いによって契約を締結することができない場合には、一定の条件のもとで経済産業局長が決定を行うことができる。

- 3. 採石業者の登録 [第3章]
 - ①登録行政庁 (第32条)都道府県知事
 - ②登録の申請 (第32条の2)所定の申請書を都道府県知事に提出する。
 - ③登録の拒否 (第32条の4)登録の拒否要件に該当する申請者は、登録を拒否される。
 - ④登録の承継 (第32条の6)相続又は合併等があったときは承継手続きをすることにより、権利義務はすべてが承継される。
 - ⑤変更の届出 (第32条の7)登録事項に変更があったときは、遅滞なく届出なければならない。
 - ⑥登録の取消し (第32条の10)法律に違反した採石業者は、登録を取り消される。
 - ⑦採石業務管理者 (第32条の12～13)業務管理者を事務所ごとに選任し、災害の防止に関し必要な職務を誠実にこなわなければならない。

- 4. 採取計画認可
 - ①認可行政庁 (第33条)岩石採取場の所在地を管轄する岸和田市長 (以下「市長」という。)
 - ②採取計画の認可申請 (第33条の2～3)岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類及び数量等所定の事項を記載した採取計画を作成し、市長の認可を受ける。
 - ③認可の基準 (第33条の4)他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷する等一定の要件に該当することとなる採取計画は認可されない。
 - ④認可の条件認可又は変更の認可に条件を附することができる。

[第3章]

(第33条の7)

- ⑤採取計画の遵守義務 (第33条の8) 認可を受けた採取計画に従って事業の実施をしなければならない。
- ⑦認可の取消し (第33条の12) 所定の要件に該当することとなる採石業者は、認可の取消し又は事業停止を命ぜられる。

5. 監督・命令
[第3章]

- ①認可採取計画の変更 命令 (第33条の9) 市長は、認可した採取計画で、その後の事情変更により災害の発生を防止することができなくなると認めるときは、採石業者に対し採取計画の変更を命ずることができる。
- ②緊急措置命令等 (第33条の13) 市長は災害防止のため必要があると認めるときは、採石業者に対し事業停止又は必要な措置を取るべきことを命ずることができる。
- ③譲渡したたい積物等の管理 (第33条の16) 採石場の廃土又は廃石については、これを譲渡し又は放棄した後であってもなお採石業者に管理責任がある。
- ④廃止した業者に対する災害防止命令 (第33条の17) 岩石の採取をした採取場について廃止の日から2年間は、その廃止業者に対し必要な設備をすることを命ずることができる。

6. 土地の使用
[第4章]

- ①使用の目的 (第35条) 採石業者は、事業の実施につき他人の土地を一定の目的のために利用することが必要不可欠であって、他の土地をもって代えることができないときは、これを使用することができる。
- ②使用の許可 (第36条) この目的のために他人の土地を使用しようとするときは、経済産業局長の許可を受けなければならない。
- ③土地収用法の適用 (第37条) 経済産業局長の決定による土地の使用は、土地所有権等に重大な利害関係をもつこととなるので、その手続について慎重を期するため、公開による聴聞を行うほか土地収用法の規定が適用される。

- ①標識の掲示 (第33条の15) 認可を受けた採石業者は、省令で定める標識をその採取場に掲げなければならない。
- ②鉱業権者との協議 採石業を行う土地の区域と鉱区が重複するときは、

	(第34条)	事業の実施について採石業者又は鉱業権者は、お互いに相手方に対し協議をすることができ、その協議が整わないときは経済産業局長に決定の申請をすることができる。
	③帳簿の備付け (第34条の2)	採石業者は省令で定める帳簿を備え、これを保存しなければならない。
7. その他 [第3章、第5 章～第7章]	④適用除外 (第34条の8)	この法律中、業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、災害の発生の恐れがないとして政令で定める業態の事業を行なう採石業者には適用しない。
検査 (第42条)	⑤報告の徴収及び立入	経済産業局長、市長は、採石業者からその業務に関する報告を徴収するとともに、その職員をして採石場等に立ち入り、検査させることができる。
	⑥経済産業大臣の指示 (第42条の2の2)	経済産業大臣は、災害防止のため市長に対し政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。
	⑦罰則 (第43条～第46条)	この法律に違反した場合における罰則を規定する

I-2 採石法（昭和25年法律第291号）（抄）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

【解説】

「岩石の定義」（法第2条）について

- ① 母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の科学的性質を有するものは砂利（砂及び玉石を含む）である場合を除き、岩状でなくても岩石として取り扱う。
 - ア 花崗岩が風化分解したいわゆる真砂土
 - イ けつ岩・粘板岩が風化分解して粘土状で賦存している場合
 - ウ ある程度膠結した第3紀層のれき層、砂層又は、耐火度が低く、鉍物に該当しない耐火粘土。
- ② 玉石とは直径30cm以下のものをいう（砂利採取法の取扱基準）ので、これを超える岩塊は、岩石として採石法の適用を受ける。

（行為の効力）

第3条 この法律の規定によってした処分、手続その他の行為は、第32条の6第1項に規定する場合のほか、採石権者又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

第2章 採 石 権

（内容及び性質）

第4条 採石権者は、設定行為をもって定めるところに従い、他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）を採取する権利を有する。

2 採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となっている土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならない。

3 採石権は、物権とし、地上権に関する規定（民法（明治29年法律第89号）第269条の2（地下又は空間の地上権）の規定を除く。）を準用する。

（存続期間）

第5条 採石権の存続期間は、設定行為をもって定めることを要する

2 前項の存続期間は、20年以内とする。若し20年より長い期間をもって採石権を設定したときは、その存続期間は、20年に短縮する。

第6条 前条の期間は、更新することができる。但し、更新の時から20年をこえることができない。

（協 議）

第9条 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者は、採石権の設定又は譲受について、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業局長の許可を受けて、土地の所有者及び土地に関して第三者に対抗することができる権利を有する者(以下「権利者」という。)又は採石権者に対し協議することができる。

(許可の基準)

第10条 経済産業局長は、下記に掲げる場合においては、前条第1項の許可をしてはならない。

- 一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。
- 三 他にその土地において岩石の採取(当該岩石の採取を行なう場所で当該岩石の採取に附随して行なう岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を含む。)の事業(以下「採石業」という。)又は砂利採取業(砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二条に規定するものをいう。)を行なっている者があるとき。

【解説】

「採石業の定義」(法第10条)について

- ① 「採石業」とは、営利、非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続して行なう態様のものをいう。
したがって、例えば個人が一時的に観賞用の庭石を採取する行為は、採石業に該当しない。
また、人格の主体が個人であると、会社、公社、公団その他地方公共団体であるとを問わず、本来の事業目的達成のため、副次的に行なう採取行為が、社会通念からみて、採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性及びこれに付随する行為、例えば工事現場において土地から分離された岩石を、販売若しくは他の場所において使用する行為が伴えば、当該岩石の採取行為は採石業に該当する。
- ② 岩石採取と同時に、その採取場所と社会通念上一体と認識される場所において加工作業を行なっている場合には、岩石の加工部門を含め(買石加工が多い場合を含む。)採石業と考えるべきであるが、岩石の加工又は販売のみを行なっている場合は、採石業に該当しない。
- ③ 観賞用として転石を採取する場合であっても、それが大規模(事業としての態様を呈する程度、前掲①参照)に行なわれるようなときは採石法の適用を受ける。
れき状のものの中の玉石のみを採取しようとする場合は、岩石でなく玉石の採取として取り扱う。

第3章 採石業

第1節 採石業者の登録

(登録)

第32条 採石業を行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

【解説】

「登録」(法第32条)について

同一都道府県の区域内であれば岩石採取場数に関係なく一事業主体につき一登録が必要である。ただし、一の都道府県の登録を受けた場合であっても、他の都道府県の区域内で採石業を行なおうとする場合には、当該都道府県において別途の登録が必要である。

(登録の申請)

第32条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の氏名
- 三 法人にあっては、その業務を行う役員の名

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書面を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第32条の3 都道府県知事は、第32条の登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を採石業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第32条の4 都道府県知事は、第32条の2第1項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - 三 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが、第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
 - 四 法人であって、その業務を行う役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 五 その事務所ごとに、次に掲げる者であって第1号から第3号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者
 - イ 採石業務管理者試験（以下「業務管理者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承 継)

第32条の6 採石業者がその事業の全部を譲り渡し、又は採石業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その採石業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第32条の4第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により採石業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第32条の7 採石業者は、第32条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 第32条の2第2項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(廃止の届出)

第32条の8 採石業者は、その登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

【解説】

「廃止の届出」(法第32条の8)について

- ① 「採石業を廃止したとき」とは、将来再開の意思なく、採石事業活動をやめることであるが、その判断には事実認定を要する。その際、事業実施の基本である岩石採取行為の有無、あるいは法第34条の2に規定する帳簿の記載の有無及びその内容等が判断の基準となる。
- ② 採石業を廃止し、法第32条の8の規定に基づく所定の届出をした「採石業者であった者」であっても、その廃止後2年以内に岩石の採取計画を認可した都道府県知事が、法第33条の17の規定に基づき災害防止命令をかけた場合は、当該命令に係る災害防止義務が、採石業廃止後も継続する。

(登録の失効)

第32条の9 採石業者がその登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、その者に係る第32条の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第32条の10 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第32条の4第1項第1号、第3号又は第4号に該当することとなったとき。
- 二 第32条の4第1項第5号に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。
- 三 第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第33条の規定に違反して岩石の採取を行なったとき。
- 五 第33条の12の規定による認可の取消しを受けたとき。
- 六 不正の手段により第32条の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

【解説】

登録の取消し等(法第32条の10)について

- ① 「事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」とは、登録行政庁の裁量により、全部又は特定の岩石採取場について制裁としての事業停止を命ずることができるという意味である。
- ② 業務管理者が死亡又は解雇等により不存在の状態が2週間以上続いているときは、これを登録の取消し要件とするとともに、業務管理者の常置を義務づけている。

(業務管理者の義務等)

第32条の12 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行なわなければならない。

2 岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

【解説】

業務管理者の義務等（法第32条の12）について

① 「採取計画の作成及び変更に参加」とは、採石業者が採取計画の作成を行なう際、業務管理者がその採取計画の企画、立案又は変更について災害防止の観点から意見を述べることである。

「監督」とは、他の従業員に対し、施行規則第8条の6第2号から第4号までの事項について、岩石の採取に係る災害防止の観点から必要に応じ指示、命令をすることである。

③ 「岩石の採取に従事する者」には、作業員のみならず採石業者も含まれる。

第2節 採取計画の認可等

(採取計画の認可)

第33条 採石業者は、岩石の採取を行なおうとするときは、当該岩石の採取を行なう場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

【解説】

採取計画の認可（法第33条）について

① 平成25年2月1日以降は、市長の許可を受けなければならない。（府からの権限移譲による。）

② 「採石業者」とは、法第32条の登録を受けた者をいう。

③ 「岩石採取場」とは、法第10条第1項第3号に規定する「岩石の採取」を行なう場所をいい、公有地であるか私有地であるかを問わない。

また、その地域的な範囲は、原則として岩石採取切羽と同一敷地の範囲であるが、岩石採取の地点に近接する砕石プラント等については、社会通念上一体として認識されるものは、一岩石採取場として取り扱って差し支えない。

④ 「採取計画の認可」は、法第33条の4（認可の基準）に基づいて行なわれるが、この認可を受けることなく採石業を行なった者は、法第32条の10第1項第4号の規定により採石業者の登録の取消し等の要件に該当する。

(採取計画に定めるべき事項)

第33条の2 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 岩石採取場の区域
- 二 採取する岩石の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(認可の申請)

第33条の3 第33条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号

三 採取計画

- 2 前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

【解説】

認可の申請（法第33条の3）について〔施行規則第8条の15関係〕

- ① 平成25年2月1日以降は、申請書は市長に提出しなければならない。（府からの権限移譲による）
- ① 施行規則第8条の15第2項第2号の「岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面」については、次の事項を表示するものとする。
- ア 切羽の位置
 - イ 廃土又は廃石のたい積場の位置
 - ウ 災害防止設備の設置場所
 - エ 岩石採取場並びにその周辺約300m程度の範囲内に存する河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置及び農業用施設等
- ② 施行規則第8条の15第2項第5号の「法第32条の登録を受けていることを示す書面」とは、法第32条の3第2項の規定に基づく都道府県知事の登録済通知書を複写したものである。
- ③ 施行規則第8条の15第2項第6号の「計画を記載した書面」とは、業務管理者が施行規則第8条の6に基づいて行なう職務の計画を記載した書面である。
- ④ 施行規則第8条の15第2項第7号の「権限を有することを示す書面」とは、次のような書面である。
- ア 自己の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記簿の謄本
 - イ 他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書、若しくは同意書の写し。また、「権限を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、例えば当該土地の売買の予約が成立しているような場合における予約契約書の写しなどをいう。
- ⑤ 施行規則第8条の15第2項第8号の「その処分を受けていることを示す書面」とは、許可、認可、その他の処分を行なった行政庁が発行した証明書若しくは許可証等の写し、又は許可証若しくは許可通知書を複写したものをいう。
- この場合、処分があったか否かを示すだけでなく、当該処分の内容（例えば採取の数量、採取の期間）をも明らかに示す書面でなくてはならない。
- また「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写しをいう。
- ⑥ 施行規則第8条の15第2項第9号の書面には、採石業者自身が岩石を搬出する場合のみならず、採石業者から岩石を購入する者又は運送業者が岩石を搬出する場合についても記載するものとする。
- なお、「岩石の搬出の方法」とは、岩石を搬出する主体、岩石運搬車の種類、岩石運搬車の一日当たりの台数等をいう。
- ⑦ 施行規則第8条の15第2項第11号の「その他参考となる事項を記載した図面又は書面」とは、例えば次に掲げるようなものをいう。
- ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の3（基準遵守義務）の規定の適用を受ける者にあつては、当該基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面
 - イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条（排水基準）に規定する排水基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面
 - ウ 国道又は都道府県道等に至るまでに私道を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することを証する書面

(認可の基準)

第33条の4 都道府県知事は、第33条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

【解説】

認可の基準（法第33条の4）について

※平成25年2月1日以降は、市長の権限になる。（府からの権限移譲による）

- ① 「他人に危害を及ぼす」とは、他人の生命又は身体に危険を及ぼすことである。この場合において、その危害を及ぼす原因作業を行なう採石業者の事業に従事する者の業務上の危害については、本法の適用はなく、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づいてその防止が図られることとなっている。
- ② 「公共の用に供する施設」とは、具体的には、例えば法第10条第1項第1号に列記されている物件などをいう。
また、公共の用に供する施設か否かについては、当該施設の所有権又は管理権の帰属いかんによるのではなく、一般不特定多数の用に供されるものであるか否かによって判断される。
- ③ 「損傷」とは、物理的な破壊に止まらず、効用の破壊をも含む。
- ④ 一人の業務管理者が、当該事務所に係る数ヶ所の岩石採取場の業務管理者となる結果、法第32条の12において規定するその職務を事実上十分に遂行することができないと認められる採取計画については、認可をしないこととする。
- ⑤ 「農業、林業もしくはその他の産業の利益を損じ」の例としては、
 - ア 汚濁水や廃土石の田畑への流入
 - イ 岩石採取場の近隣の農地の崩壊
 - ウ 地下水の利用による農業用水の枯渇
 - エ 河川や海岸の汚濁による海苔及びかき等の水産物養殖業への被害等がある。他産業の利益への侵害を認可の基準として掲げている理由は、他産業の利益への侵害が私人間の利益侵害の問題にとどまらず、国民経済的にみて重要な関心をひかれるところだからである。
- ⑥ 申請に係る採取計画の中で、その大部分は災害発生のおそれはないが、一部分だけ災害発生のおそれがある場合（例えば採掘工程は大丈夫であるが、洗浄工程の一部は問題がある場合等）であっても採取計画は一体として考えるべきものであるので、部分認可は行なわず、全体を不認可処分とすることとする。
- ⑦ 岩石の採取に際して採取計画の認可とともに他法令（例えば自然公園法、森林法等）の許可を受ける必要がある場合において、当該許可を受けることができないとき又は受ける見込みがない場合は採取計画は不認可となる。（施行規則第8条の15第2項第8号参照）他法令は岩石の採取についての権限を付与する規定であり、本条による採取計画の認可とは全く別個に判断される性質のものであるが、これらの許可を受けることができない又は受ける見込みがない場合は実質上岩石の採取を行なうことはできないので、本条による認可をしても無意味だからである。
- ⑧ 申請のあった採取計画について、本条の認可基準により内容を審査する場合の具体的な技術基準については、本書「VII-3 採石災害の防止方法（参考）」、及び「採石技術指導基準書」（経済産業省資源エネルギー庁監修）によるものとする。

(変更の認可等)

- 第33条の5 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。
- 2 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第1項の規定による変更の認可に準用する。
- 4 第33条の認可を受けた採石業者は、第33条の3第1項第1号又は第2号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

【解説】

変更の認可等（法第33条の5）について

- ① 平成25年2月1日以降、変更の認可等については、全て、市長に届けなければならない。（府からの権限移譲による）
- ② 「採取計画の変更」とは、例えば岩石採取場の区域の変更、岩石の種類の変更、採取量の増加、採取期間の延長、採取の方法の変更等法第33条の2及び施行規則第8条の14の各号に規定する採取計画の内容を変更することである。
- ③ 岩石採取場の区域を拡張することにより、従来の事業実施の態様が抜本的に変更される場合、すなわち採取の方法、災害防止設備等が全く一新される場合には新規の岩石採取場として法第33条の認可を必要とする。
- ④ 採取計画の軽微な変更は改めて変更の認可を受ける必要はないが、災害防止のために事前に行政庁に届出が必要である旨が法第33条の5第2項に規定されている。

(認可の条件)

- 第33条の7 第33条の認可又は第33条の5第1項の規定による変更の認可には、条件を附することができる。
- 2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(遵守義務)

- 第33条の8 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画（第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下次条において「認可採取計画」という。）に従って岩石の採取を行なわなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

- 第33条の9 都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行なわれている岩石の採取が第33条の4に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

【解説】

認可採取計画の変更命令（法第33条の9）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長が命ずる。（府からの権限移譲による）

(休止及び廃止の届出)

- 第33条の10 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を引き続き6箇月以上休止しようとするとき、又は当該岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

【解説】

休止及び廃止の届出（法第33条の10）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長に届け出なければならない。（府からの権限移譲による）

（認可の失効）

第33条の11 第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したとき、又は第32条の10第1項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した岩石採取場に係る第33条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の岩石採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。

（認可の取消し等）

第33条の12 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が次の各号の1に該当するときは、その認可を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。

- 一 第33条の7第1項の条件に違反したとき。
- 二 第33条の8の規定に違反したとき。
- 三 第33条の9又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第33条の認可を受けたとき。

【解説】

認可の取消し等（法第33条の12）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長が命ずる。（府からの権限移譲による）

（緊急措置命令等）

第33条の13 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、第32条の規定に違反して採石業を行なった者又は第33条若しくは第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行なった者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【解説】

緊急措置命令等（法第33条の13）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長が命ずる。（府からの権限移譲による）

- ② 「第1項」について

第1項の緊急措置命令は、災害の防止のため緊急の必要がある場合にのみ発動できる。この命令を受けると直ちに必要な措置を講じる義務を生じ、これに違反すると採取計画の認可の取消し等の原因となり（法第33条の12）、また登録の取消し処分を受ける場合もあり（法第32条の10）、1年以下の懲役に処せられる等の強力な効果が発生する。

「緊急の必要があると認めるとき」としては、現実に災害が発生している場合は当然であるが、その他としては台風、集中豪雨等が接近している場合などがある。自然現象以外であっても社会通念上直ちに何らかの災害防止措置を施さないと災害の発生が必然的と認められる場合には本項に該当する。災害の発生するおそれはあるが、時間的なゆとりがある場合は、法第33条の9の規定による採取計画の変更命令が発動される。

- ③ 「第2項」について

第2項の命令は、採石業者の登録を受けないで採石業を行なった者、または採取計画の認可を受けないで岩石採取を行なったもの、若しくは採取計画の遵守義務違反をした採石業者に対して、岩石採取に伴って発生する災害防止のため必要な措置等を命じるものである。

なお、本項の命令は、違反事実があれば災害発生の急迫性とは関係なく発動される。

- ④ 「採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置」とは、崩壊防止のほか、採取跡の整地、廃土石たい積場の設置、沈澱池の設置等である。

第3節 雑 則

(市町村長の要請)

第33条の14 市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第33条の9又は前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市町村長の要請（第33条の14）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長が調査、措置する。（府からの権限移譲による）

(標識の掲示)

第33条の15 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(譲渡したたい積物等の管理)

第33条の16 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る廃土又は廃石のたい積したもののその他の経済産業省令で定める物件については、これを譲渡し、又は放棄した後であっても、当該認可に係る採取計画に従って災害の防止に関する措置を講じなければならない。

(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)

第33条の17 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から2年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

【解説】

岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令（法第33条の17）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長が命ずる。（府からの権限移譲による）

(帳簿の備付け等)

第34条の2 採石業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(聴聞の特例)

第34条の4 都道府県知事は第32条の10第1項又は第33条の12の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行なわなければならない。

2 第32条の10第1項又は第33条の12の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行なわなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

【解説】

聴聞の特例（法第34条の4）について

- ① 第33条の12の規定による命令については、平成25年2月1日以降は、市長が命ずる。（府からの権限移譲による）

（採石業者に対する指導及び助言）

第34条の6 経済産業大臣又は都道府県知事は、採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害を防止し、又は採石業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。

【解説】

採石業者に対する指導及び助言（第34条の6）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長が指導及び助言する。（府からの権限移譲による）

（適用除外）

第34条の8 この章中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、採石業であつて、採取する岩石の種類及び用途、岩石の採取の方法、岩石の採取に従事する者の数等により岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められるものとして政令で定める業態のものを行なう者については、適用しない。

- 2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第6章 補 則

（報告及び検査）

第42条 経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。
3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【解説】

報告及び検査（法第42条）について

- ① 平成25年2月1日以降は、都道府県知事に代わり市長が検査させることができる。（府からの権限移譲による）

（国等に対する適用）

第42条の2 この法律の規定は、第3章第1節、第40条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、採石業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもちて第33条の認可又は第33条の5の規定による変更の認可があったものとみなす。

第7章 罰 則

第43条 次の各号の1に該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第32条の規定に違反して採石業を行なった者
- 二 第32条の10第1項、第33条の12、第33条の13第1項若しくは第2項又は第33条の17の規定による命令に違反した者
- 三 第33条又は第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行なった者

四 第33条の16の規定に違反して災害の防止に関する措置を講じなかった者

第44条 左の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第34条の2の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第42条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第42条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業員の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

第46条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- 一 第32条の6第2項、第32条の8、第33条の5第4項又は第33条の10の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第33条の15の規定に違反した者

I-3 採石法施行令（昭和46年政令第279号）（抄）

（採取計画の認可等を要しない業態）

第1条 採石法（以下「法」という。）第34条の8第1項の政令で定める業態は、法第2条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石以外の岩石の採取であって次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 もっぱら砕石以外の石材の生産の用に供するために行なうもの
- 二 主として人力により露天掘りで行なうもの
- 三 岩石の採取に従事する者の数が5人以下であるもの

I-4 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）（抄）

（登録の申請）

第8条 法第32条の2第1項の規定により法第32条の登録の申請をしようとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第1による申請書を提出しなければならない。

2 法第32条の2第2項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第32条の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 二 事務所に置く業務管理者が業務管理者試験に合格した者又は法第32条の4第1項第5号口の規定による認定を受けた者であることを証する書面
- 三 事務所に置く業務管理者が法第32条の4第1項第1号から第3号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 四 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票
- 五 申請者の採石業経歴書
- 六 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記簿の謄本

（承継の届出）

第8条の3 法第32条の6第2項の規定により採石業者の地位の承継の届出をしようとする者は、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に様式第3による届書を、当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に様式第4による届書を提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第32条の6第1項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継した者にあつては、様式第4の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第5による書面及び戸籍謄本
- 三 第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第6による書面及び戸籍謄本
- 四 第32条の6第1項の規定により合併により採石業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本
- 五 承継人が法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約する書面

（登録事項の変更の届出）

第8条の4 法第32条の7第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第7による届書を法第32条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行なう役員に係るものであるときはそれらの者が法第32条の4第1項第1号から第3号までに該当しないことを誓約する書面、当該変更が業務管理者の変更又は事務所の新設に係るものであるときは第8条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付しなければならない。

（廃止の届出）

第8条の5 法第32条の8の規定により採石業の廃止の届出をしようとする者は、様式第8による届書を法第32条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

(業務管理者の職務)

第8条の6 法第32条の12第1項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行なわれるよう監督すること。
- 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行なうこと。
- 四 法第34条の2の帳簿の記載及び法第42条の報告について監督すること。
- 五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

(合格証等の再交付の手続)

第8条の13 第8条の10の合格証又は前条の認定証をよごし、損じ、又は失ってその再交付を受けようとする者は、様式第14による申請書に写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添附して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第8条の14 法第33条の2第5号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩石の賦存の状況
- 二 採取する岩石の用途
- 三 廃土又は廃石のたい積の方法

(認可の申請)

第8条の15 法第33条の3第1項の規定により法第33条の認可の申請をしようとする者は、様式第15による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第33条の3第2項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図
- 二 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面
- 三 掘採に係る土地の実測平面図
- 四 掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの
- 五 法第32条の登録を受けていることを示す書面
- 六 岩石採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務管理者の氏名並びに当該業務管理者が当該岩石採取場において認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行なわれるよう監督するための計画を記載した書面
- 七 岩石採取場で岩石の採取を行なうことについて申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 八 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 九 岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの岩石の搬出の経路を記載した書面
- 十 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面
- 十一 その他参考となる事項を記載した図面又は書面

【解説】

認可の申請（施行規則第8条の15）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長に提出しなければならない。（府からの権限移譲による）

(採取計画の変更の認可の申請)

第8条の16 法第33条の5第1項の規定により法第33条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第16による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図面又は書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付しなければならない。

【解説】

採取計画の変更の認可の申請（施行規則第8条の16）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長に提出しなければならない。（府からの権限移譲による）

(軽微な変更)

第8条の16の2 法第33条の5第1項の通商産業省令で定める軽微な変更は、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないものとする。

- 2 前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県の条例、規則その他の定めで定めることができる。

(氏名等の変更の届出)

第8条の17 法第33条の5第4項の規定により法第33条の3第1項第1号又は第2号の事項について変更の届出をしようとする者は、様式第17による届書を法第33条の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

【解説】

氏名等の変更の届出（施行規則第8条の17）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長に提出しなければならない。（府からの権限移譲による）

(休止及び廃止の届出等)

第8条の18 法第33条の10の規定により法第33条の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第18による届書を当該認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 坑内掘りにより岩石の採取を行なった者が前項の届出を行なうときは、同項の届書のほか、岩石の採取の休止又は廃止の際の土地の実測平面図、実測縦断面図、及び実測横断面図（坑内掘りによる掘採に係るものに限る。）を提出しなければならない。

【解説】

休止及び廃止の届出等（施行規則第8条の18）について

- ① 平成25年2月1日以降は、市長に提出しなければならない。（府からの権限移譲による）

(標識の様式及び記載事項)

第8条の19 法第33条の15の規定により採石業者が掲げる標識は、様式第19によるものとする。

- 2 法第33条の15の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該岩石採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号
 - 三 登録年月日及び登録番号
 - 四 当該岩石採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号

- 五 採取する岩石の種類、数量及びその採取の期間
- 六 掘採の方法及び掘採をする土地の面積
- 七 岩石の採取のための火薬類の使用の有無
- 八 岩石の採取のための機械の種類及び数
- 九 岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- 十 業務管理者の氏名

(経済産業省令で定める物件)

第8条の20 法第33条の16の経済産業省令で定める物件は、法第33条の認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものとする。

(帳簿の記載)

第9条の2 採石業者は、岩石採取場を管理する事務所ごとに帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければならない。

2 法第34条の2の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 岩石採取場ごとの一日当たりの岩石の採取実績
- 二 業務管理者が当該岩石採取場において岩石の採取に従事する者を監督した日時及びその内容
- 三 廃土又は廃石の処理、汚濁水の処理及び採取跡の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害の防止のために講じた措置
- 四 岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあっては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置

(電磁的方法による保存)

第9条の3 前条第2項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第34条の2に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(報 告)

第11条 採石業者は毎年3月末日までに岩石採取場ごとに、経済産業大臣が告示で定める様式により、左に掲げる事項を記載した業務の状況に関する報告書を当該岩石採取場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

- 一 採石業者の氏名又は名称及び住所
- 二 採取場の位置
- 三 採取する岩石の名称
- 四 岩石の採取の根拠となる権利の種類
- 五 製品の品目及び品目別の1年間の生産量
- 六 公益の保護のためにとった措置

(申請書等の提出部数)

第23条 第1条から第7条まで、第9条、第10条の4又は第11条の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。

2 第8条、第8条の3、第8条の4又は第8条の11の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。

3 第8条の2、第8条の5、第8条の9、第8条の13、第8条の17又は第8条の18の規定により提出する届書その他の書類の部数は、正本一通とする。

4 第8条の15又は第8条の16の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本一通及び当該岩石採取場が所在する市町村の数に2を加えた数の写しとする。

I - 5 岸和田市手数料条例（平成12年岸和田市条例第15号）（抄）

第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

(66) 採石法（平成25年法律第291号）第33条の規定による認可に係る申請 1件 52,000円

(67) 採石法第33条の5第1項の規定による変更認可に係る申請 1件 33,000円

II 採石業者登録関係申請書作成要領（参考）

「採石業者登録」と「採取計画の認可」の関係概要

① 採取業を行おうとする者

② 登録の申請（法 32 条の 2）

③ 登録の拒否要件（法第 32 条の 4 第 1 項）	
第 1 号	本法違反による罰金以上の刑に処せられてから 2 年以内の者（法第 43・44 条）
第 2 号	⑮の登録の取消処分を受けてから 2 年以内の者（法第 32 条の 10 第 1 項）
第 3 号	⑮の登録の取消処分を受けてから 2 年以内の法人の業務執行役員がいる（法第 32 条の 10 第 1 項）
第 4 号	法人の業務執行役員で第 1 号から第 3 号の該当者がいる
第 5 号	業務管理者が不適格（法第 32 条の 13 第 1 項）

④ 登録（法第 32 条）

採石業者

⑤ 採取計画の認可申請（法第 33 条の 3）

⑭ 採取計画の変更認可申請（法第 33 条の 5）

⑮ 登録の取消処分を受けた者に係る全ての認可採取計画はその効力を失う（法第 33 条の 11）

⑰ 登録の取消要件（法第 32 条の 10）	
第 1 号	③の登録の拒否要件に該当することとなったとき
第 2 号	登録事項の変更届義務違反（法第 32 条の 7）
第 3 号	⑧の採取計画の認可を受けないで岩石の採取を行なったとき
第 4 号	⑮の認可の取消処分を受けたとき
第 5 号	不正な手段により登録を受けたとき

⑥ 認可の基準（法第 33 条の 4）	
公共の福祉に反すると認めるとき	
(1)	他人に危害を及ぼす
(2)	公共の用に供する施設を損傷する
(3)	他の産業の利益を損する

⑦ 認可の条件（法第 33 条の 7）

⑧ 認可（法 33 条）

⑨ 遵守義務（法第 33 条の 8）

⑱ 認可の取消要件（法第 33 条の 12）	
第 1 号	⑦の条件違反
第 2 号	⑨の遵守義務違反
第 3 号	⑭の採取計画の変更及び⑮の緊急措置命令違反
第 4 号	不正な手段により認可を受けたとき

採石業実施

⑩ 報告及び検査（法第 42 条）	
(1)	報告の徴収
(2)	立入検査

⑫ 認可採取計画の変更命令（法第 33 条の 9）

⑮ 緊急措置命令等（法第 33 条の 13）	
第 1 項	災害の発生が急迫している場合の具体的措置命令
第 2 項	本法違反の場合の具体的措置命令

⑪ 自らの理由による場合（法第 33 条の 5 第 1 項）

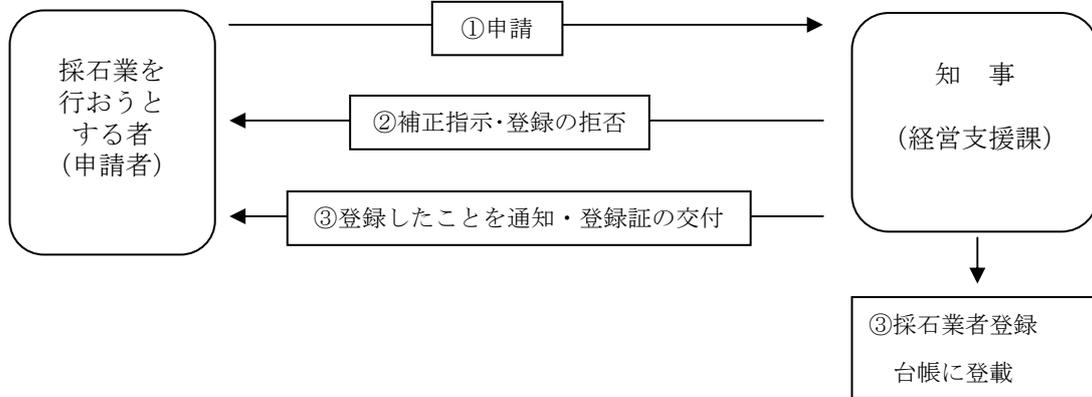
⑬ 認可採取計画の変更命令による場合（法第 33 条の 9）

Ⅱ－1 採石業者登録申請

1 登録の申請（採石法第32条）

採石業を行なおうとする者は、その事業を行なう前に採石業者の登録を受けなければならない。その登録にあたって、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

□ 登録の流れ



①採石業を行おうとする者は、採石業者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、大阪府商工労働部商工振興室経営支援課 総務・企画グループに提出する。提出部数は2部とする。

②知事は申請者を審査し、必要な場合は申請者に対して期限を付して補正を指示する。

申請者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨申請者に通知する。

③知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、採石業者登録台帳に登載するとともに、申請者に登録した旨を通知する。

□ 様式及び添付書類

区 分		申 請 者		備 考
		法 人	個 人	
必要書類		法 人	個 人	
採石業者登録申請書		様式第1号		
添 付 書 類	登録申請者の誓約書	様式第1号の1 様式第1号の2	様式第1号の1	
	法人の登記事項証明書	●	—	
	住民票	—	●	
	採石業務管理者試験合格証の写し又は採石業務管理者認定書の写し	●		
	採石業務管理者の誓約書	様式第1号の3		
	採石業務管理者に関する証明書	様式第1号の4		
	採石業務管理者の住民票	●		
採石業務管理者の継続雇用を証明する書面		次のいずれかの書面 ・社会保険の被保険者証の写し ・雇用保険の決定通知書の写し ・源泉徴収票の写し ・その他雇用関係を確認できる公的機関の発行する書類の写し		

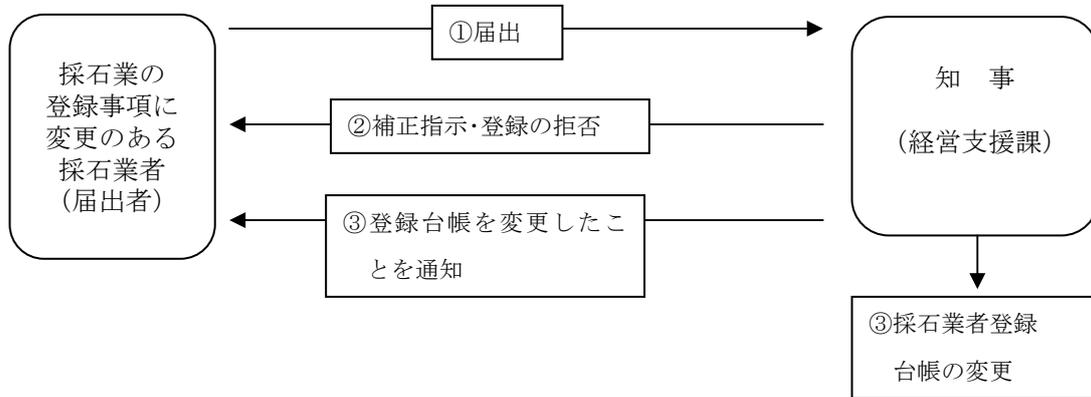
II-2 登録に係る届出等

1 登録事項変更の届出（採石法第32条の7）

登録申請書の記載事項に変更があったとき、すなわち登録簿に記載された事項に変更があったときは、遅滞なく登録した都道府県知事に届出しなければならない。

- ・変更事項の内容は、従前の内容と変更後の内容を対比して記入すること。
- ・変更の年月日は、当該変更事由が発生した日を記載すること。
- ・変更の理由については、当該変更事由が発生した理由を記載すること。

□登録事項変更の流れ



①大阪府において既に採石業者として登録を受けている業者が、採石業の登録事項に変更が生じた場合、登録事項変更届書（様式7号）に次に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、大阪府商工労働部商工振興室経営支援課 総務・企画グループに提出する。提出部数は2部とする。

②知事は届出を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。届出者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨届出者に通知する。

③知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、採石業者登録台帳を変更するとともに届出者に登録台帳を変更した旨を通知する。

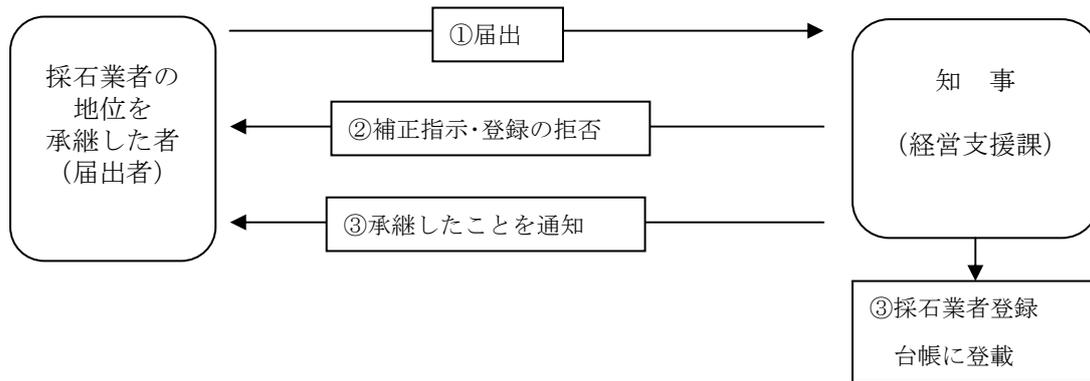
□ 添付書類

区 分	必 要 書 類	
①個人の住所、氏名に係る変更の場合	住民票	
②法人の住所、名称、事務所の名称、所在地に係る変更の場合	法人の登記事項証明書	
③法人の業務を行う役員（監査役を除くすべての役員）に係る変更の場合	変更役員の誓約書	様式第1号の2
	法人の登記事項証明書	
④業務管理者に係る変更(追加)の場合	業務管理者試験合格書の写し又は業務管理者認定書の写し	
	業務管理者の誓約書	様式第1号の3
	業務管理者に関する証明書	様式第1号の4
	業務管理者の住民票	
	採石業務管理者の継続雇用を証明する書面	次のいずれかの書面 ・社会保険の被保険者証の写し ・雇用保険の決定通知書の写し ・源泉徴収票の写し ・その他雇用関係を確認できる公的機関の発行する書類の写し

2 承継の届出（採石法第32条の6）

採石業者がその事業の全部を譲渡、又は相続、合併若しくは分割があった場合は、当該承継に係る採石業者の登録をした都道府県知事に届出しなければならない。

□ 承継届出の流れ



①事業の全部譲渡等により、採石業者の地位を継承したときは採石業承継届書（様式第3号）（大阪府において採石業者として登録を受けていない業者が事業の全部譲渡等により採石業者の地位を承継したときは様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、大阪府商工労働部商工振興室経営支援課 総務・企画グループに提出する。提出部数は2部とする。

②知事は届者を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。届出者が登録の拒否要件（法第32条の4）に該当するときは登録を拒否することとし、その旨届出者に通知する。

③知事は、登録の拒否要件に該当しない場合は、採石業者登録台帳を変更するとともに届出者に登録台帳を変更した旨を通知する。

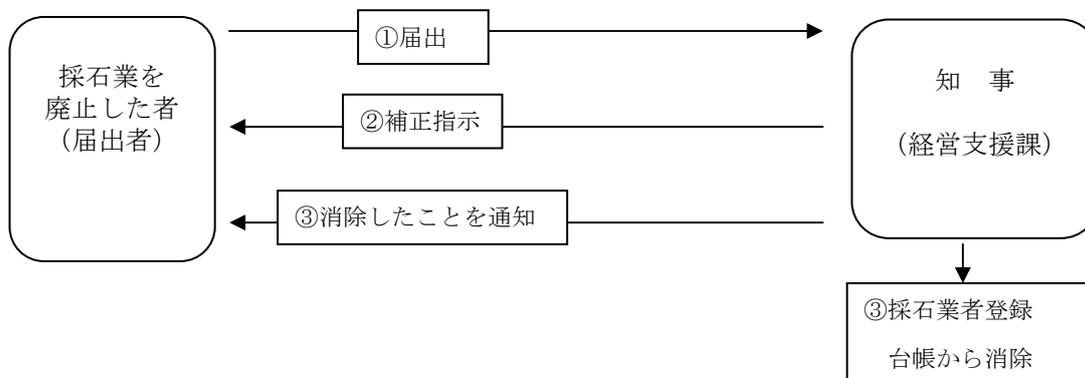
□ 添付書類

区 分	必 要 書 類		
①事業の全部を譲り受けた場合	採石業者事業譲渡証明書	様式第4号の2	
	事業の全部の譲渡があったことを証する書面	採取地が自己の土地の場合	土地登記簿謄本
		採取地が他人の土地の場合	契約書又は同意書の写し又は土地売買予約契約書等の写し
	承継人の誓約書	様式第1号の1又は第1号の2	
②承継人が2以上の相続人の全員の同意により選定されたものである場合	採石業者相続同意証明書	様式第5号	
	承継人の戸籍謄本		
	承継人の誓約書	様式第1号の2	
③相続人が1である場合又は相続人が共同で相続した場合	採石業者相続証明書	様式第6号	
	承継人の戸籍謄本		
	承継人の誓約書	様式第1号の2	
④合併の場合	法人の登記簿謄本		
	承継人の誓約書	様式第1号の1又は第1号の2	
⑤分割の場合	採石業者事業承継証明書	様式第6号の2	
	法人の登記簿謄本		
	承継人の誓約書	様式第1号の1又は第1号の2	

3 廃止の届出（採石法第32条の8）

採石業者が事業を廃止したときは、その登録をした都道府県知事に届出しなければならない。

□廃止届の流れ



①大阪府において既に採石業者として登録を受けている業者が、採石業を廃止した場合、採石業廃止届書（様式第8号）を、大阪府商工労働部商工振興室経営支援課 総務・企画グループに提出する。提出部数は2部とする。

②知事は届書を審査し、必要な場合は届出者に対して期限を付して補正を指示する。

③知事は、届書に不備がない場合は、採石業者登録台帳から当該採石業者を削除するとともに届出者に登録台帳から登録を削除した旨を通知する。

II-3 登録関係申請書・届書等の様式

別紙様式第1号から第8号のとおりとする。（様式番号については、採石法施行規則第8条の規定のとおりとしているため、一部掲載のない様式があります。）

【インターネットによる様式サービス】

本書掲載の各様式については、大阪府庁ホームページからダウンロードすることができます。

Ⅲ 採石業務管理者について

Ⅲ－１ 業務管理者の職務

採石業務管理者は、岩石の採取に伴う災害防止に関する職務を誠実にこなわなくてはならない（法第32条の12）とされており、採石業を行なうものは、その事務所ごとに採石業務管理者を置かなければ登録を受けることができない。

また、岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めて行なう指示に従わなければならない。

<業務管理者の主な職務内容>

- ①採取計画の作成及び変更に参加すること
- ②岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行なわれるよう監督すること
- ③岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の立案若しくは実施またはその監督を行なうこと
- ④帳簿（法第34条の2）の記載及び報告（法第42条）について監督すること
- ⑤岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し対策を講ずること

Ⅲ－２ 採石業務管理者試験

この試験は、岩石の採取に伴う災害防止に関し必要な知識及び技能について、都道府県知事が行なうものであり、毎年1回実施されている。

<採石業務管理者試験受験願書>

- | | |
|---------|---|
| ア 受験願書 | 様式第9号 |
| イ 受験票 | 様式第9号の2 |
| ウ 添付書類 | 写真（手札形とし、受験願書提出前日6ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を受験票の所定の欄に貼り付ける。 |
| エ 受験手数料 | 条例（大阪府商工行政事務手数料条例）で定める額。
納付の方法は、受験願書の所定の欄に、条例で定める金額の大阪府証紙を貼り付けて納付するものとする。
なお、納付された手数料については、当該試験事務に要した経費を補填するものであるため、どの様な場合でも返還はしない。 |

Ⅲ－３ 採石業務管理者認定

法第33条の規定により採取計画の認可を受けて岩石の採取を行なっている採石業者において、業務管理者が死亡、離職等により不在となり、業者の十分な努力にもかかわらず業務管理者を置くことが困難となった場合、業務管理者試験を合格した者と同等以上の知識・技能を有する者がおり、これを知事が認定することにより業務管理者の資格が得られる。

<採石業務管理者認定申請書>

- ア 採石業務管理者認定申請書 様式第12号
- イ 添付書類
- ・岩石の採取に従事した期間を記載した書面及びこれを証する書面並びにその期間において岩石の採取に伴う災害を生じさせたことがないことを証明する書面
 - ・保安技術職員国家試験規則（昭和25年通商産業省令第72号）第4条に規定する上級保安技術職員試験に合格した者にあつては、その合格証の写し
 - ・経済産業大臣または都道府県知事が行なう、岩石の採取に伴う災害の防止に関する講習の課程を修了した者にあつては、これを証する書面
 - ・履歴書 様式第10号
 - ・写真（手札形とし、申請6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
- ウ 申請手数料 条例（大阪府商工行政事務手数料条例）で定める金額
- 納入の方法は、条例で定める金額の大阪府証紙を納付するものとする。
- なお、納付された手数料については、当該認定事務に要した経費を補填するものであるため、どの様な場合でも返還はしない。

Ⅲ－4 採石業務管理者試験合格証及び認定証の再交付申請

採石業務管理者試験合格証及び認定証を破損、紛失し再交付を受けようとする者は、再交付申請書を、当該合格証及び認定証を交付した都道府県知事に提出する。

<採石業務管理者試験合格証及び認定証の再交付申請書>

- ア 再交付申請書 様式第14号
- イ 添付書類
- ・写真（手札形とし、申請6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
 - ・住民票
 - ・本人を確認できる書面の写し（運転免許証等）

Ⅲ－5 様式

別紙様式第10号から第14号のとおりとする。（様式番号については、採石法施行規則第8条の規定のとおりとしているため、一部掲載のない様式があります。）

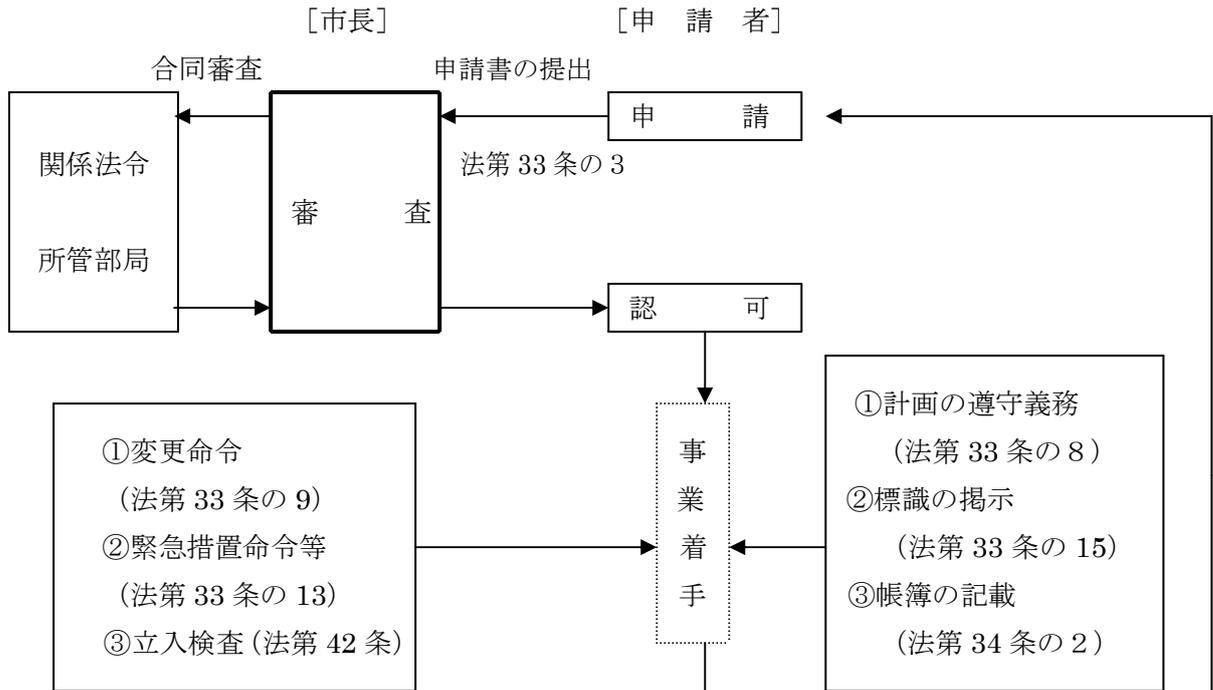
[インターネットによる様式サービス]

本書掲載の各様式については、大阪府庁ホームページからダウンロードすることができます。

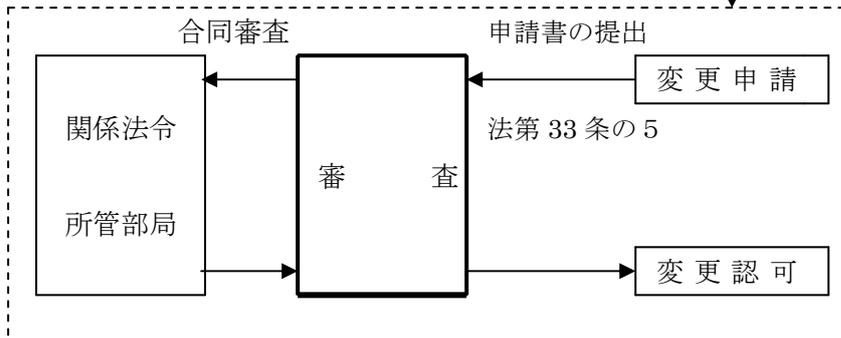
IV 採取計画の認可手続きについて

IV-1 採取計画の認可関係手続きの種類及び概要

1 採取計画認可申請

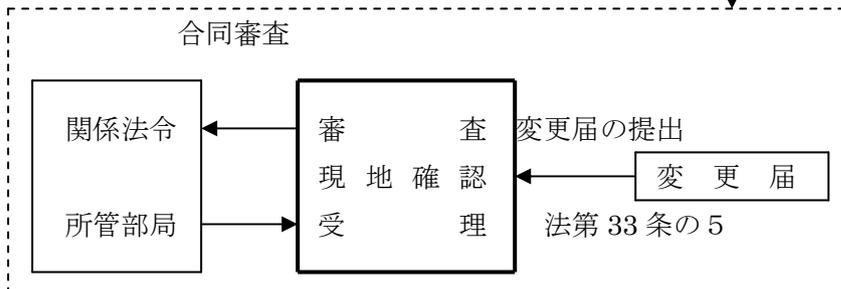


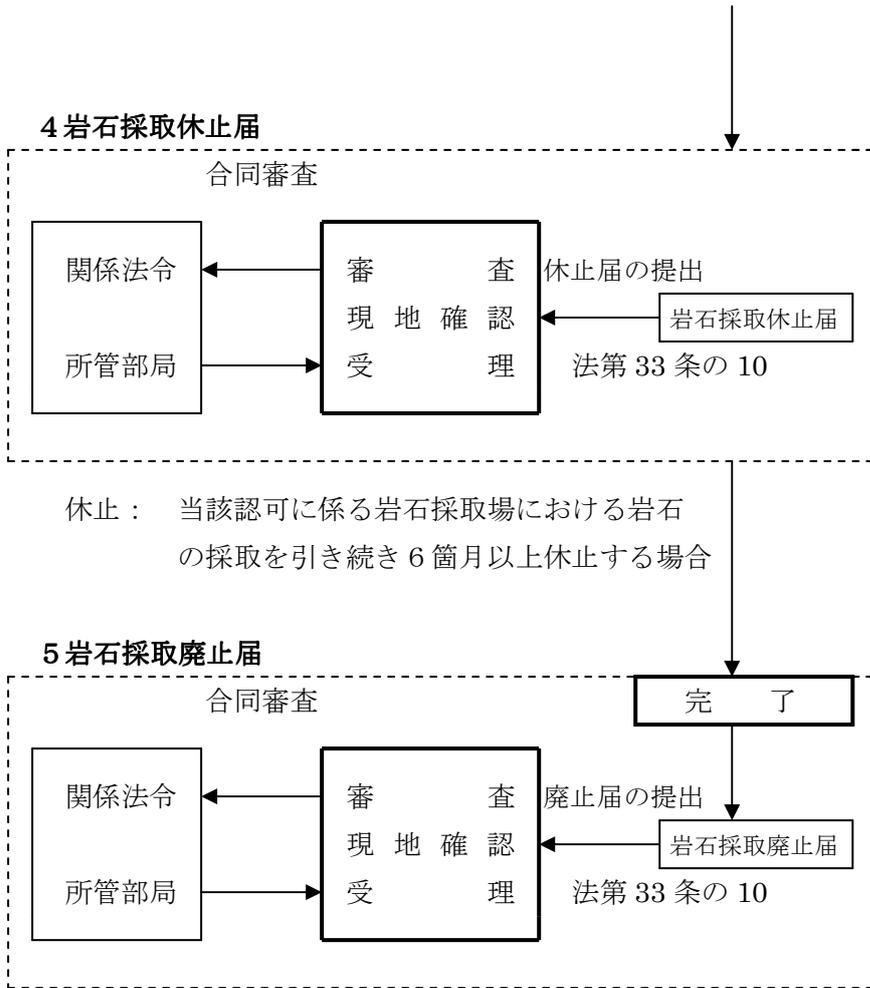
2 採取計画の変更認可申請



認可を更新する場合

3 採取計画の変更届（軽微な変更の場合）





IV-2 採取計画の認可関係申請書・届出書及び添付書類

1 採取計画認可申請

採石業者は、岩石の採取を行なう際には、岩石採取計画を作成し市長の認可を受けなければならない。

ア 採取計画認可申請書 様式第15号（21枚綴り）

作成方法は、「V-2 岩石採取計画認可申請書記載要領」によること。

イ 添付書類等

「V-3 岩石採取計画認可申請書添付書類作成要領」により必要に応じて作成、添付すること。

ウ 申請手数料

法第33条の認可を受けようとする者は、条例（岸和田市手数料条例）で定める金額の手数料を市が発行する納付書で納付しなければならない。

2 採取計画の変更認可申請

法第33条の認可を受けた採石業者が、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、事前にその認可をした市長の変更の認可を受けなければならない。

ア 採取計画の変更認可申請書 様式第16号（2枚綴り）

作成方法は「V-2 岩石採取計画認可申請書記載要領」による。

イ 添付書類

採取計画認可申請書に準じて、変更に係るものを添付すること。

ウ 申請手数料

法第33条の5の変更認可を受けようとする者は、条例（岸和田市手数料条例）で定める金額の手数料を納付しなければならない。

3 採取計画の変更届（軽微な変更の場合）

法第33条の認可を受けた採石業者が、当該認可に係る採取計画について軽微な変更を行なおうとするときは、その認可をした市長に届け出なければならない。

ア 採取計画の変更届（軽微な変更の場合） 様式第16号（2）（2枚綴り）

氏名等変更届（氏名又は名称等の変更の場合） 様式第17号

イ 添付書類

採取計画認可申請書に準じて、変更に係るものを添付すること。

氏名等変更届の添付書類については、「登録関係申請書・届書及び添付書類」に準じること。

※「軽微な変更」の要件

- ・氏名又は名称及び住所、法人にあつてはその代表者の氏名
- ・機械設備を全く同じ形式の物に置き換える場合

- ・採取期間の短縮又は採取量の減少を行なうが、その他の事項については変更しない場合

4 岩石採取休止届

認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石採取を6ヶ月以上休止しようとするときは、その認可をした市長に岩石採取休止届書を提出しなければならない。

ア 岩石採取休止届書 様式第18号

イ 添付書類

現況写真及び合同審査会で指示を受けた書面並びに図面等

5 岩石採取廃止届

認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石採取を廃止しようとするときは、その認可をした市長に岩石採取廃止届書を提出しなければならない。

ア 岩石採取廃止届書 様式第18号

イ 添付書類

現況写真及び合同審査会で指示を受けた書面並びに図面等

IV－3 採取計画の認可関係申請書・届書の様式

別紙様式第15から第18のとおりとする。

各様式については、岸和田市ホームページからダウンロードしてください。

V 岩石採取計画認可申請書作成要領

V-1 一般的注意事項

1. 岩石採取計画認可申請書（以下「申請書」という。）は、読みやすいように丁寧に記入すること。

記入に際しては、V-2 申請書記載要領を参考に簡潔に書くこと。なお、岩石採取認可申請書・添付書類及び添付図面の用語については、必ず統一すること。

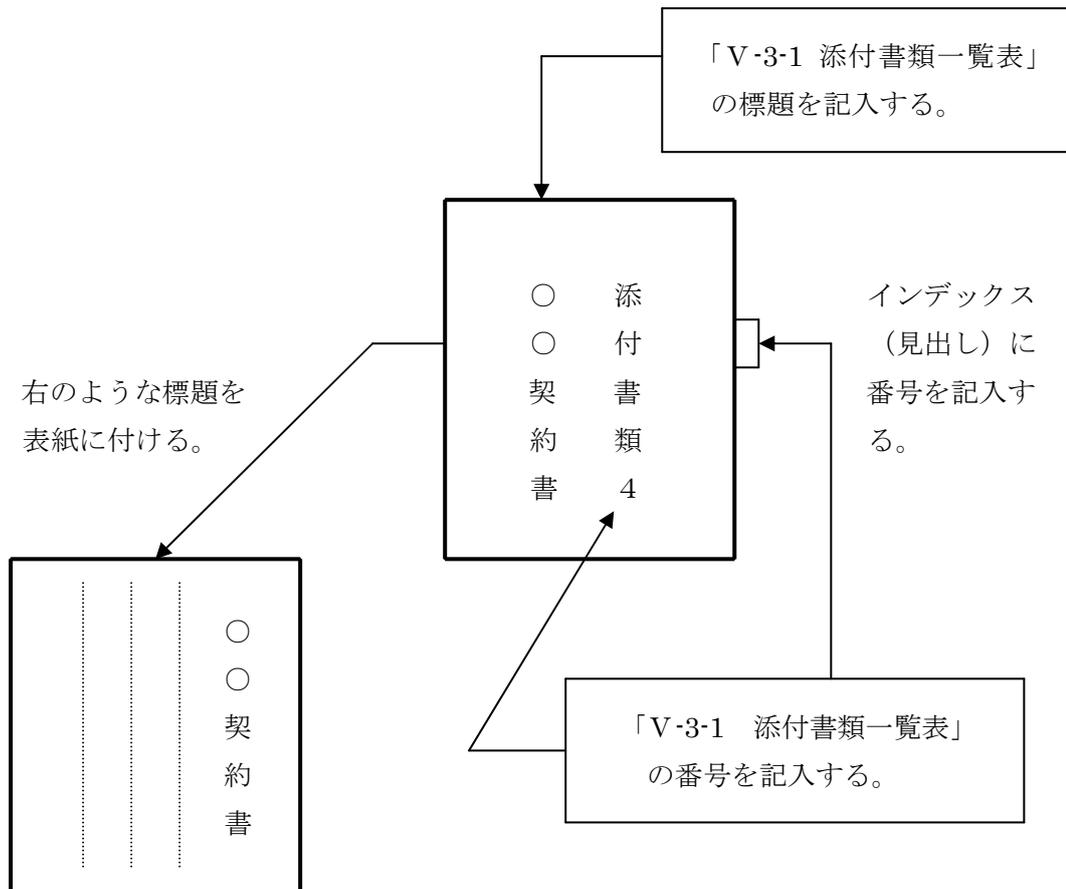
2. 添付書類・添付図面は見やすいようにきれいに作成すること。

添付書類・添付図面をもとに岩石採取計画の審査を行なうので、正確にわかりやすく作成すること。また、記載する内容は申請書記載要領を参考にして記入もれのないよう点検した上で提出すること。

3. 添付書類・添付図面には標題等を付けること。

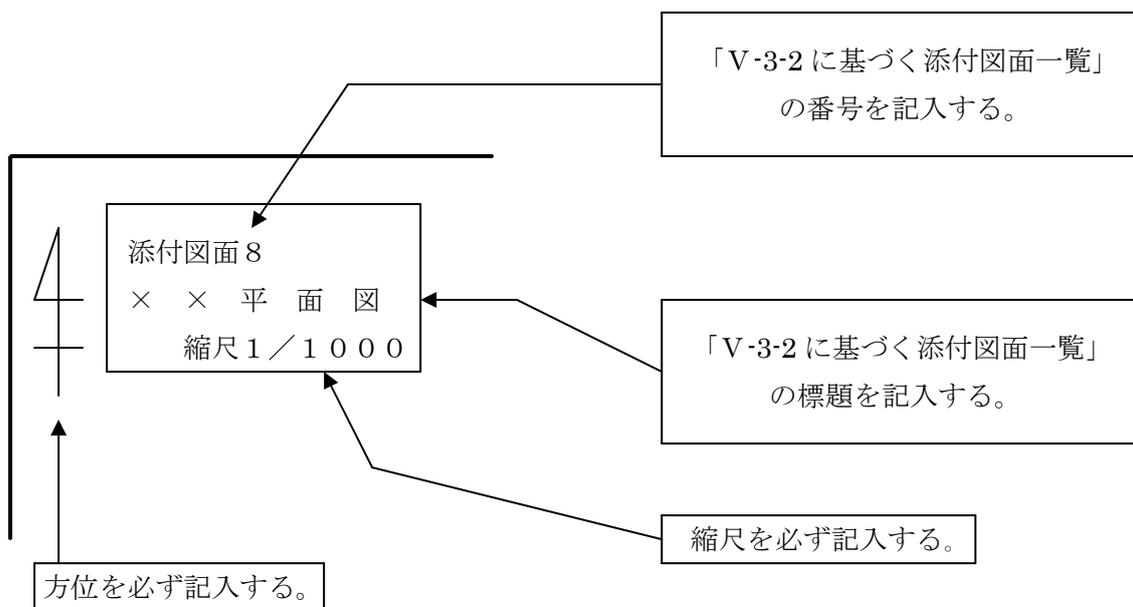
添付書類・添付図面には次のとおり必ず標題等を付けること。

(ア) 書面の場合

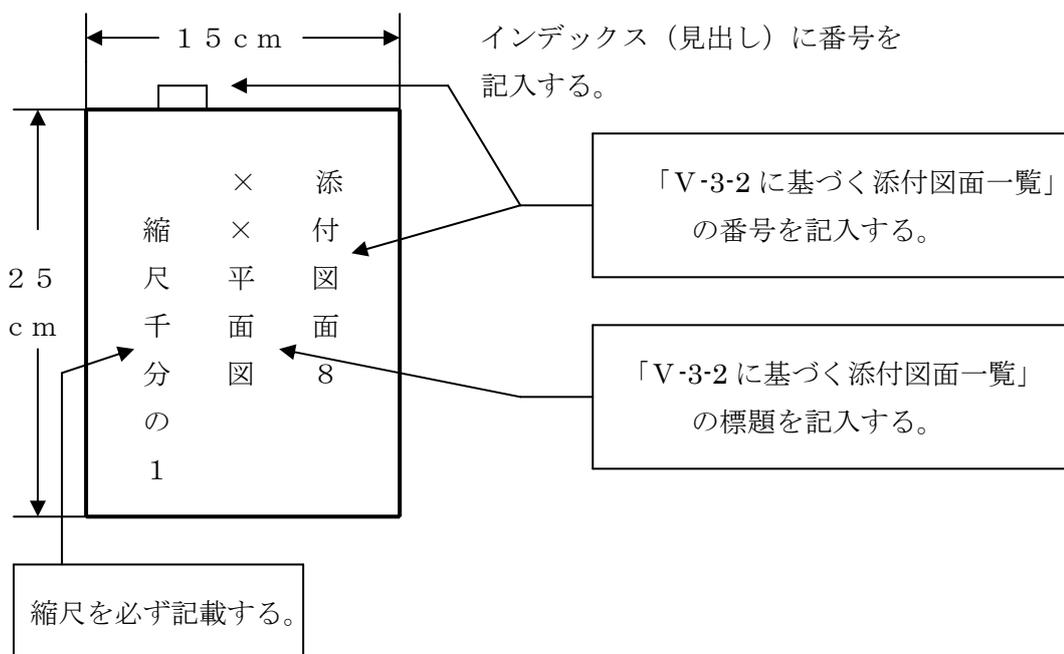


(イ) 図面の場合

- (i) 方位、縮尺を必ず記載すること。
- (ii) 申請者名、採取場名を記載すること。
- (iii) 実測図面については、測量年月日、測量者名を記載すること。
- (iv) 図面作成年月日を記載すること。



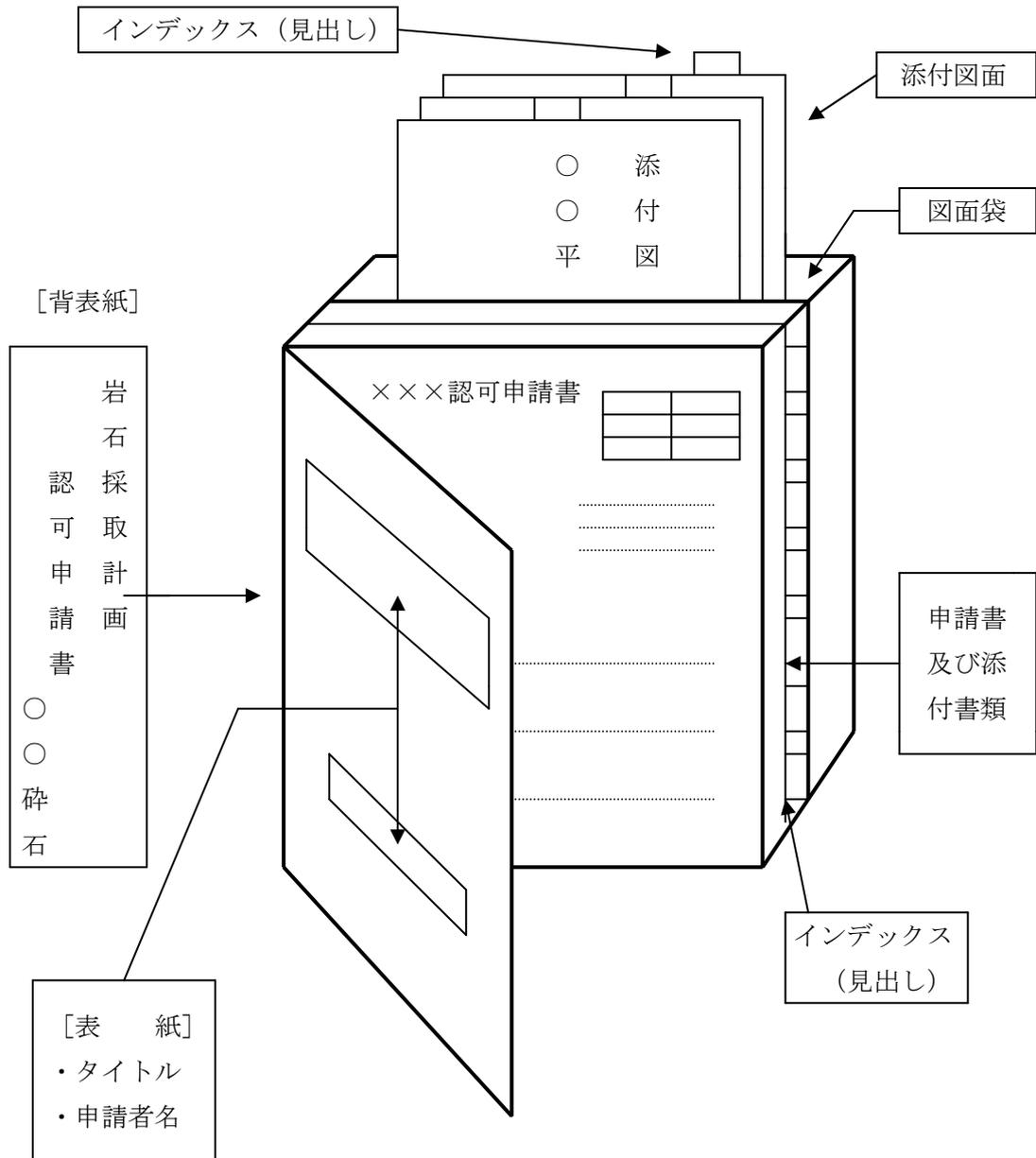
(ウ) 図面を折りたたむ場合



4. 申請書、添付書類及び添付図面はファイルに綴じて提出すること。

申請書及び添付書類は適当な大きさの図面袋とともにA4判のファイルに綴じ、その図面袋の中に添付図面を入れること。また、添付書類一覧表（V-3-1）及び添付図面の一覧表（V-3-2）を必ず添付すること。

ファイルの表紙及び背表紙には、下図のとおり申請者名等を記入すること。



5. 申請書の提出から認可までの事務処理の期間は、60日としており、事前協議書の提出については事前審査及び指示事項の修正に要する期間を考慮し、余裕をもつて行なうこと。

なお、事前協議書の提出及び申請書の提出が遅れた場合、着手しようとする日までに認可を受けられないことがあるので前記期日を厳守すること。

V-2 岩石採取計画認可申請書記載要領

申請書の様式は、「IV-3 採取計画の認可関係申請書・届書の様式」第15号（21枚綴り）によること。

1. 「申請書表紙」

- ① *印の欄は、記入しないこと。
- ② 市発行の納付書での認可手数料領収書の写し（A4サイズ）を申請書と一緒に提出すること。
- ③ 「申請年月日」は申請書受付時に必ず記入すること。
- ④ 「住所、氏名」等
採石業者登録通知書と同じであること。
（登録事項に変更があった場合は、岩石採取計画認可申請に関係なく直ちに法第32条の7の規定による変更の届出を行なうこと。）
- ⑤ 「電話番号」は、採石場を管理する事務所並びに採石場の電話番号を市外局番から必ず記入すること。
- ⑥ 「登録番号、登録年月日」
採石業者登録通知書と同じであること。

[添付書類]

- ・ 採石業者登録通知書の写し
- ・ 採石業者登録変更通知書の写し

2. 「1 他の行政庁の許認可状況」

- ① 「該当法令」欄は、該当する法令に○印を記入すること。
- ② 「許認可の有無」欄は、今回の認可申請に係る内容が、既に他法令の許認可済のものについては許認可の期間を、また採石法の認可申請と同時に申請するものについては申請中と記載すること。
また、申請中のものは、備考欄に申請に係る許認可期間（予定）を記入すること。
- ③ 「許認可の際の主な条件」欄は、他法令の許認可において、特に条件を付記された場合に記入すること。

[添付書類]

- ・ 採石法及び該当法令の前回許認可書の写し（新規申請は不要）
- ・ 特定施設の届書の写し
- ・ 申請区域内に農地、里道及び水路等がある場合は、一時転用等許可書の写し、若しくは許可等を受ける見込みであることを証する書面

3. 「2 採石場周辺の状況」

岩石採取場並びにその周辺300m以内の土地の利用状況及び同範囲内に存する道路、

河川及び鉄道その他の公共の用に供する施設の状況について記入すること。

- ① 箇条書きに記入すること。
- ② 「公共の用に供する施設」とは、法第10条第1項第1号によるものとする。
- ③ 「岩石採取場周辺状況図」に示す内容を文章で記入すること。

[添付書類]

- ・ 岩石採取場周辺状況図

(記載例)

採取場の敷地境界から 300m以内の土地利 用状況	<ul style="list-style-type: none">・ 山林○○%、田畑△△%、宅地□□%。・ 北側は山林地、南側は住宅地である。・ 採石場下流100mから農地(畑)が広がっている。
採取場の敷地境界から 300m以内の公共施 設及び建物等の状況	<ul style="list-style-type: none">・ ○○神社まで約200m(南西側)・ 住宅5戸、最も近い民家までの距離約150m(南側)・ 国道○○号までの距離約200m(西側) 通行車両約3000台/日、歩行者350人/日・ 東側を1級河川○○川が流れている。河川までの距離約280m。

4. 「3 岩石の賦存の状況」

- ① 採取区域及びその周辺の地形、地質、採取しようとする岩石の走行、傾斜、厚さ等を記入すること。
また、試験等を実施した場合はその結果について説明し、「地質図」を添付すること。
- ② 岩石採取場の採取区域内において採取しようとする岩石の賦存量等について記載すること。

[添付書類]

- ・ 採掘土量計算書

(記載例)

採取場一帯は、標高200～300mの山が重畳し、地形は比較的急峻である。地質は丹波層群と呼ばれる古成層からなり、層理は走行70°～80°w、傾斜は40°～70°sを示す砂岩は暗灰色を呈し、粒度は一定していない。岩質は非常にやわらかいものと熱変質を受けた硬質なものがあり、表土及び風化岩は中腹部から山頂にかけて厚く3～5m位ある。

5. 「4 岩石採取場の区域」

- ① 採取場の所在地には、代表となる土地について公称の地名、地番を記入し、その他の採取場区域内の地番の総数についても他○○筆として記入すること。

- ② 行為区域及び保全区域の欄には、採取場に係るすべての土地について、土地の用途に応じた区分の欄に、所在地を地番まで記入すること
- ③ 行為区域区分の「その他」欄は、採掘箇所及び特定施設（調整池等）以外の残余面積を記入し、小計が丈量図による行為面積に合致すること。
- ④ 地番数が多くこの欄に記入できない場合は、本様式をもとに記入欄を広げて記入すること（複数頁にわたって可）。
- ⑤ 所在地番（大字、小字含む）、地目、所有者名については、「土地登記簿謄本」のとおり記入すること。
- ⑥ 契約又は同意の期間等採取権限関係詳細については、「**20 土地の権利関係表**」に記入すること。

[添付書類]

- ・ 土地登記簿謄本
- ・ 地籍図
- ・ 採取権限関係の書面
- ・ 他行政庁の許認可関係書面
- ・ 岩石採取場位置図（岩石採取場の位置を示す縮尺2万5千分の1の地図）
- ・ 岩石採取場周辺状況図（岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面）
- ・ 丈量図

（記載例）

採取場の所在地		岸和田市〇〇町〇〇－〇他△△筆				
区	分	所在地番	地目	面積 (実測) (㎡)	所有者氏名	備考
行為区	採掘区域 (切羽個所)	河合町〇〇－〇×	山林	1,500.55	採石太郎	
		河合町××－××	山林	1,750.25	採石次郎	
		河合町××－△△	山林	1,200.20	鉱業資子	

6. 「5 岩石の種類ならびに数量」

- ① 「総採取量」は、表土及び風化岩を含む申請期間の合計土量を記入すること。
- ② 「採取する岩石名」は、法第2条に規定する岩石の名称を記入すること。
通称名がある場合には、岩石名の下に（ ）書きでその名称を記入すること。
また、2種類以上の岩石の採取の場合は、種類ごとに記入すること。
- ③ 「月間最大採取量」は、申請期間中の採取量の最も多い月の採取量を記入すること。
- ④ 各年の「年間総採取量」は、100m³単位及び100t単位で記入すること（100m³未満及び100t未満は切り捨てること）。
- ⑤ 「岩石の真比重」は、ほぐす前の地山の比重を記入すること。
- ⑥ 「表土及び風化岩」は、製品とせず埋め立て若しくは処分するものを記入すること（表土及び風化岩のうち製品して販売するものについては、上欄に記入すること）。

[添付書類]

- ・ 採掘土量計算書（廃土、廃石の発生量計算書を含む）

7. 「6 採取する岩石の用途」

採取しようとする岩石の用途別年間生産量を記入すること。

- ① 申請の期間が1年以上の場合は、最大の年次について記入すること。
- ② 「碎石（業）」とは、主として道路用、コンクリート用の骨材の生産を目的とするもの。
- ③ 「石材（業）」とは、主として土木建築用石材の生産を目的とするもの。
- ④ 風化花こう岩（いわゆる真砂土）を採取している場合は、「石材」の「その他」欄に記入すること。
- ⑤ 同一採石場において、兼業として埋め立て用岩石を採取している場合は、「石材」の「その他」欄に記入すること。
- ⑥ 専業として、埋め立て用岩石の採取をしている場合及び工業用原料（採取業）の兼業として埋め立て用岩石の採取をしている場合は、「石材」の「その他」欄に記入すること。

8. 「7 採取期間」

「採取期間」については、「VII-1 岸和田市岩石採取計画の認可期間を定める要領」によるものとする。

- ① 要領に定める期間であっても、権限関係の書面（土地貸借等に係る契約書又は同意書）における権限を有する期間を超えて認可を行なうことはできないので、注意すること。
なお、この場合は②欄に記入すること。
- ② 「今後の操業予定年数」は、今回の申請の期間を含めて記入すること。
- ③ 「日操業時間」は、休憩時間も含めた勤務時間を記入すること。

9. 「8 表土及び風化岩の除去方法及び使用機械」

- ① 表土及び風化岩（製品とせず埋め立て若しくは処分するものを対象とする）が発生する場合のみ記入すること。
- ② 使用する機械は、機種別、能力別に記入すること。
- ③ 除去の方法については、その施工方法を具体的に記入すること。

（記載例）

	機 械 名	台 数	能 力
表土及び風化岩の除去 に使用する機械	ブルドーザー D85A	1 台	230PS 180m ³ /h
	パワーショベルPC220LC-3	1 台	155PS 100m ³ /h
表土及び風化岩の除去 方法	<p>採掘箇所頂端から常時10m以上の表土を除去しておく。</p> <p>採掘箇所が他人地と隣接している場合は、境界から保全域区域として5m以上確保する。</p> <p>保全域に接する法面は40°以下の勾配とする。また、必要に応じ法面の土羽打ち、植栽、しがら等により土留工を施工する。</p>		

10. 「9 原石採取方法及び使用機械」

① 「採掘方法」は、露天掘り・坑内掘りの別と、階段掘り・傾斜面掘りの別を記入すること。

(露天掘りの場合は、原則として階段掘りとする。)

② 「採掘手段」は、手掘り・機械掘りの別を記入すること。

③ 「ベンチ形成方法」は、具体的にベンチの形成方法を記入すること。(露天階段掘りの場合は、原則として山頂からベンチを形成すること。)

[添付書類]

- ・ 採掘に係る実測平面図
- ・ 採掘に係る実測縦断面図
- ・ 採掘に係る実測横断面図
- ・ 採掘規格図

(記入例)

採掘方法 (

採掘手段 (

法	高	10 m	階段幅	5 m	計画階段数	5 段
採掘面角度	60 度	採掘方向	南・東	保全距離	5～30 m	
ベンチ形成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山頂にベンチをつくり採掘の進行に伴って山全体を低くしていく山頂型ベンチカット。 ・ 山の斜面にベンチを取り山を横から採掘していく、山腹型ベンチカットとし、採掘規格図のとおり階段の高さ10 m以下、ベンチ幅5 m以上を取り、採掘面の勾配を60°以下とする。 					
名 称		能 力	台 数	一ヶ月平均稼働時間	備 考	
主要採掘機械器具	さく岩機					
	さく孔機	CD-610型	1 台	80 h		
	小割機	KBH220	1 台	150 h		
	パワーショベル	PC-220LC-5	1 台	150 h		
そ附の属他機械	給水機					
	空気圧縮機	EC170V	1 台	80 h		

1 1. 「10 火薬類及び飛石防止措置」

- ① 「使用の有無」で有の場合は、発破規格について「発破規格図」を作成し添付すること。
- ② 「小割発破実施の有無」で有の場合は、「1. 穴ぐり」、「2. 貼付」のいずれかに○印を付けること。
- ③ 各欄の記入に際しては、火薬類取締法に基づく申請内容と相違ないか注意すること。
- ④ 「さく孔の方向」は、現況の自由面に対しての方向を記入すること。(例えば平行又は斜)

[添付書類]

発破規格図

(記載例)

使用の有無	(有)・無	小割発破実施の有無	有・(無)	①. 穴ぐり 2. 貼付	
-------	-------	-----------	-------	--------------	--

区 分	火薬 (kg)	爆薬 (kg)	工業雷管 (ヶ)	電気雷管 (ヶ)	導火線 (m)
月間最大使用量	2 0 0 0	3 0 0
年間最大使用量	2 2 0 0 0	3 3 0 0

さく孔の径	6 5 mm～7 0 mm	発 破 回 数	1 日 当 り	1 回
さく孔の長さ	1 m～ 6 m		1 ヶ月当り	8 回
さく孔の方向	横 孔 ・ 縦 孔	発破実施時刻	9:30～10:00	15:00～15:00
1孔当たりの装薬量	0.75 kg～ 7.50 kg		10:30～11:00	16:00～16:30
			14:00～14:30	

危険区域の設定	(有) ・ 無	切羽から最も近い 民家までの距離	5 0 0	m	
見張人の配置	(有) ・ 無		飛石防止施設 ・ 必要に応じて柵囲を行なう。 ・ 小割は金網を使用する。		
発破予報の有無	(有) ・ 無				
発破予報の方法	サイレン吹鳴による				

災 害 の 態 様	災 害 の お よ ぼ す 範 囲
1. 発破の際の飛石 2. 小割発破による飛石 3. 採掘切羽面の自然崩壊による飛石	1. 採掘切羽面から50m (又は敷地境界)まで。 2. 小割する岩塊から20mまで。 3. 採掘切羽面から20mまで。

12. 「11 破碎選別」

- ① 「破碎選別の有無」で有の場合は、「グリズリスクリーンのみ」又は「機械破碎選別」のいずれかに○印を付けること。
- ② 「破碎選別の有無」で有の場合は、破碎選別系統図（フローシート）を作成し、添付すること。
- ③ 破碎選別の系統が様式区分と異なる場合、又は様式欄に書ききれない場合は「選別施設一覧表」を添付し、その旨を様式内に明記すること。

[添付書類]

- ・ 破碎選別系統図（フローシート）
- ・ 選別施設一覧表（上記③に該当する場合）

13. 「12 原石又は製品の水洗い」

- ① 「水洗の有無」で有の場合は、「循環使用」するのか、使用后直ちに調整池に「排水」するかのいずれかに○印をつけること。
- ② 「取水場所」は、地下水、河川、湖沼等の別を記入するものとし、地下水以外は名称で記入すること。
- ③ 「平均取水量」は、1日当たり平均取水量及び1日当たり平均循環水量を記入すること。
(ただし、循環水量=水洗い水量)

(記載例)

水洗の有無	有・無	①. 循環使用	2. 排水
-------	-----	---------	-------

設 備	機 械 名		能 力 (m ³ /h)		台 数	
	取水用	○○ポンプ		取水用	30	取水用
循環用	○○ポンプ		循環用	60	循環用	2
取 水 量	取 水 場 所		平均使用水量 (m ³ /日)		滞溜池の大きさ	
	一級河川 ○ ○ 川		取 水	20	300 m ³	
		循環水	20			

14. 「13 場内運搬機械」

- ① 採取場内において、原石、廃土・廃石、製品の運搬及び積込みに使用する機械の名称、規格、台数、1ヵ月平均稼動時間を記入すること。
- ② 様式内に書ききれない場合は、「場内運搬機械一覧表」を作成し添付し、その旨を様式内に明記すること。
- ③ 「1ヵ月平均稼動時間」は、1台当りで記入すること。

[添付書類]

- ・ 場内運搬機械一覧表（上記②に該当する場合）

(記載例)

運搬区分	名称	規格	台数	1ヵ月平均稼働時間(h/月)
原石	パワーショベル	0.9 m ³ 155PS	1	260
	ダンプトラック	10 t	1	260
廃土・廃石	ホイールローダー	2.9 m ³ 180PS	1	220
	ダンプトラック	10 t	1	220
製品	ホイールローダー	2.5 m ³ 160PS	1	260
	ダンプトラック	10 t	1	260

15. 「14 場外輸送機械」

- ① 採取場外において、原石、廃土・廃石、製品の運搬に使用する運搬車の種類、台数、搬出する主体を記入すること。
- ② 「運搬車の種類」は、自社、会社請負、備車、引取車別に記入すること。なお、引取車の場合は「台数」欄は記入しないこと。

(記入例)

運搬区分	運搬車の種類	台数(台)	搬出する主体
原石	8 tダンプトラック	4	自社
	10 tダンプトラック	5	〇〇会社請負
廃土・廃石			
製品	8 tダンプトラック	10	備車
	10 tダンプトラック		引取車
一日当りの平均的搬出トン数	500 トン/日	一日当りの搬出 運搬車の延台数	50 台/日
採取場から国道・府道に至る経路		私道→市道〇〇線→府道××線→国道△△号	
岩石の搬出に際する災害防止方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の登下校時や早朝、深夜を避ける。 ・ 地域住民との間にダンプ運搬に関する協定を締結している。 ・ 運搬道路は、必要に応じ散水を行ない、粉塵の発生を防止する。 ・ 採取場には常時運行責任者を置き、輸送中の水たれ、シートの被覆、過積載等の点検を行ない、適正な車以外の搬出は認めない。 ・ 運転手に対する安全運転教育を定期的実施する。 		

16. 「15 岩石の採取に伴う災害の防止措置」

(1) から (5) の各様式について、岩石の採取に伴い予想される災害の態様、災害のおよぼす範囲及びその災害の防止措置について記入すること。

(記載例)

(1) 土地の崩壊亀裂又は陥没の防止措置

災害の態様	1. 断層、褶曲、層理、石目等の亀裂による岩盤の崩壊 2. 発破後の落石 3. 集積した表土の崩壊	災害のおよぼす範囲	1. 採掘切羽付近 2. 採掘切羽付近 3. 採掘切羽付近	
災害防止措置	採掘面の高さ	m	採掘面の勾配	度
	1. 採掘に先立ち常時採掘箇所頂端から10m以上の表土を除去しておく。 2. 採掘斜面を安全勾配に保ち、階段の幅は、起砕岩の広がり考慮し、万一崩落があっても階段にたい積するようにする。 3. 亀裂防止策として起砕に際し火薬量を適正にする。 4. 設定した保全区域の法尻に石積等を設置することにより、隣接地の崩壊を防止する。			

(2) 騒音災害の防止措置

災害の態様	1. 発破の音 2. さく岩機の音 3. 重機、車両の音 4. 破碎選別施設等から発生する音 5. 小割のための破碎音 (アイオン機)	災害のおよぼす範囲	1. 採掘切羽を中心として周囲2~4km 2. 採掘切羽付近 3. 採取場付近 4. プラントを中心として周囲1km 5. 小割作業を行なう付近
災害防止措置	1. プラントの騒音発生源を建屋で囲み騒音規制基準以下とする。 2. さく岩機、パワーショベル等重機並びに発破は、地形を勘案し最も騒音の少ないような場所並びに作業時間を考慮する。		

(3) 粉じん災害の防止措置

<p>災害の態様</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. さく岩機から発生する岩粉 2. たい積物から発生する粉じん 3. 原石投入口から発生する粉じん 4. クラッシャー、フルイ及びベルト等から発生する粉じん 5. 製品積込機の操作時に発生する粉じん 	<p>災害のおよぼす範囲</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採掘切羽面 2. たい積位置から50m～100m 3. 投入口付近 4. 破碎施設を中心として周囲100～200m 5. 操作箇所周辺
<p>災害防止措置</p>	<p>破碎選別機部分</p> <p>ベルトコンベアー部分</p> <p>たい積場及び道路部分</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. クラッシャー、グリズリフィーダー等の発生源を建屋で囲み、粉じんを大気汚染防止法及び府条例並びに市条例の規制値以下にする。 2. 必要な箇所に集じん機又は散水機を設置する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 搬送用ベルトコンベアー部分をフード等で覆う、又は適時散水する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃土・廃石のたい積場は、粉じんが飛散らないようシートで覆う。 2. 必要に応じ散水する。 	

(4) 汚濁水の流出防止措置

災害の態様	1. 調整池の維持管理の不備による土砂及び汚濁水の場外への流出 2. 場内排水溝並びに排水路破損による汚濁水の発生 3. ヘドロによる汚水発生	災害のおよぼす 範 囲	1. 河川の汚濁及び土砂のたい積 2. 上記に同じ、場内の汚泥化 3. 上記に同じ			
災害防止措置	汚濁水発生量	m ³ /日	汚濁水水質			
	汚濁水処理施設	名 称	構 造	大きさ (たて×よこ×深さ)	立地条件	流末河川名
	プラントは設置しない (又はプラントは乾式) ので、これからの発生汚濁水はない。降雨による採取場通過汚濁水は採掘切羽下方に集水溝を設け、調整池へ集水のうえ清澄にして放流する。(清澄水は市条例に定める排水基準以下とする。)					

注)・「汚濁水発生量」及び「汚濁水水質」は「水洗い有」の場合のみ記入すること。

(5) 重機車両に伴う災害防止措置

災害の態様	1. ブルドーザー作業による切羽面からの転落 2. 原石運搬車からの落石による災害	災害のおよぼす 範 囲	1. オペレーター自身 2. 運搬車通過道路付近
災害防止措置	1. 切羽頭頂等転落が予想される箇所での重機作業には安全を図るため作業監視人を配置する。 2. 運搬道路を整備する。 3. 重機操作の安全を図るため、オペレーターを教育する。		

17. 「16 廃土・廃石・製品等の流出防止措置」

(1) から (3) の各様式について、採取場内及び採取場外における廃土・廃石・製品等のたい積に伴い予想される災害の防止措置について記入すること。

(記載例)

(1) 廃土又は廃石のたい積方法

廃土・廃石の量	m ³	たい積場の設置場所	
たい積場の大きさ(広さ)	m ²	たい積可能量	m ³
製品たい積場の大きさ(広さ)	m ²	たい積可能量	m ³
廃土・廃石の処理方法 並びにその計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃土、廃石は直ちに搬出されるので、たい積場は設けていない。 ・ 一時たい積場として添付図面に示すように切羽下方平坦地に最大2,500t以内の廃土、廃石を高さ2m、法面勾配は自然安全勾配とする。また、雨水の浸透、洗掘を防止するため、たい積物法尻にコンクリート塊(トウフ)を設置する。 		

注) ① 「たい積場の設置場所」は、「採取場内」又は「採取場外」と記入すること。

② 「たい積可能量」は、計画たい積場に対する最大たい積可能容量を記入すること。

③ 「たい積の方法の設計書」(安定計算書等)及び「たい積の方法の図面」を添付すること。

(2) 廃土・廃石及び製品の流出防止措置

災害の態様	1. たい積物の崩壊 2. 雨水、沢水等による たい積物の洗掘	災害のおよぼす 範囲	1. たい積場付近 2. 河川汚濁並びに土石 流入たい積
立地条件	1. 平坦地 2. 山崩れ、地すべり等のおそれがない 3. 下方に人家等の施設がない		
土留施設	1. コンクリート製で自重及び外力に対して安定。 2. たい積場の水分を排除するため周囲に排水溝を設ける。		
災害防止措置	廃土・廃石は埋立用に予定している。掘削に先立ち、除去する廃土・廃石及び岩石採取に伴って出る廃土・廃石は、直ちに搬出するのでたい積場は設置しない。		

(3) 採取場外たい積の状況

所在地	廃土・廃石		製品	
	面積 m ²	たい積可能容量 m ³	面積 m ²	たい積可能容量 m ³
面積及び容量	面積 m ²	たい積可能容量 m ³	面積 m ²	たい積可能容量 m ³
たい積の期間				
将来の計画及び目的				
保安状況と対策				
立地条件及び付近の状況				

注) 岩石採取計画認可申請地以外に廃土・廃石等のたい積場を有している場合のみ記入すること。

18. 「17 採掘終了時の措置」

(施設及び対策)

1. 採掘終了時においては隣接地との間の保全区域が崩壊しないよう土留工を施す。
2. 最終残壁の傾斜は60°以下とし、高さ15m以下毎に幅5m以上の階段を残す。
(硬岩の場合)
3. 最終残壁は浮石を除き、階段及び平坦地には植栽、法面には種子吹付けを施す。
4. 道路に面した切羽下方及び入り口には柵を設け、立入禁止措置をとる。

19. 「18 採石業務管理者及び採取場の管理機構」

採取場を管理する	所在地	(〒) (TEL)					
登録事務所	名称						
採取場にある	所在地	(〒) (TEL)					
事務所	名称						
採取場を監督する 業務管理者	住所	(〒)					
	氏名	生年月日 年 月 日					
	業務管理者合格 (認定) 証番号						
	1日当りの 職務専念時間						
採取場の管理機構	区分	事務	採石	破碎	運搬	その他	合計
	直轄						
	請負						
	合計						
	請負業者名						

注) 「請負業者名」は、下請業者へ委託している場合の下請業者名で、複数の業者に委託している場合はすべて記入すること。

20. 「19 採石業務管理者の業務内容」

	業務の具体的な内容
採取計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採取計画の作成に参画し、認可採取計画に基づいて採取するように監督する。 2. 認可を受けた採取計画を変更して採掘をするときは、変更計画について十分検討し、採取計画の変更認可を受ける。 3. 採取計画は、岩石採取に伴う災害の防止を主眼として作成する。
採取の監督及び災害が予想される場合の巡回計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎日始業時前に作業員の点呼を行ない、当日の作業計画を説明し、災害防止の周知徹底を図る。 2. 毎日1～2回採取場内を巡回し次の点を重点的に監督する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 採取計画に従った採掘方法を行なっているか、特に切羽の高さ、階段の幅並びに傾斜角及び亀裂や浮石の点検を十分に行なう。 ② 発破に際し、危険防止のため定めた危害予防規定に従った措置が十分に行なわれているか点検する。 ③ プラント施設について粉じん、騒音並びに汚濁水の処理のため設けている沈澱池等の災害防止の機能が十分働いているかを点検する。 ④ 廃土・廃石は直ちに搬出するよう監督する。たい積する際は、防災措置が十分施されているか点検する。 ⑤ 搬出車の過積載がないか、シート掛けがなされているかを点検する。
災害防止に関する教育	<ol style="list-style-type: none"> ① 毎日作業開始前に10～15分間作業計画を説明するとともに災害防止について指示する。 ② 各機関で行なわれる保安に関する研修会並びに講習会には、作業員を出席させる。 ③ 必要に応じ従業員の保安教育を行なう。
帳簿の記載及び報告	<ol style="list-style-type: none"> ① 採取場を管理する事務所に置く帳簿に記録する。 ② 関係者から報告を求められたときは応じる。 ③ 災害が発生したとき、とった措置について関係機関に報告する。
災害が発生した場合の措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 作業を直ちに中止する。 ② 現状確認の上適切な措置をとるとともに監督を受ける機関に通報する。 ③ 必要に応じ監督官庁の指示を受ける。

21. 「20 土地の権利関係表」

所在地番	登記簿名義		同意書名義	備考
	住所	氏名		

注) 1. 「所在地番」は、土地登記簿のとおり（字名等）記入すること。

2. 「登記簿名義」と「同意書名義」が異なる場合は、同意者が当該土地に関し正当な権利者であることを示す書面（戸籍謄本等相続権を証する書面等）を添付すること。また、その旨を「備考」欄に記入すること。

V-3 岩石採取計画認可申請書添付書類作成要領

1. 添付書類記載要領

添付書類一覧表

番 号	添 付 書 類	
1	委任状	
2	採石業者登録通知書の写し（登録事項に変更があった場合は同変更届の写しも添付）	
3	採石業務管理者試験合格証（又は認定証）の写し（当該採取場を管理する採石業務管理者本人）	
4	法人登記簿謄本	
5	前回岩石採取計画認可指令書の写し	
6	行政庁の 許認可関係書類	砂防法、森林法等の許可書の写し ・砂防指定地内行為許可書の写し ・河川法に基づく許可書の写し ・森林区域における開発行為の許可書の写し ・保安林内行為の許可書の写し ・自然公園法に基づく許可書の写し ・大阪府自然環境保全条例に関する協定書の写し ・近郊緑地保全区域内行為届出受理書の写し ・農地法第4条の規定による許可書の写し ・火薬取締法に基づく許可書の写し
7		文化財に関する確認書の写し
8		特定施設の届出書の写し（騒音、大気、水質等）
9		一時転用・占用・公用廃止等許可書の写し
10	土地登記簿謄本（申請区域内及び進入路）	
11	土地所有者の同意書（申請区域内及び進入路） ※契約者と土地登記簿謄本上の所有者が異なる場合は、契約者が当該土地に関し正当な権利者であることを示す書面（戸籍謄本等相続権を証する書面等）	
12	利害関係者の同意書（地元自治会、水利権者、漁業権者、森林組合等）	
13	岩石採取工程表（申請期間について、1ヶ月単位で表示すること）	
14	採掘土量計算書（廃土石の発生量計算書を含む）	
15	盛土土量計算書（場内に盛土がある場合）	
16	調整池・排水施設等水理計算書	
17	盛土・土留施設等安定計算書（場内に盛土がある場合）	
18	誓約書	
19	資金計画書	

(1) 委任状

岩石採取計画認可申請（以下「認可申請」という。）に係る事務手続きの一部又は全部を第三者（設計業者等）に委任している場合は、委任の内容を明記した委任状を必ず添付すること。

(2) 採石業者登録通知書の写し（法第32条の登録を受けていることを示す書面）

大阪府知事の発行した「採石業者登録通知書の写し」を添付すること。

なお、登録事項に変更のある場合は、申請に先立ち登録事項の変更手続き（「登録事項変更届」の提出に係る事務処理期間1週間程度必要）を行なっておくこと。

(3) 採石業務管理者試験合格証(又は認定証)の写し

認可申請を行なおうとする岩石採取場（以下「岩石採取場」という。）を管理する事務所に置く業務管理者の「採石業務管理者試験合格証の写し」又は「採石業務管理者認定証の写し」を添付すること。

(4) 法人登記簿謄本

認可申請を行なおうとする者が法人である場合は、当該法人登記簿謄本（写しの添付の場合は、原本照合が必要）を添付すること。

法人登記簿謄本は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。

(5) 前回岩石採取計画認可指令書の写し

岩石採取場において、申請日以前から認可を受けて岩石の採取を行なっている場合は、その岩石採取計画認可指令書の写しを添付すること。

(6) 行政庁の許認可等（砂防法、森林法等）の許可書の写し

岩石の採取に係る行為に関し、行政庁の許認可その他の処分を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面（その行政庁が発行した証明書又は許可証、認可証、許可通知書等の写し）を添付すること。ただしこの場合処分があったか否かを示すだけでなく、その処分の内容（例えば面積、数量、期間等）を確認できる書面であること。

また、認可申請と平行して他の行政庁に申請する場合は、その旨を岩石採取計画認可申請書(以下「認可申請書」という。)
「1 他の行政庁の許認可の状況」の調書に記載すること。

(7) 文化財に関する確認書（写しの添付の場合は、原本照合が必要）

岩石の採取に係る行為に関し、周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化財保護法80条に該当しない旨の確認書（写しの添付の場合は、原本照合が必要）を添付すること。

当様式は、岸和田市ホームページからダウンロードしてください。

(関係先提出分)

様式

確 認 願

平成 年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名

㊞

下記申請地（地番）並びに、下記目的の行為について、「周知の埋蔵文化財包蔵地」並びに「文化財保護法第80条」に該当しないことをご確認願います。

申 請 地	
目 的	
備 考	

..... キリトリ

(申請書添付分)

確 認 書

平成 年 月 日

様

1. 下記申請地（地番）は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」でないことを確認しました。
2. 下記の行為については、「文化財保護法第80条」に該当しないことを確認しました。

課・室

㊞

申 請 地	
申請者住所氏名	
目 的	
備 考	

(8) 特定施設の届出書の写し（騒音、大気、水質等）

岩石の採取行為に係る特定施設について、他の行政庁への届出書の写しを添付すること。

(9) 一時転用・占用・公用廃止等許可書の写し

岩石採取場の申請区域内に農地、里道及び水路が含まれる場合、農地の一時転用等許可書、里道及び水路の占用、使用許可書又は公用廃止許可書の写し等を添付すること。

(10) 土地登記簿謄本

岩石採取場の申請区域内のすべての地番について、土地登記簿謄本（写しの添付の場合は、原本照合が必要）を添付すること。

土地登記簿謄本は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。

(11) 土地所有者の同意書

岩石採取場において岩石の採取を行なうことについて、申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面で次に示すものを添付すること。

なお、申請者が所有する土地で岩石の採取を行なう場合を除くものとする。

① 他人の土地で岩石の採取を行なう場合は、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有者権者、その他当該土地に関し第三者に対抗する権利を有するもの等との間の契約書、若しくは同意書（写しの添付の場合は、原本照合が必要）を添付すること。

なお、契約書（以下、同意書の場合には契約を同意に読み替えるものとする。）には必ず当該土地の地番、契約者名、契約期間、契約日及び使用の用途を記載するものとする。

② 「権限を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、当該土地の売買の予約が成立している場合における予約契約書の写し等をいう。

③ 契約者と土地登記簿謄本上の所有者が異なる場合は、契約者が当該土地に関し正当な権利者であることを示す書面（戸籍謄本等相続権を証する書面等）を添付すること。

④ 共有地の場合は、共有者全員との契約若しくは共有者全員の委任をうけた代表者（この場合は委任状を添付すること。）との契約であること。

⑤ 契約期間は、申請期間に見合ったものであること。

⑥ 採石権に基づく岩石の採取の場合は、その権利を証する書面を添付すること。

(12) 利害関係者の同意書（地元自治会、水利権者、漁業権者、森林組合等）

岩石採取場の所在地の地元自治会、場内排水放流河川の水利権者及び漁業権者、森林組合等の利害関係者の同意書を添付すること。

(13) 岩石採取工程表

認可申請の申請期間について、1ヵ月単位で工種毎（岩石採取、沈殿池の浚渫、採取跡地の植栽等）を具体的に表記した工程表を添付すること。

(14) 採掘土量計算書（廃土石の発生量計算書を含む）

各年度毎に土量計算を行い、これを添付すること。

更新採取場においては、次の計算書に基づき採掘土量の補正を行なうこと。

採取土量補正計算書					
現地測量を行なった時期	平成	年	月	日	} 重複している期間 イ ケ月
現 認 可 終 了 時 期	平成	年	月	日	
$\text{土 量} \times \frac{\text{認可月数}}{(\text{イ} + \text{認可月数})} = \text{ロ} \text{ m}^3 \quad (\text{100m}^3 \text{ 未満切捨て})$					
※採取計画認可申請書の別紙、様式第15号-5岩石の種類ならびに数量のⒶ総採取量には上記ロの数量を記入すること。					

(15) 盛土土量計算書（場内に盛土がある場合）

各年度毎に土量計算を行い、これを添付すること

(16) 調整池・排水施設等水理計算書

貯水容量、堆砂容量、流出孔断面、越流式余水吐・開水路断面、場内水路断面等について水理計算を行い、計算書を添付すること

(17) 盛土・土留施設等安定計算書（場内に盛土がある場合）

必要に応じて滑り等の安定計算を行い、計算書を添付すること

(18) 誓約書

岩石採取場区域内に残土及び産業廃棄物を違法に搬入しない旨の誓約書を添付すること

当様式は、岸和田市ホームページからダウンロードしてください。

(19) 資金計画書

岩石採取場の跡地における災害防止のために必要な資金計画書を添付すること。

当様式は、岸和田市ホームページからダウンロードしてください。

2. 添付図面記載要領

(1) 位置図

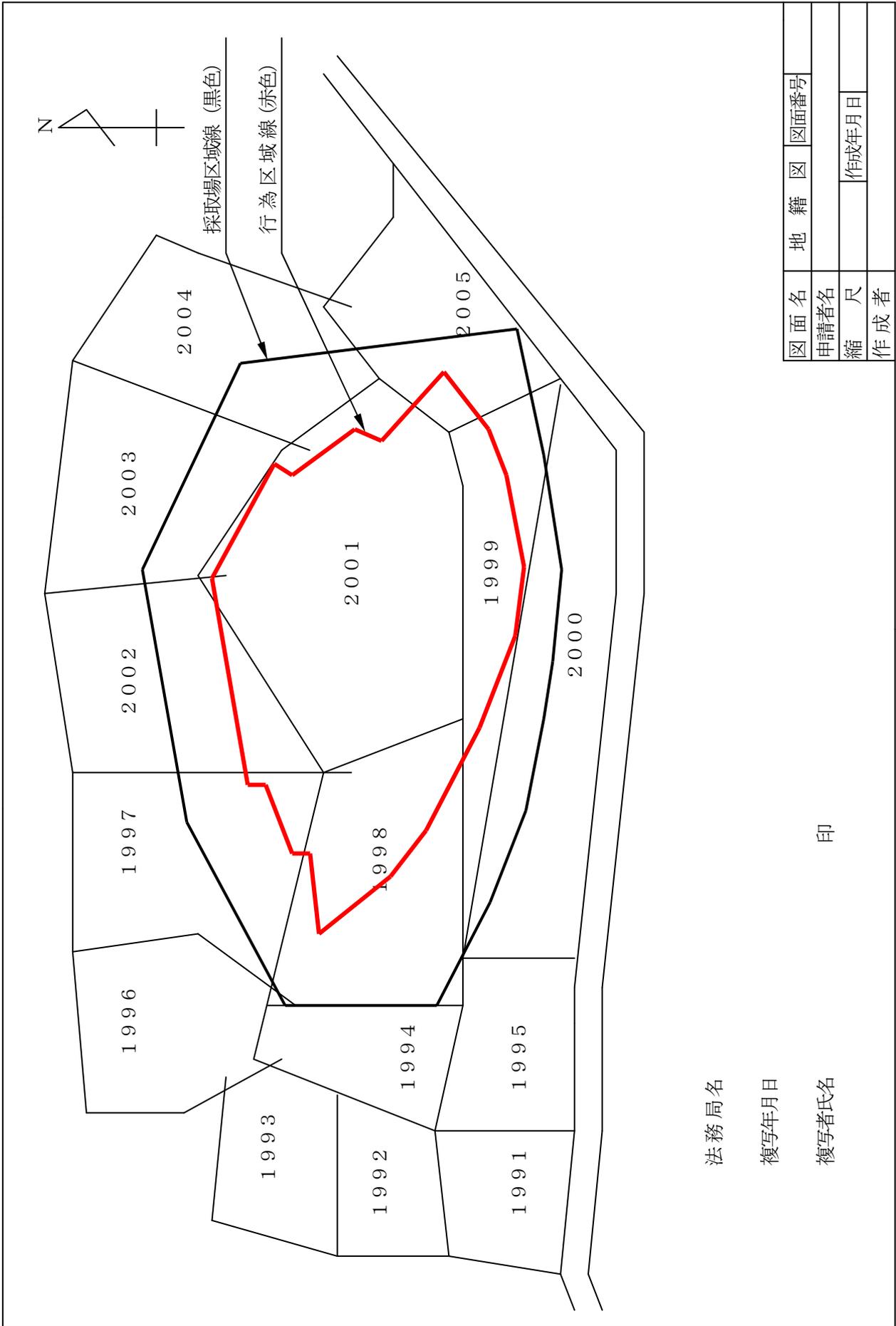
- ◇ 縮尺は、50,000分の1又は25,000分の1の図面を使用すること。
(原則として、国土地理院発行の地形図とする。)
- ◇ 位置図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域(行為地)を赤色で明示すること。
 - ② 河川・道路・鉄道等の公共施設の名称を記入すること。
 - ③ 方位
 - ④ その他必要と認める事項

(2) 周辺状況図

- ◇ 縮尺は、2,500分の1又は5,000分の1の図面を使用すること。
- ◇ 周辺状況図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 採取場周辺300m区域線を黄色で明示すること。
 - ④ 国道・府道等公道に至るまでの搬出路を茶色(名称記入)で明示すること。
 - ⑤ 河川・水路を青色(名称記入)で明示すること。
 - ⑥ 鉄道、その他公共施設等(名称)を記入すること。
 - ⑦ 切羽箇所・主要施設の位置を明示すること。
 - ⑧ 発破危険区域・見張人を設置する箇所を明示すること。
 - ⑨ 標識設置箇所を明示すること。
 - ⑩ 方位
 - ⑪ その他必要と認める事項

(3) 地籍図

- ◇ 法務局に備付の図面と同一であること。
- ◇ 採取場に隣接する土地の地番が確認できること。
- ◇ 図面が多数枚にわたる為合成した場合は、図面上に「合成図」と表示すること。
- ◇ 地籍図には、次の事項を記入すること。
 - ① 里道を赤色で明示すること。
 - ② 水路を青色で明示すること。
 - ③ 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ④ 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ⑤ 法務局名・転写日・転写者氏名・捺印を記入すること。
 - ⑥ 国道・府道等公道に至るまでの搬出路を茶色で明示すること。
 - ⑦ 方位
 - ⑧ その他必要と認める事項

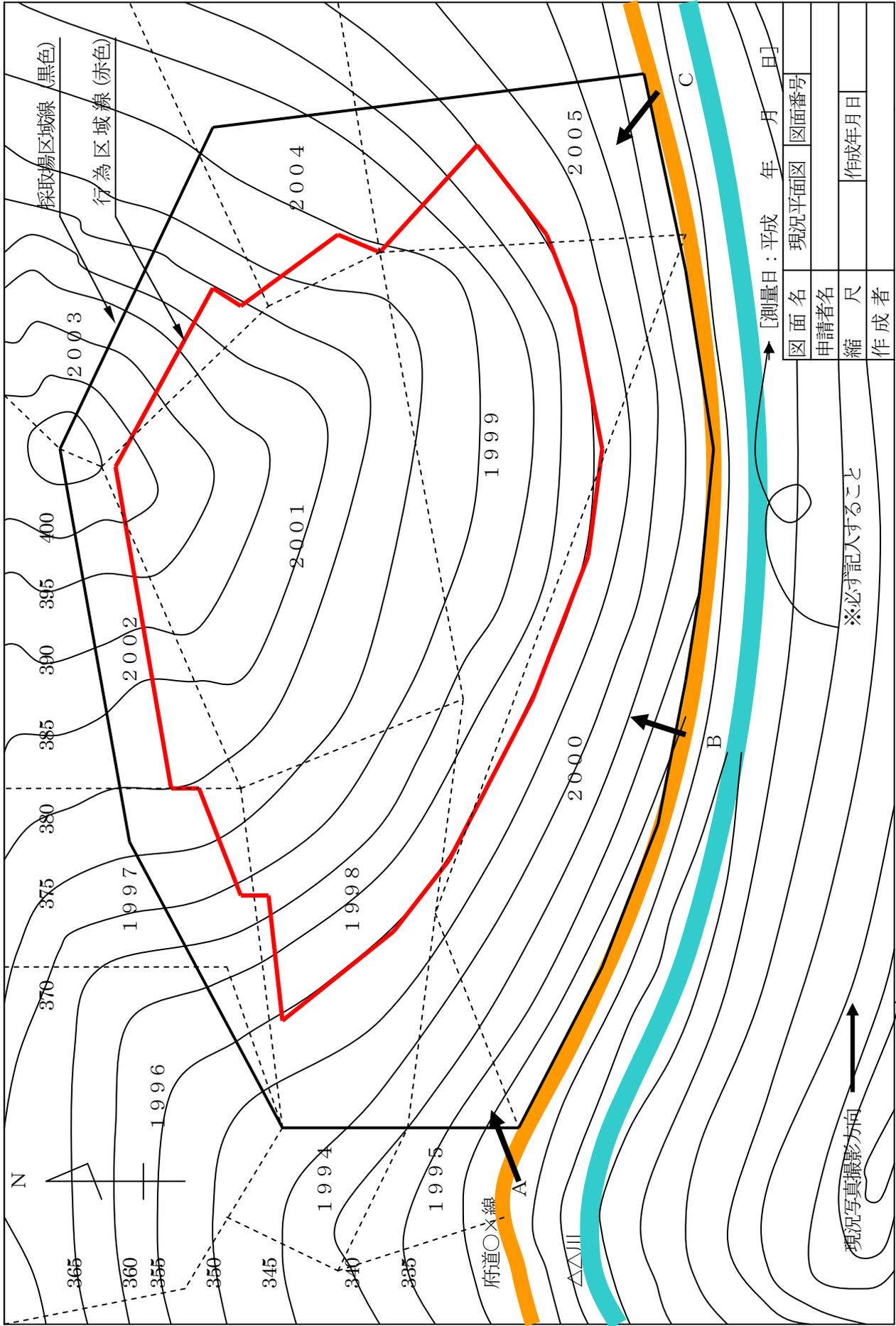


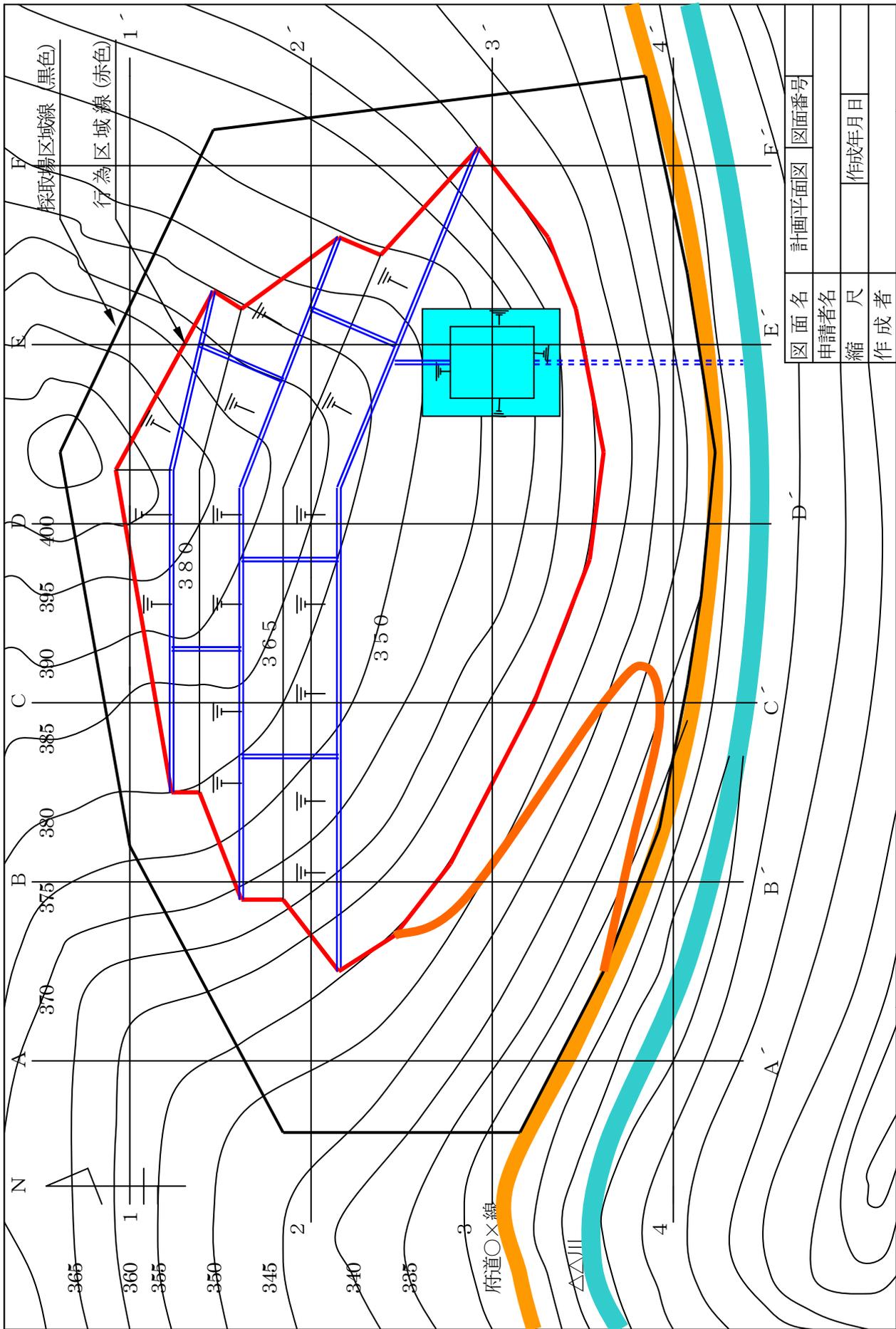
法務局名

複写年月日

複写者氏名

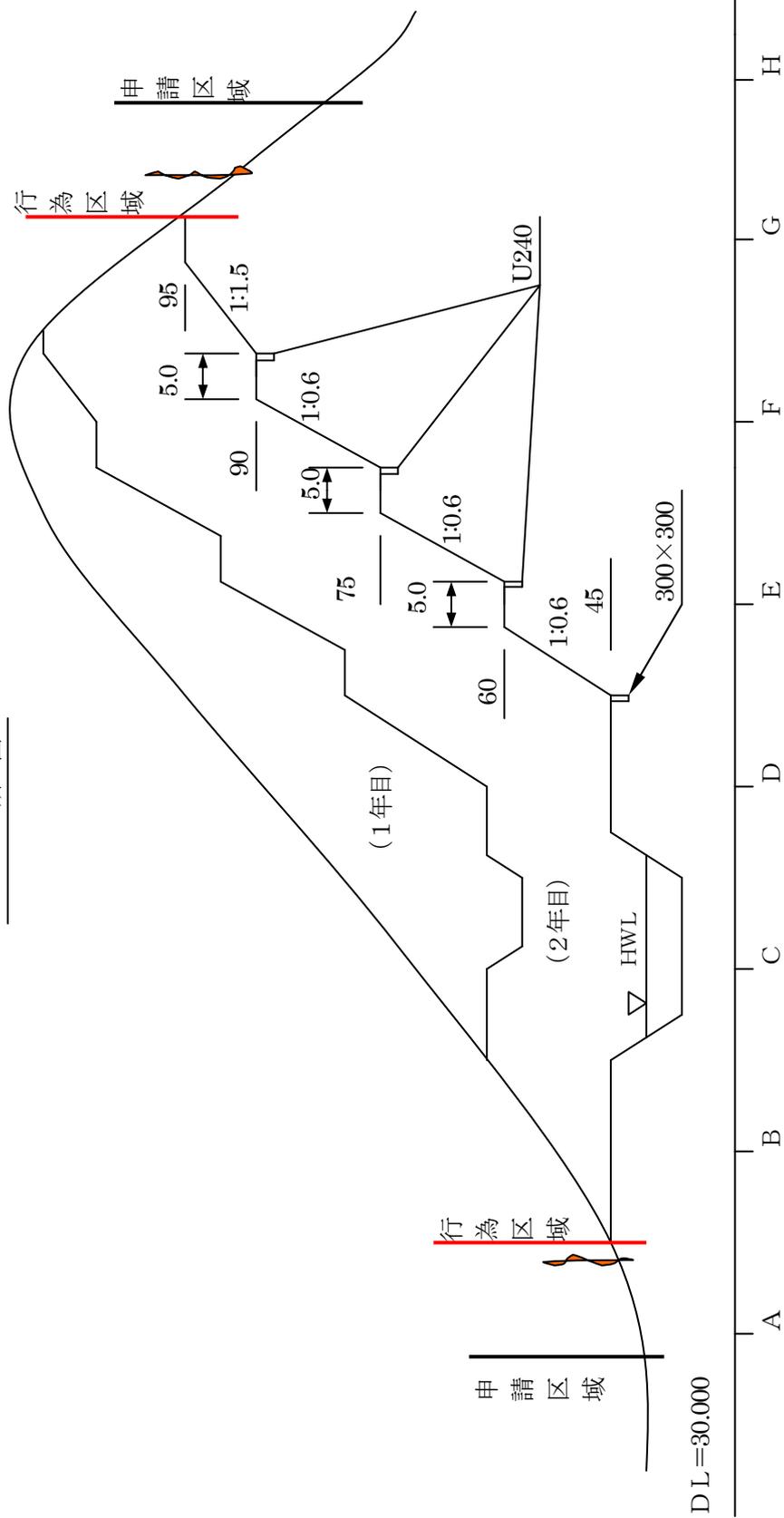
印





図面名	計画平面図	図面番号
申請者名		
縮尺		作成年月日
作成者		

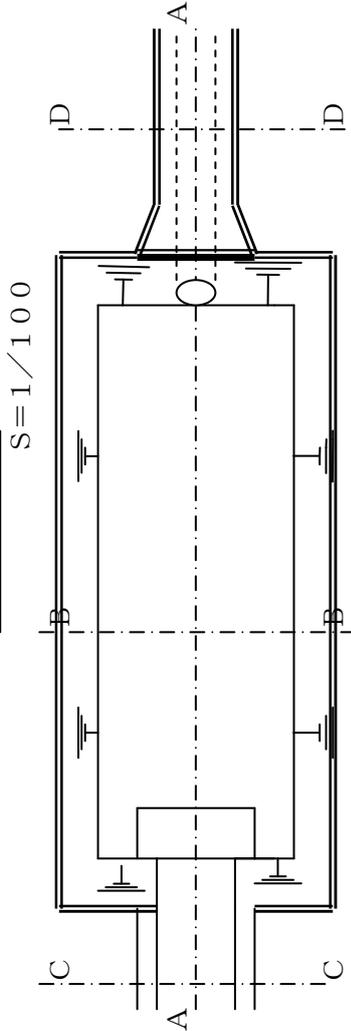
5-5 断面



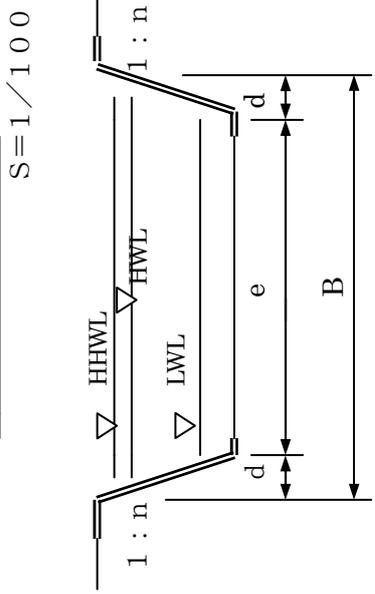
	1年目	2年目
切土		
盛土		

図面名	計画横断面図	図面番号
申請者名		
縮尺		作成年月日
作成者		

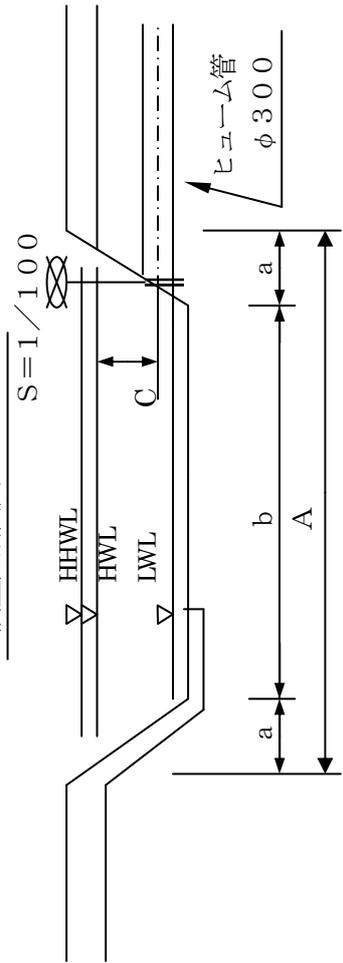
調整池平面図



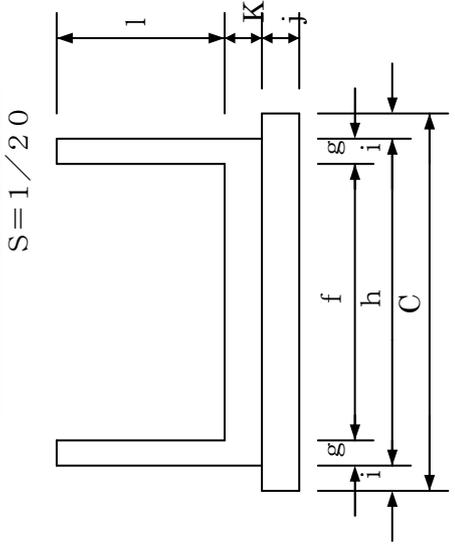
調整池断面図 B-B



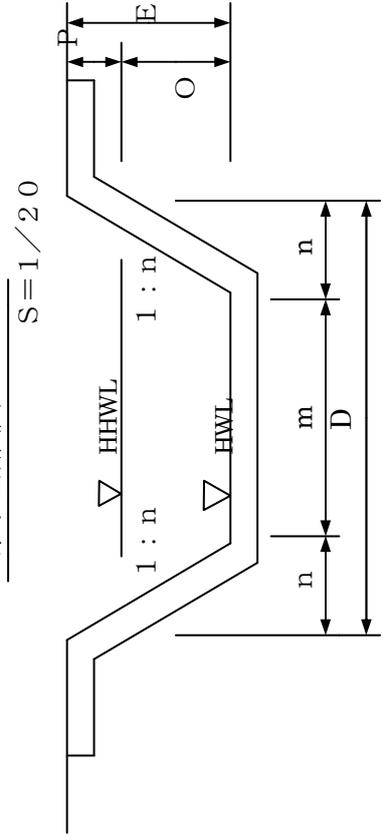
調整池断面図 A-A



場内水路断面図 C-C



余水吐断面図 D-D



図面名	構造図	図面番号
申請者名		
縮尺		作成年月日
作成者		

(4) 現況平面図

- ◇ 縮尺は、1，000分の1の図面を使用すること。(原則)
- ◇ 現況平面図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 採取計画区域及び採取計画区域に隣接する土地の地番を記入し、それらの地番境界線を記入すること。
 - ④ 写真撮影方向（赤色の矢印 ①→）で明示すること。
 - ⑤ 方位
 - ⑥ その他必要と認める事項

(5) 計画平面図 1/1,000(原則)

- ◇ 縮尺は、1, 000分の1の図面を使用すること。(原則)
- ◇ 計画線は、現況線より太目の濃い色で記入すること。
- ◇ 隣地境界より行為区域までの保全区域が、5m以上確保されているか確認すること。
ただし、関係する他法令等において5mを超える基準がある場合はそれに準拠するものとする。
- ◇ 計画平面図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 採取区域切羽斜面を緑色で明示すること。
 - ④ 採取区域切羽小段を黄色で明示すること。
 - ⑤ 盛土区域を赤色で明示すること。
 - ⑥ 排水側溝・沈殿池等を青色で明示すること。
 - ⑦ 計画小段高・切羽斜面勾配を明示すること。
 - ⑧ 調整池の名称(A号、1号)を明示すること。
 - ⑨ 調整池の広さ(面積)を明示すること。
 - ⑩ 調整池のレベル(底盤高,LWL,HWL,HHWL)を明示すること。
 - ⑪ 排水側溝構造(U型、素掘)を明示すること。
 - ⑫ 排水側溝の大きさ(U-240、300×300)を明示すること。
 - ⑬ 排水側溝の流水方向(→)を明示すること。
 - ⑭ 製品たい積場区域を明示すること。
 - ⑮ 主要構造物(管理事務所、プラント)を明示すること。
 - ⑯ 主要な防災施設(しがら工等)を明示すること。
 - ⑰ 縦横断側線(50m以内)で明示すること。
 - ⑱ 方位
 - ⑲ その他必要と認める事項

(6) 計画縦断面図及び計画横断面図

- ◇ 縮尺は、1，000分の1の図面を使用すること。
- ◇ 計画線は、現況線より太目の濃い色で記入すること
- ◇ 縦横の縮尺は同一とすること
- ◇ 各着色の重複部分については、ハッチングで表示すること。
- ◇ 計画図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 計画平面図の測線番号、記号を明示すること。
 - ④ 現況地盤線、計画地盤線を明示すること。
 - ⑤ 切羽部を黄色で明示すること。
 - ⑥ 盛土部を赤色で明示すること。
 - ⑦ 排水側溝、調整池を青色で明示すること。
 - ⑧ 計画小段高、切羽斜面勾配を明示すること。
 - ⑨ 計画盛土小段高、盛土斜面勾配を明示すること。
 - ⑩ 主要構造物位置を明示すること。
 - ⑪ 主要な防災施設（しがら工等）を明示すること。
 - ⑫ その他必要と認める事項

(7) 丈量図

- ◇ 縮尺は、1，000分の1の図面を使用すること。(原則)
- ◇ 求積方法は、原則として座標求積法によることとするが、三斜求積法による算出でもよい。
- ◇ 丈量図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域面積
 - ② 行為区域面積
 - ③ 保全区域面積
 - ④ 採掘区域面積
 - ⑤ 破碎選別場面積
 - ⑥ 製品たい積場面積
 - ⑦ 調整池面積
 - ⑧ 埋土(盛土)区域面積
 - ⑨ 表土除去区域面積
 - ⑩ その他必要と認める事項

(8) 構造図

- ◇ 排水施設、土留施設等の構造物の詳細設計図を添付すること

(9) 盛土計画図

- ◇ 場内に盛土がある場合に添付
- ◇ 必要に応じて、滑り等の安定計算を行なうこと。
 - ① 土留壁、排水方法（暗渠）等盛土方法の詳細設計図
 - ② その他必要と認める事項

(10) 明示確定図

- ◇ 採取場区域内に公共用地（公有水面・里道等）が含まれる場合及び隣接する場合に添付

(11) 採掘跡地修復平面図

- ◇ 縮尺は、1,000分の1の図面を使用すること。（原則）
- ◇ 採掘跡地修復平面図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 緑化（植栽）済地及び緑化計画区域を着色すること。
 - ④ その他必要と認める事項

(12) 流域図

- ◇ 縮尺は、2,500分の1～10,000分の1の図面を使用する。
- ◇ 水理計算に必要な各流域が確認できること。
- ◇ 流域図には、次の事項を記入すること。
 - ① 採取場区域線を黒色で明示すること。
 - ② 行為区域線を赤色で明示すること。
 - ③ 流域区域線を青色で明示すること。
 - ④ その他必要と認める事項

(13) 発破規格図

- ◇ 火薬類を使用する場合に添付すること。

(14) 破碎選別系統図

- ◇ 破碎選別がある場合に添付すること。

V-4 土砂採取地における調整池（遊水池）等の設置について

1 主旨

土砂、岩石等の採取行為は自然環境を著しく変化させ、降雨時には流量の増加及び土砂の流出により、防災上憂慮すべき状況を呈することが多い。

これらの対策として、行為地内に調整池（遊水池）を設け、雨水や土砂を一時貯留し、採石場内から排出される汚濁水、降雨水・湧水等による流域河川における洪水等の災害防止や水質環境保全を図るものである。

2 用語の定義

- ア 調整池 採石場内の汚濁水、降雨水や土砂を一時貯留し、流量を調整した清澄水を行為地外に排水するための池をいう。
- イ 沈砂池 採石場内からの流出土砂を含む汚濁水を清澄化させて、調整池ほかに導くための池をいう。
- ウ 自然地 自然の状態を手をつけない区域（残置森林等）をいう。

3 構造等

(1) 調整池（遊水池）

- ア 地盤の崩壊や地すべりのおそれがない箇所に設置すること。
- イ 形状は地盤掘り込み式とする。ただし、地形、地質、その他のやむを得ぬ理由により堤防式にする場合は、堤防の強度、遮水性等に十分配慮すること。
- ウ 必要な貯水容量及び堆砂容量を有するものとし、処理能力を維持し得るコンクリート造り等の堅固な構造であること。
- エ 貯水及び堆砂容量は、当該採石場が砂防指定区域内であるかどうかに応じて、「4規格（容量等）」に示す基準を満たすこと。なお、必要な堆砂容量の一部を沈砂池に持たせることができる。
- オ 余水吐は必要断面を確保し、異常降雨時に調整池（遊水池）を損傷することなく水路または河川に放流できるようコンクリート等で補強すること。
- カ 調整池（遊水池）は、容量を確保するため平常時は空にしておくことが必要であるため、原則として流出口に内径 300mm のヒューム管を堆砂容量を確保した高さに設置し、角落し構造等にして土砂の沈降後、清澄水のみを下流水路または河川等に放流すること。また、放流時に下流域に影響を与えないようにするため、断面の水理計算を行い、流出口からの流量が岩石採取行為前の最大量を超えないことを確認すること。
- キ 必要に応じて、周囲に防護柵や危険表示板を設置し適切に管理すること。

(2) 沈砂池

- ア 沈砂池は調整池と兼用することができる。なお、当該施設は双方の要件を具備するものでなければならない。

- イ 原則として素掘りとし、排水口付近はコンクリート又は石積みで補強すること。
- ウ 定期的に浚渫し、沈砂池が有効に機能する水深を維持すること。なお、浚渫した土砂は十分脱水した後、堆積場に堆積する等適切に措置すること。

(3) 場内排水路

- ア 降雨水が採石場内を直接通過しないように排水路を設けること。
- イ 排水路は流下能力を維持し得る堅固な構造とし、降雨水があふれないよう必要な断面を確保すること。

4 規格（容量等）

(1) 採石場が砂防指定区域内にある場合

ア 貯水容量（ m^3 ）

所定の推定降雨量の全量を一時貯留できる容量とすること。

$$V_w \text{ (設計貯水量 (} m^3 \text{))} \leq V_{w1} \text{ (貯水容量 (} m^3 \text{))}$$

$$V_w = 10R \times (f_1 \times A_1 + f_2 \times A_2) \\ = 1,750 \times (0.8A_1 + 0.7A_2)$$

条件 R : 計画降雨量（5時間総雨量） 175mm

A1 : 流域内行為地面積（ha）

f1 : 流域内行為地流出係数=0.8

A2 : 流域内自然地面積（ha）

f2 : 流域内自然地流出係数=0.7

イ 堆砂容量（ m^3 ）

$$V_s \text{ (設計堆砂量 (} m^3 \text{))} \leq V_{s1} \text{ (堆砂容量 (} m^3 \text{))}$$

$$V_s = (V_{s1}' \times a_1) + (V_{s2}' \times a_2) + (V_{s3}' \times a_3) \\ = 800 a_1 + 400 a_2 + 150 a_3$$

条件 V_{s1}' : 盛土部の流出土砂量=800 (m^3 /ha)

V_{s2}' : 切土部の流出土砂量=400 (m^3 /ha)

V_{s3}' : その他の流出土砂量=150 (m^3 /ha)

a_1 : 流域内における盛土行為地面積（ha）

a_2 : 流域内における切土行為地面積（ha）

a_3 : 流域内におけるその他行為地面積（ha）

※ 堆砂厚は500mm以上とすること。

ウ 流出孔の断面

流出孔は内径300mm程度で、流出孔からの流水量(Q)が行為前の最大流出量(Q1)を下回ること。

$$Q \text{ (流出孔からの流水量 (} m^3/sec \text{))} \leq Q_1 \text{ (行為前の最大流出量 (} m^3/sec \text{))}$$

$$Q = c \times a \sqrt{2 \times g \times H}$$

$$Q_1 = 1/360 \times f_2 \times r \times (A_1 + A_2)$$

- 条件
- c : 縮流係数 = 0.6
 - a : 流出孔の断面積 (ヒューム管 φ 300 mm の場合 = 0.0707 m²)
 - g : 重力の加速度 = 9.8 (m/sec²)
 - H : 流出孔中心からの水位 (m)
 - r : 最大時間雨量 = 90 (mm)
 - A1 : 流域内行為地面積 (ha)
 - A2 : 流域内自然地面積 (ha)
 - f2 : 流域内自然地流出係数 = 0.7

Ⅱ 越流式余水吐・開水路の断面

越流式余水吐は、開水路の構造とし護岸等を施工すること。

流水の断面積は、越流式余水吐からの流水量 (Q) が異常洪水流量 (Q_{max}) を上回ることを

$$Q_{\max} (\text{異常洪水流量 (m}^3/\text{sec)}) \leq Q (\text{余水吐からの流水量 (m}^3/\text{sec)})$$

$$Q_{\max} = 1.44/360 \times f \times r \times (A_1 + A_2)$$

- 条件
- f : 異常洪水時流出係数 = 1.0
 - r : 最大時間雨量 = 90 (mm)
 - A1 : 流域内行為地面積 (ha)
 - A2 : 流域内自然地面積 (ha)

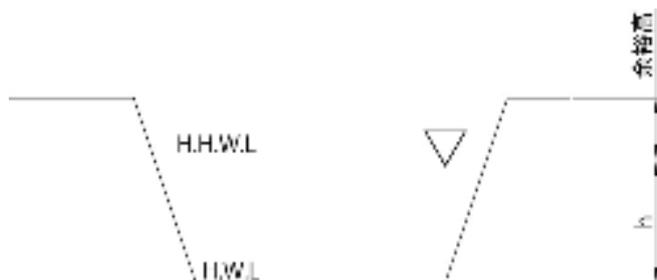
$$Q = A \times V$$

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2} \text{ (マンニング公式)}$$

- 条件
- V : 余水吐開水路流速 (m/sec)
 - n : 開水路粗度係数
 - R : 径深 (m)
 - I : 開水路勾配
 - A : 流水の断面積 (m²)

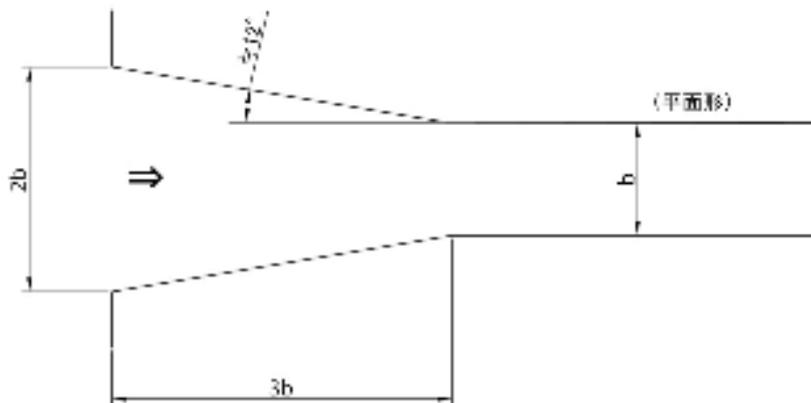
[注意事項]

① 越流式余水吐の断面決定



余裕高は $h/2$ または 0.6 m 以上とする。

② 調整池から余水吐への移行部



オ 場内水路の断面

流水の断面積は、場内水路の流量(Q)が洪水流量(Q2)を上回ること。
 Q_2 (洪水流量(m³/sec)) \leq Q (水路の流量(m³/sec))

$$Q_2 = 1/360 \times f \times r \times A(1 + \alpha)$$

$$Q = A' \times V$$

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

- 条件
- f : 流出係数 (自然地=0.7、行為地=1.0)
 - r : 最大時間雨量 =90 (mm)
 - A : 流域面積 (A1+A2)
 - A1 : 流域内行為地面積 (ha)
 - A2 : 流域内自然地面積 (ha)
 - α : 土砂混入率 =10 (%)
 - A' : 流水の断面積 (m²)
 - V : 水路流速 (m/sec)
 - n : 水路粗度係数 (次表のとおり)
 - R : 径深 (m)
 - I : 水路勾配

水路粗度係数 (n)

状 況	n 値	状 況	n 値
土砂地盤に開削した水路	0.04	コンクリートU型水路	0.02
岩盤に開削した水路	0.035	ヒューム管	0.013
両岸石積 (ブロック) 底面コンクリート	0.025	铸铁管	0.015
両岸石積 (ブロック) 底面不規則	0.03~ 0.035		

(2) 採石場が砂防指定区域外にある場合

ア 貯水容量 (m³)

$$V_w (\text{設計貯水量 (m}^3)) \leq V_{w1} (\text{貯水容量 (m}^3))$$

$$V_w = [10R \times \{a \times f_2 + (A_1 + A_2 - a) \times f_1 - A_1 \times f_1\}] \times 1.2$$

条件 R : 計画雨量 (5 時間総雨量) 175mm

A1 : 行為前の流域面積 (ha)

f1 : 行為前の流出係数=0.7

A2 : 行為後の流域変更面積 (ha)

(採取行為により新たに追加となる流域面積)

f2 : 行為後の流出係数

(風化岩=0.8、硬質岩=0.9、自然地=0.7)

a : 行為区域面積 (ha)

(ア) 風化岩の場合

$$\begin{aligned} V_w &= 1,750 \times \{a \times 0.8 + (A_1 + A_2 - a) \times 0.7 - A_1 \times 0.7\} \times 1.2 \\ &= 210 \times a + 1,470 \times A_2 \end{aligned}$$

(イ) 硬質岩の場合

$$\begin{aligned} V_w &= 1,750 \times \{a \times 0.9 + (A_1 + A_2 - a) \times 0.7 - A_1 \times 0.7\} \times 1.2 \\ &= 420 \times a + 1,470 \times A_2 \end{aligned}$$

イ 堆砂容量

採石場が砂防指定区域内にある場合に準じる。

ウ 流出孔の断面

流出孔は内径 300 mm 程度で、流出孔からの流水量 (Q) が行為前の最大流出量 (Q1) を下回ること。

$$Q (\text{流出孔からの流水量 (m}^3/\text{sec)}) \leq Q_1 (\text{行為前の最大流出量 (m}^3/\text{sec)})$$

$$Q = c \times a \sqrt{2 \times g \times H}$$

$$Q_1 = 1/360 \times f_1 \times r \times A_1$$

条件 c : 縮流係数=0.6

a : 流出孔の断面積 (ヒューム管 φ 300 mm の場合=0.0707 m²)

g : 重力の加速度=9.8 (m/sec²)

H : 流出孔中心からの水位 (m)

r : 最大時間雨量=90 (mm)

A1 : 行為前の流域面積 (ha)

f1 : 行為前の流出係数=0.7

エ 越流式余水吐・開水路の断面

越流式余水吐は、開水路の構造とし護岸等を施工すること。

流水の断面積は、越流式余水吐からの流量（Q）が異常洪水流量（Qmax）を上回ることを

$$Q_{\max} \text{ (異常洪水流量 (m}^3/\text{sec))} \leq Q \text{ (余水吐からの流量 (m}^3/\text{sec))}$$

$$Q_{\max} = 1.44/360 \times f \times r \times A1$$

条件 f : 異常洪水時流出係数 = 1.0

r : 最大時間雨量 = 90 (mm)

A1 : 行為前の流域面積 (ha)

(ア) 台形断面越流量

$$Q = 2/15 \times c \times h \sqrt{2 \times g \times h (3 \times bo + 2 \times bu)}$$

条件 c : 流量係数 = 0.6

h : 余水吐水深 (m)

g : 重力の加速度 = 9.8 (m/sec²)

b : 余水吐幅 (一定の場合) (m)

bu : 上部余水吐幅 (m)

bo : 下部余水吐幅 (m)

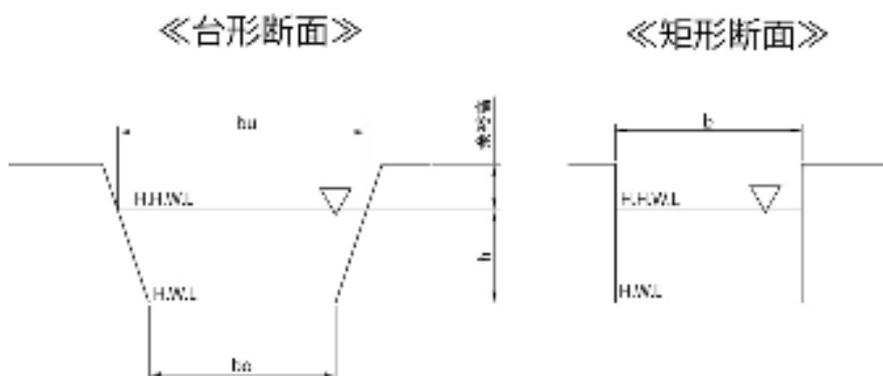
余裕高は h/2 または 0.6m 以上とする。

(イ) 矩形断面越流量

$$Q = 2/3 \times c \times b \times h^{3/2} \sqrt{2 \times g}$$

[注意事項]

① 越流式余水吐の断面決定



余裕高は h / 2 または 0.6 m 以上とする。

② 調整池から余水吐への移行部

採石場が砂防指定区域内にある場合に準じる。

オ 場内水路の断面

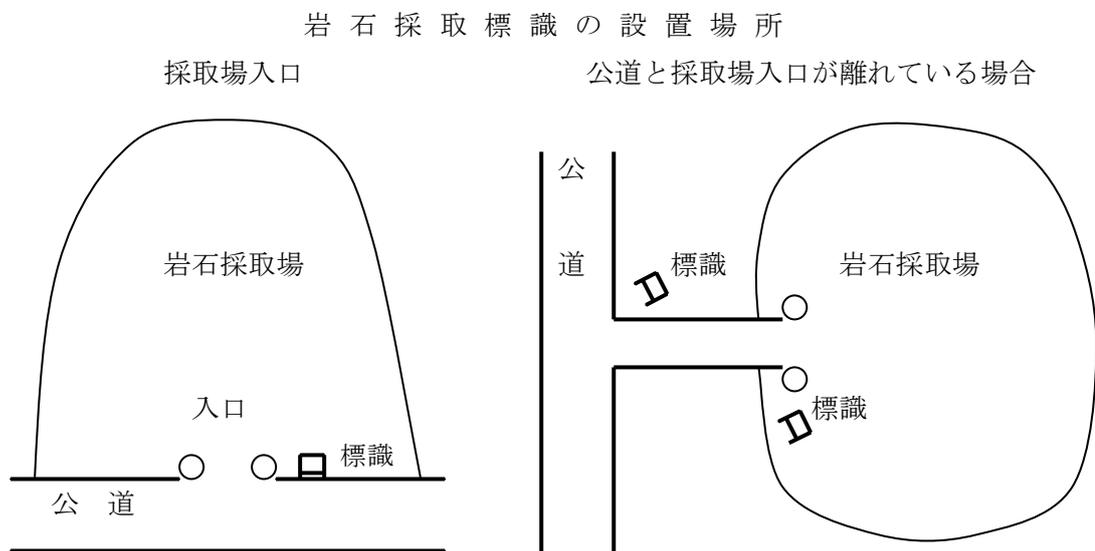
採石場が砂防指定区域内にある場合に準じる。

V-5 採取計画が認可されたら

1 標識の掲示について

採石法第33条の15の規定により、採取計画の認可を受けた岩石採取場の見やすい場所に採石法施行規則第8の19による岩石採取標識を掲げること。

- (1) 岩石採取標識は、別紙様式による。
- (2) 岩石採取標識は、岩石採取場入口付近の公道から見やすい場所とする。
- (3) 公道と岩石採取場の入口が離れている場合は、公道入口付近と岩石採取場入口付近の2箇所に設置する。
- (4) 岩石採取標識には、認可事項を正確に記載し、変更等があった場合には速やかに修正する。



2 帳簿の備付けと記載について

採石法第34条の2の規定により、採取計画の認可を受けた採石業者は、採石法施行規則第9条第2項で定める事項を記載した帳簿を、岩石採取場を管理する事務所ごとに備え、記載の日から2年間保存すること。

当様式は、岸和田市ホームページからダウンロードしてください。

3 採取区域の明示について

採取計画の認可を受けた採取区域を明示するため、隣接地との境界（ポイント）に境界杭を設置するとともに、適当な間隔で見やすい位置にポール又は旗等を設置すること。

4 標高表示板の設置について

採取計画に従って採取が行なわれているかを確認するため、下から視認できる大きさの標高表示板を各ベンチ毎に設置し、現況の高さを明示すること。

様式第 19 号 (第 8 条の 19 関係)

岩 石 採 取 標 識

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名
住 所

事務所の名称、所在地及び 電話番号	
登録年月日及び登録番号	
採取計画の認可年月日及び 認可番号	
採取をする岩石の種類及び 数量	
採 取 の 期 間	
採掘の方法及び採掘をする 土地の面積 (平方メートル)	
岩石の採取のための火薬類 の使用の有無	
岩石の採取のための機械の 種類及び数	
業 務 管 理 者 の 氏 名	

50 cm
以 上

[記載例]

岩石採取標識		氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 住所	
事務所名称、所在地及び電話番号	〇〇市大字△△100-1 0000-00-0000	大手前砕石株式会社 代表取締役 大手前 太郎 大阪市中央区谷町2丁目〇-〇	
登録年月日及び登録番号	昭和46年10月1日 大阪府採石登録第〇〇号		
採取計画の認可年月日及び認可番号	平成14年4月1日 大阪府指令商振第00-0号		
採取をする岩石の種類及び数量	砂 岩 150,000 t/年		
採取の期間	平成14年4月2日から 平成16年4月1日		
採掘の方法及び採掘をする土地の面積(平方メートル)	露天掘・階段掘 56,600㎡		
岩石の採取のための火薬類の使用の有無	有		
岩石の採取のための機械の種類及び数	削岩機1台、削孔機1台 パワーショベル3台		
業務管理者の氏名	大阪次郎		

調整池
 事務所
 出入口
 川
 市道
 線

70 cm
以上

50 cm
以上

VI 岩石採取場の緑化計画について

1 主旨

岩石採取場について、周辺環境への影響緩和、景観の改善、災害の防止等の目的で、その周辺部に一定の緑地を保存することや採取跡地を緑地回復すること（以下「緑化」という。）は、近年環境保全の重要性の高まりとともに、これまで以上にその充実を図る必要性が増している。

そこで岩石の採取にあたっては、以下を参考に緑化計画を作成し関係課と協議を行なうこと。

2 緑地の適正配置

(1) 周辺部の緑地

周辺部に設ける緑地については、採取行為に先立って設けるもので、以下の点に留意すること。

ア 森林区域内にあつては、事業区域の周辺部に概ね幅30m以上の残置森林を配置すること。（但し、進入路等を設置する場合は除く）

イ 森林区域外や良好な緑地が成立していない場合は、事業区域の周辺部に緑地を配置するため、必要に応じて植栽を行なうこと。

ウ ア、イにより配置した緑地については、その外周部をポール等で明確化すること。

(2) 採取跡地、廃土たい積地等の緑地

採取行為の進捗に合わせた緑地回復については、採取跡地や廃土たい積地等が対象となり、それぞれの緑地回復の考え方は次のとおりとする。

ア 採取跡地 : 景観上の問題がある急傾斜法面が多いことから早期に緑地回復をはかること。

イ 廃土たい積地等 : 廃土の流出の防止等のため植生被覆し、緑地回復すること。

(3) 行為地内施設の緑地

事務所周辺、沈澱池・沈砂池周辺等が対象となり、それぞれの緑地回復の考え方は次のとおりとする。

ア 事務所周辺 : 修景に配慮し、花木等を活用して緑地回復すること。

イ 沈澱池・沈砂池周辺等 : 防災施設としての機能を阻害することのないよう配慮し、転落防止対策として仕切り植栽を行なう等、緑地回復すること。

3 緑地回復の方法

岩石の採取跡地は基岩が露出し、土壌分に乏しく、また残壁法面は概して急傾斜地であること等から、植物が順調に生育するうえでは厳しい環境となっている。

このため、採取跡地の緑地回復については、植物の生育基盤の改善を図る基礎工と、地形条件等を踏まえた種子吹付工及び植栽工に十分留意する必要がある。

(1) 緑化基礎工

植物が育成するためには、有機物に富んだ肥沃な土壌が適しており、これらの土壌は落ち葉や枯れ葉等の有機物がたい積、分解し生成されるが、森林を伐採し土砂の採取によって表土が無くなった状態でそのまま緑地回復を図っても、植物の生育は期待できない。

このため、採取跡地の基礎工として、客土や地盤の耕起により、導入樹種に見合った有効土層をできるだけ確保することが必要である。

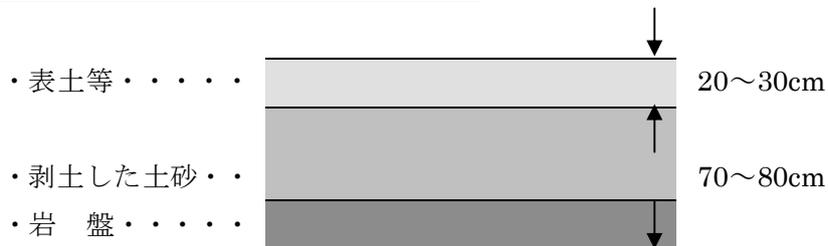
一般に植物の生育に必要とされる土壌の厚さ（有効土層）は、樹種により次のとおりとなっている。

[土壌の厚さ例]

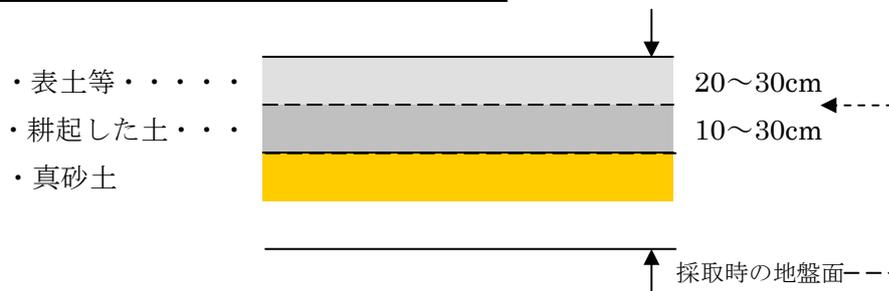
- 高木種 : 90cm 以上
- 低木種 : 50cm 以上
- 草本種 : 30cm 以上

[基礎工例]

岩盤などのように根の伸長が困難な場合



真砂土などのように根の伸長が可能な場合

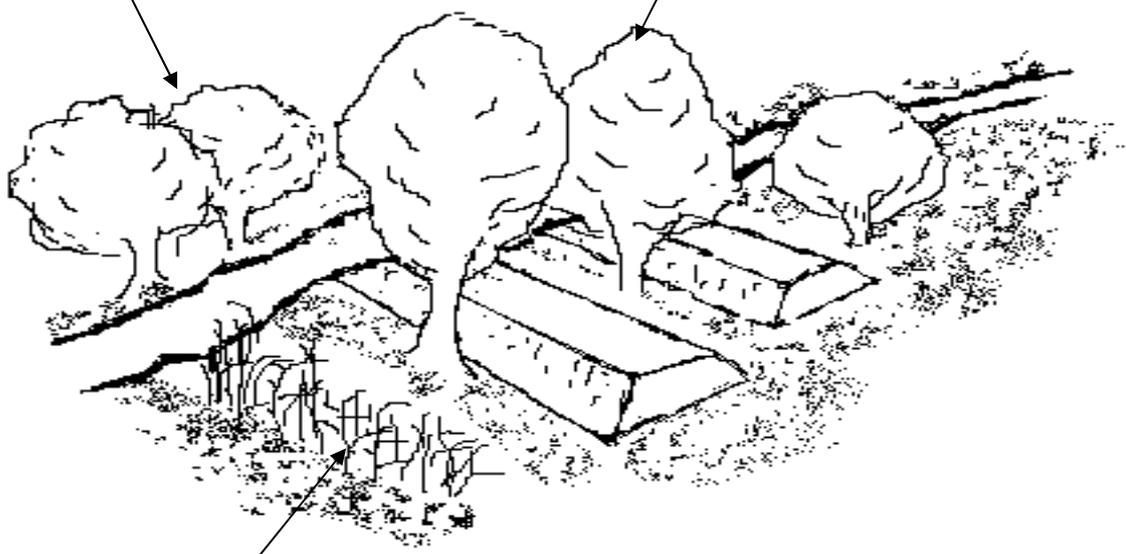


この場合、客土材料としては森林表土の活用が最も望ましく、岩石採取に当たって表土の保全・保存に留意する必要がある。

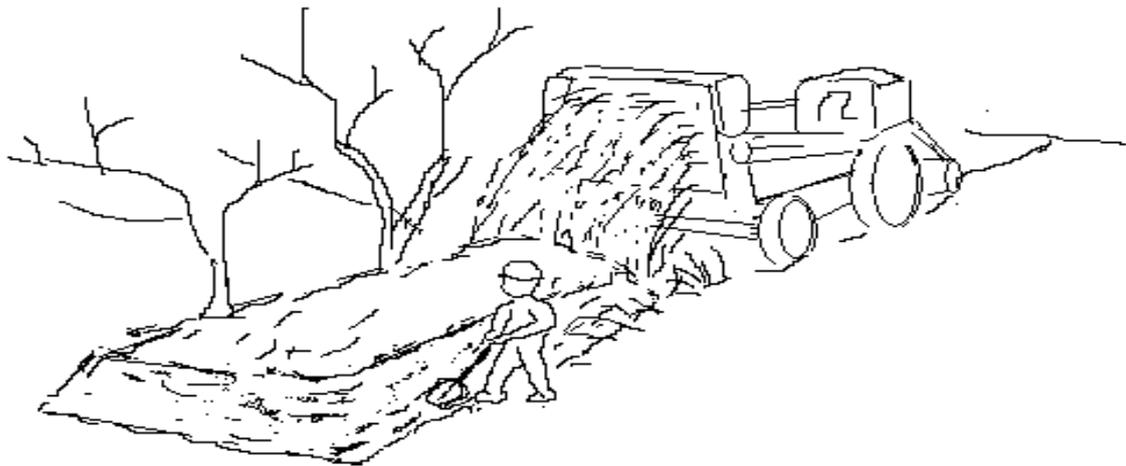
[表土の保存方法例]

風をよけるための植込

日かげとなる樹木を植える



風をよけるための垣根



梯形にならしておく。三角積みは崩れたり流亡しやすい。

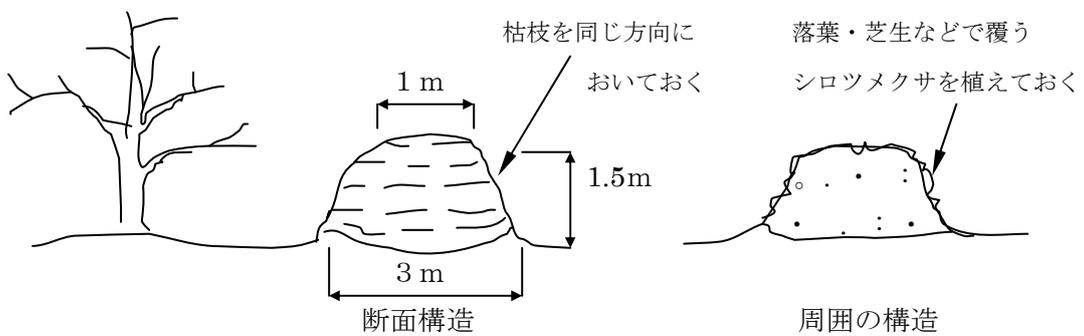


図 表土保全の設計・施工の例、ドイツでは連邦建設法にしたがってこのような工法が定められている。

また、客土に当たっては客土材の流出、崩落を防止する措置が必要である。

併せて、植栽木の活着及び良好な生育が確保されるよう、必要に応じて土壌改良材や肥料を適切に施す必要がある。特に、伐採木についてはチップ化を図り、マルチング（乾燥防止、肥料等の効果）として、土壌面に敷き詰めれば効果的である。

なお、傾斜角が 35° を超える法面については、法枠工やネット工、編棚工等の育成基盤を整備する工法の検討が必要である。

（２）植栽工及び種子吹付工

植栽工及び種子吹付工は、木本類、草本類を問わず植物によって土地を緑被することを目的とする工事で、景観形成だけでなく防災面での効果もある。

特に、土砂法面や風化を受けやすい岩質の法面の植生が失われると、侵食や崩壊による災害を発生しやすくなるので、岩石採取によって裸地化した法面が形成されれば、速やかに施工しなければならない。

植栽工と種子吹付工は、緑地回復を行なう場所の状況に応じた方法をとることが大切である。

その他、斜面実播工や伏工等も法面部の緑地回復には効果的である。

①植栽工

採取跡地等は、新たな土地利用がない限り原則全面緑地回復措置を講ずる必要がある。

この場合、基岩が露出したり、盛土部等土砂地盤であっても重機や車輛によって堅く締め固められたり、せき悪化している場合が多いので、客土等前述の基礎工を施した上、植栽を行なうことになる。

導入する樹種については、地形・土壌・気象条件に合わせ、次のことに留意する必要がある。

ア 植栽樹種

採取跡地等は、植物の生育にとって劣悪な環境にあることから、せき悪地、乾燥、寒害、虫害等に対して適応性、抵抗性の強い樹種を選ぶことが重要なポイントになる。

また、可能な限り地域の郷土樹種を主体とするとともに、単一樹種を避け、常緑・落葉・高木・低木及び肥料木樹種を混植する方法が適している。

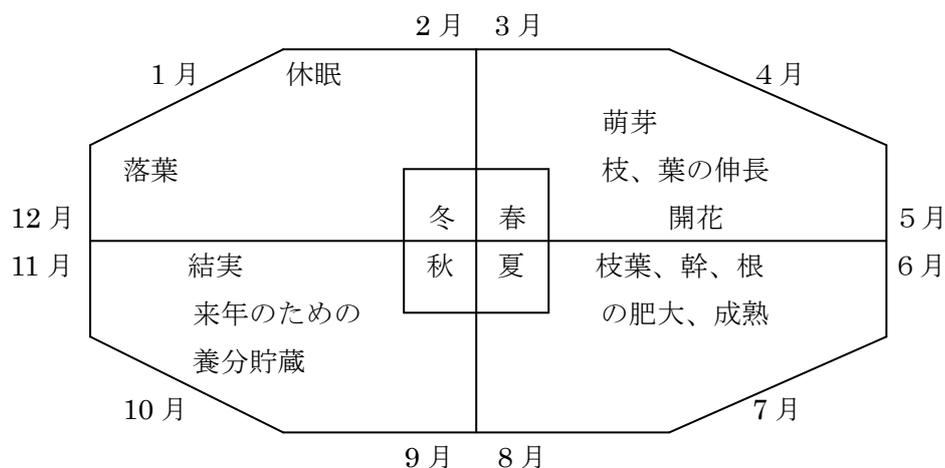
イ 植栽時期

樹木によって異なるが、各樹木の性質と、1年間を通じた生活サイクルを知ると、どの時期が植え頃か、また植え替えするのに適当かがわかるので参考にすること。

[植栽樹種例]

科	木本名	適応性	性状	生理的特性							その他	
				活着	根系	対瘦	対旱	対湿	対暑	対陰		対酸
マメ科	ニセアカシア	崩壊地、海岸砂地等に適応性が強い	高木	○	○	○	○	×	○	△	×	萌芽性
	青島トゲナシニセアカシア	荒廃地に適応性がある。寒地不適	〃	○	○	○	○	×	△	×	×	萌芽性。強風に弱い
	フサアカシア	せき悪地に強い。暖地に適	〃	○	○	○	○	×	△	×	○	
	アカシア・メラノシロン	〃	〃	○	○	○	○	×	△	×	○	
	モリシマアカシア		〃	○	○	○	○	×	△	×	○	強風に弱い
	イタチハギ	特に瘦地で強く、寒冷地にも育つ	低木	○	○	○	○	×	○	×	△	数年で生育が衰える
	ヤマハギ	〃 繁殖力旺盛	〃	○	×	○	○	×	○	×	△	〃
	キハギ	〃	〃	○	×	○	○	×	△	×	△	
	エゾヤマハギ	〃	〃	○	×	○	○	×	○	×	△	
	エニダ	海岸砂地等に適応性大。下木として適。	〃	○	○	○	○	×	○	○	△	
バラ科	ネムノキ	海岸砂地等に適応性大。	高木	○	○	○	○	×	○	×	○	
	オシマザクラ	暖帯	〃	○	○	○	○	○	△	×	○	潮害、煙害に弱い。肥沃な深層土を好む。
リョウブ科	ヤマザクラ		〃	○	○	○	○	○	△	×	○	
	リョウブ	温帯、暖帯の向陽の尾根筋によく生育 瘦地に適応性大	〃	○	○	○	○	×	○	×	○	萌芽力強い
カハノキ科	ハンノキ		〃	○	△	○	○	○	○	×	○	
	オハヤブシ	〃	〃	○	○	○	○	△	○	×		パインプラントとして使われる
グミ科	アキグミ	低地～標高千m以上の高地に生育	低木	○	○	○	○	△	○	×	○	
	ナツグミ	低地に生育	〃	○	○	○	○	△	△	×	○	
ヤマモモ科	ヤマモモ	瘦地にも強い。暖地に生育。	高木	×	○	○	○	×	△	○	○	
ヤナギ科	ヤナギ類	瘦地にも強い。暖地に生育。	低木～高木	○	×	○	○	○	○	×	△	
ブナ科	クスギ	温帯南部～温帯北部に生育。	高木	○	○	×	○	×	○	×	△	深根性、たい積土に適當
	ウバメガシ	暖帯、海岸地方、乾燥に強い。	〃	○	△	△	○	×	△	○		潮害、塩害に強い。強風、火に強い。
	コナラ	温帯、乾燥に耐える	〃	○	○	○	○	×	○	×		
ユキノシタ科	ウツギ	気候、土壤の適応性大。	低木	○	○	○	○	×	○	○		
	リウツギ	〃	〃	○	○	△	△	×	○	×		
スイカズラ科	タニウツギ	〃	〃	○	○	△	×	○	○	×		
マツ科	アカマツ	瘦地、乾燥に強い	高木	○	○	○	○	×	○	×		潮風に弱い
	クロマツ	〃	〃	○	○	○	○	△	○	×		潮風に強い
カエデ科	イロハモミジ		〃	○	○	○	×	○	○	×		

〔樹木の生活サイクル例〕



- ・常緑樹： 春暖かくなってから発芽するまでと、発芽後であれば新芽が伸びて一時生長を中止した時が適当である。(3月中旬から4月中旬、6月中旬から7月上旬)
もし秋植えにしようとするれば、晩秋に植えるのが適当。
- ・落葉樹： 落葉期間中が適当。(但し厳冬は避けること。)
- ・針葉樹： 常緑樹と同じ。なお、針葉樹は寒地性のものが多く、早春あるいは晩秋に植えることも可能。

ウ 植栽木の規格及び植栽密度

植栽密度は、100㎡当たり20本(1本/5㎡)以上とし、維持管理及び補植等につとめ、その基準を維持すること。

その他法令で規制される場合は、基準の厳しい方を優先するものとする。

②種子吹付工

ア 種子吹付工の工法

種子吹付工は、一般に植栽工の施工が困難な箇所等において、機械を使用し、主として草本類の種子と肥料を吹付けて植生を生育させるもので、吹付材料に生育基盤材を使用しない普通吹付工と生育基盤材を使用する客土吹付工（厚層基盤材吹付工）がある。

土壌分のある比較的勾配の緩い箇所であれば、前者の吹付工でも効果はあるが、急斜面の岩盤斜面であれば後者の吹付工を取り入れる必要がある。

最終的に森林に復元される法面の場合は、発芽生育が期待できる肥料木等の木本類の種子を混合して吹付ける必要がある。（採石場内での一時的な土地利用とする法面（廃土たい積場等）であれば、草本類だけの種子吹付工でも可。）

[吹付工に使用される種子の例]

外来種草本	ケンタッキー 31F、グリーピングレット F、レッドトップ、ウィーピンググラス、バミューダグラス、コウライシバ
在来種草本	ヨモギ、イタドリ、カヤ、シバ、シロツメクサ
木 本	エシダ、イタチハギ、マルバハギ、ヤマハギ、アキグミ、ヤシヤブシ、ウツギ、タニウツギ

イ 種子吹付工の施工時期

施工時期は、吹付ける草本の種類によって異なり、生長期間によって冬草型と夏草型とに分けられる。

冬草型は、3～5月と、9～10月に生長のピークがあり、夏の高温期には生長を休止するタイプである。（ケンタッキー 31F、グリーピングレット F、レッドトップ等）

夏草型は、5～9月の高温期に旺盛な生育を示すタイプである。（ウィーピンググラス、バミューダグラス、シバ、コウライシバ等）

したがって、施工時期は、吹付種が冬草型の場合は早春、晩夏が適しており、夏草型の場合は晩春、初夏が適している。

ウ 種子吹付工の類似工法

種子吹付工以外の類似工法には播種工と伏工がある。

・播種工 : 種子吹付用機械の搬入が困難な箇所において、人力によって木本類や草本類の種子を直接播種する方法である。

実際に播種する際には、種子、肥料及び土を十分に混合した種肥土を作り、これを播きつける。

[種肥土の組み合わせ例]

混合種子	1.05 ㍓
肥料	7.0kg (内訳 リン 2.5、チッソ 2.0、カリウム 2.5)
土	100.0 ㍓ (保全しておいた表土等を活用)

- ・伏工 : 種子付むしろ、緑化植生基材等により直接法面を被覆する方法で、防災効果が高く、採石場内での崩落等の復旧措置に適している。

4 維持管理の方法

岩石採取場の緑地回復を所期の目的通り成功させるには、日常的に点検を行い、管理に努める必要がある。

管理は通例、吹付又は植栽等を行なった後、初期の養生管理から生育管理、一般管理へと移っていくが、それぞれの管理の主たる内容は次のとおりである。

[管理の内容]

- ・養生管理 : 植栽木等の活着と初期生育の促進を図ることを目的とし、かん水、除草、施肥、補植、マルチング等の作業を実施する。
- ・生育管理 : 活着後、できるだけ早い樹冠のうっ閉化を図ることを目的とし、被圧木の除去、ツル切り、施肥等の作業を実施する。
- ・一般管理 : 緑地の健全化を図ることを目的とし、樹林密度調整伐、ツル切り等の作業を実施する。

これらの管理作業に当たっては、緑地毎に年間の作業計画を作成し、計画的に進める必要がある。

[管理作業の方針]

- ・枯らさない : 採取跡地は地下水がほとんど見られないので、根が十分伸長するまで、かん水は欠かせない管理作業である。
特に夏場は水やりを優先し、表面をワラ、コモ、落葉や伐採木チップで覆っておくと乾燥防止に効果がある。
また、表面の土は流出しやすく、植えた木の根も洗い出されることも多いので、場内をよく見回り、露出している根はすぐに土をかけて埋めてやること。
なお、雨水等の偏った滞留を防ぐため、必要に応じ適切な排水工を実施する必要がある。
- ・大きく育てる : 採取跡地は劣悪な土質(土壌)が多く、肥料や養分が流出しやすいので、放置しておくとも養分不足で植生が次第になくなり、やがて裸地となっていく。

植物が十分に育ち、腐植層が発達し養分を自給自足できるようになるまでの間は、年1～2回肥料を施す必要がある。

- ・調和させる : 道路周辺等の緑地は、樹木の形状を良くしたり通行の支障にならないよう、刈り込みや剪定を行なうなど、周辺環境に調和するよう管理する必要がある。

【参考 森林法及び自然環境保全条例における採石場の緑化に関する関連規定（抜粋）】

[緑地の配置関係]

(1) 林地開発基準（森林法）

- ・『原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林を配置する。』
- ・『森林または緑地を現況のまま保存することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林または緑地が造成されるものであること』

(2) 28条協定基準（大阪府自然環境保全条例）

- ・『行為地の周辺には保全緑地として隣接地から5m以上（道路、河川等に面した前山の場合は10m以上）の保全緑地を確保する。』

[緑地回復の方法関係]

(1) 林地開発基準（森林法）

- ・『採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。』
- ・『植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合または植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行なわれるものであること。工種は地質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。』

(2) 28条協定基準（大阪府自然環境保全条例）

- ・『防災上の措置を講じた上、表土の保存を図り植栽地の表土に活用する。なお表土の保存が不可能な場合は植栽地の土壌条件を考慮して土壌改良及び施肥を行なう。』
- ・『採取跡地の平坦部においては植栽が可能なまでに盛土（1m程度）を行なう。』
- ・『緑化回復手法として法面は種子吹付等を行い、平坦地及び緩傾斜地は種子吹付でグラウンドカバーした後、苗木（主として肥料木）を㎡当たり1本以上植栽する。』

[維持管理の方法関係]

(1) 林地開発基準 (森林法)

・『開発行為をしようとする森林の区域内に残置しまたは造成した森林または緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。』

(2) 28条協定基準 (大阪府自然環境保全条例)

・『採取跡地の緑地回復計画を確立し誠実に履行する。』

・『植栽地の土壌条件を配慮するとともに、植栽後も十分な保育を行なう。』

※林地開発行為許可の取扱要領

※林地開発行為許可の取扱要領審査基準、細部解釈及び留意事項

※大阪府自然環境保全条例 28条に基づく自然環境の保全と回復に関する協定書(土石の採取)

Ⅶ-1 岸和田市岩石採取計画の認可期間を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第33条の認可を受けようとする採取計画に定める事項のうち、法第33条の2第2号に規定する採取の期間（以下「認可期間」という。）について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号による用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 新規岩石採取場とは、法第33条の規定による岩石の採取を行なう場所（以下「岩石採取場」という。）であって、次のいずれかをいう。
 - イ 新たに岩石採取を行なおうとする岩石採取場
 - ロ 過去に認可を受けていた岩石採取場であって、直前に認可を受けていた採取計画（以下「更新前認可採取計画」という。）の認可満了日から当該認可申請書の提出日が1年以上経過している岩石採取場
- (2) 更新岩石採取場とは、前号に規定する岩石採取場以外の岩石採取場をいう。

(認可期間)

第3条 認可期間は、次の各号の定めによる期間を基準に次条及び第5条の規定に基づく期間を適用したものとする。

ただし、その期間が森林法第34条第2項の規定による許可の期間若しくは自然公園法第13条第3項の規定による許可の期間又は土地所有者等との間に締結した岩石採取契約等（以下「他法令許可又は契約等」という。）の期間を超える場合にあっては、認可期間は他法令許可又は契約等の期間とし、1年未満となる場合にあっては1年以内とする。

- (1) 新規岩石採取場の場合は、1年以内
- (2) 更新岩石採取場であって、国定公園区域又は保安林区域を含む場合は、2年以内
- (3) 更新岩石採取場であって、前号以外の場合は、3年以内

(加算措置)

第4条 更新岩石採取場であって次の各号に該当する場合は、次の各号の定める期間を適用する。

- (1) 岩石採取跡地整備等保証実施要領第3条第1号の規定に定める連帯保証人の岩石採取跡地整備等連帯保証書及び特定（採石）災害防止準備金の積立を行なっている証明書が当該認可申請書に添付された場合は、1年を加算する。
- (2) 岩石採取跡地整備等保証実施要領第3条第2号の規定に定める団体の跡地整備に関する保証書が当該認可申請書に添付された場合 2年を加算する。

(短縮措置)

第5条 更新岩石採取場であって次の各号に該当する場合は、次の各号の定める期間を適用する。

- (1) 更新前認可採取計画の認可期間内に、次のいずれかに該当する事実があった場合は、第3条及び前条の規定にかかわらず1年以内とする。
 - イ 岩石採取事業に伴う重大な災害を発生させたこと
 - ロ 法第32条の10、法第33条の9又は法第33条の13の規定に基づく処分を受けたこと
 - ハ 関係他法令により岩石の採取に伴う災害の防止を目的とした命令又はそれと同等以

上の処分を受けたこと

- (2) 更新前認可採取計画の認可期間に、同一の個別事項について指示に従わず2回以上文書による勧告を受けた場合は、2年を減ずる。
- (3) 更新前認可採取計画の認可期間に、合同立入検査において同一の個別事項について指示に従わず、2回以上連続して指示書の交付を受けた場合は、1年を減ずる。

付 則

- 1 この要領は、平成25年2月1日から施行する。

[概要]

新規		1年以内
更新	国定公園区域	2年以内
	保安林区域	
	上記以外の区域	3年以内
加算措置	更新岩石採取場で 2以上の業者等による跡地整備保証がある場合	1年加算
	更新岩石採取場で 団体（協同組合等）による跡地整備保証がある場合	2年加算
短縮措置	重要な災害を発生させた	(他の規定に拘らず) 1年以内
	採石法の法定処分（停止、変更、緊急措置の各命令）	
	採取に関して他法令の処分	2年減算
	2回以上の文書勧告	
合同立入検査で同一の個別事項について 指示に従わず2回以上連続して指示を受ける	1年減算	

※加算措置・短縮措置を行った結果、他法令許可又は契約等の期間を超える場合、認可期間は他法令許可又は契約等の期間とし、1年未満となった場合は、1年以内とする。

Ⅶ-2 岩石採取跡地整備等保証実施要領（大阪府要領・準用）

（目的）

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）に基づく岩石採取計画の認可にあたり、岩石採取跡地の整備及び緑化回復（以下「跡地整備等」という。）の対策としての保証制度を導入することによって、採取跡地の災害の未然防止を図るとともに、周辺環境と調和のとれた自然環境回復を推進することにより、岩石採取事業の健全な発達に資することを目的とする。

（連帯保証人）

第2条 法第33条の規定による岩石採取計画の認可（法第33条の5の規定による岩石採取計画の変更の認可を含む。以下「認可」という。）を受けようとする者（法第32条の6の規定により採石業者の地位を承継した者を含む。以下「申請者」という。）は、跡地整備等に係る措置を担保するため、連帯保証人を立てることができるものとする。

2 連帯保証人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 申請者が、死亡又は倒産により採石業の継続が困難となった場合で、当該岩石採取場の跡地整備等が必要であるにもかかわらず履行しないとき 当該跡地整備
- (2) 申請者が、法第33条の17の規定による災害防止命令を履行しない場合 当該命令に係る措置
- (3) 申請者が法第33条の13の規定による緊急措置命令を履行しない場合 当該命令に係る措置

3 前項の保証期間は、第1項の申請に係る認可の日から、その岩石採取についての跡地整備等が終了し、知事が廃止届を受理した日から2年を経過する日まで又は当該岩石採取場に係る更新の認可の前日までとする。

（連帯保証人の範囲）

第3条 連帯保証人は、次の各号に掲げるいずれかの者でなければならない。

- (1) 採石業者（申請者の認可の申請日の前に認可を受け、申請者の認可申請日を含む3年以上の期間、大阪府内で継続して営業しており、かつ業務実績及び財務状況の健全な者に限る）又は建設業者（認可の申請日の前に建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき土木工事一式、建築工事一式、石工事又は造園工事についての建設業の許可を受け、認可申請日を含む3年以上の期間、大阪府内で継続して営業し、当該工事について大阪府の入札参加資格を有し、かつ大阪府内に営業所を有する者であって、かつ業務実績及び財務状況の健全なものに限る）からなる2以上の業者（既に他の岩石採取場の連帯保証人になっているものを除く）
- (2) 採石業者で構成する法人化された団体（知事と岩石採取跡地整備等の保証に関する協定を締結している団体に限る。）の長

（保証書の提出）

第4条 申請者は、認可申請時に前条に定める連帯保証人の岩石採取跡地整備等連帯保証書（以下「保証書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑証明書
- (2) 連帯保証人が法人の場合は、過去2会計年度の決算書
- (3) 連帯保証人が個人の場合は、過去2会計年度の青色申告決算書
- (4) 連帯保証人が建設業者の場合は、建設業の許可を受けていることを証する書面

2 前項の規定にかかわらず第3条第2号に該当する連帯保証人の場合においては、当該協定に

よるものとする。

(連帯保証人の変更)

第5条 連帯保証人が死亡、倒産等により、第2条第2項に規定する連帯保証人の義務を履行できなくなった場合、又は履行できなくなるおそれが生じた場合は、申請者又は連帯保証人は速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合（前項の報告の義務を履行しない場合を含む。）において、知事が連帯保証人の変更が必要と認めたときは、申請者は速やかに当該連帯保証人を変更し、第2条第1項の規定に基づき新たな連帯保証人を選定し、当該連帯保証人に係る保証書を提出しなければならない。

付 則

(施行日)

1 この要領は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に既に第2条第1項に規定する認可を受けている者は、当該認可期間（この要領施行後に、法第33条の5の規定により変更の認可申請を行なった場合は、当該変更認可期間）中に限りこの要領を適用しないものとする。

(様式第1号)

岩石採取跡地整備等連帯保証書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

連帯保証人

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

連帯保証人

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

申請者 _____ が、下記の岩石採取計画の認可(変更認可)申請書に定められた採取計画に基づき岩石の採取を行なうにあたり、連帯保証人として、岩石採取跡地整備等保証実施要領第2条第2項各号に規定する措置を確実に履行することを保証します。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------------|
| 1 | 岩石採取場の所在地（場所） | |
| 2 | 岩石採取場の面積 | m ² |
| 3 | 保証の期間 | |
| 4 | 採取する岩石の種類及び予定数量 | : t |

- (注) 1 申請者の欄には、岩石採取計画認可申請者の氏名、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 連帯保証人が死亡、倒産等により連帯保証人の義務が履行できなくなった場合、又は履行できなくなるおそれが生じた場合は、申請者は速やかに新たな連帯保証人を選定し、当該連帯保証人に係る岩石採取跡地整備等連帯保証書を提出すること。
- 3 岩石採取跡地整備等連帯保証書には、岩石採取跡地整備等保証実施要領第4条第1項に定める書類を添えて提出すること。

Ⅶ－３ 採石災害の防止方法（参考）

[採石技術指導基準書（平成10年版）：資源エネルギー庁長官官房鉱業課監修]

1 採掘の方法（露天採掘）

露天の採掘の場合には、これに伴う土地の崩壊、土砂の流出等の災害を防止するため、次のとおり措置するものとする。

（１）表土除去

岩石の採掘に先行して表土及び風化物等を除去すること。

除去にあたっては、のり面を安全な傾斜に保持し、その範囲は、採掘箇所頂端から10m以上（水平距離）とするが、更に地形及び土質等を十分に考慮して拡張すること。

（２）保全区域

採掘箇所が他人の土地に隣接する場合は、隣地の崩壊を防止するため、隣地との境界から一定の幅の表土を除去しない区域（以下「保全区域」という。）を設けること。

境界線から表土を除去するのり肩までの水平距離（以下「保全距離」という。）は原則5m以上とするが、地形、表土の厚さ、土質、湧水の有無等を考慮し、隣地の崩壊を防止し得るよう拡張すること。

保全区域に接する表土を除去した後ののり面は40°以下で、かつ、安全な傾斜とし、表土の崩壊が進行しないよう必要に応じて土羽打ち（整地、締め固め）、植栽、しがらみ、その他の保護工、土留工を施すこと。

また、採掘箇所が森林法等他の法令の適用を受けている場合には、その基準に照らしても適正であること。

（３）転落石防止施設

起砕岩石、表土等が隣地に崩壊するおそれのある箇所には、金網、土えん堤、石垣、コンクリートよう壁等、十分に効果のある転落石防止施設を設けること。

（４）採掘の範囲

岩石の採取による土地の崩壊等の災害を防止するため、山頂、稜線を含め採掘できる範囲となるよう、土地の確保に努めること。

（５）採掘方法

災害防止、終掘後の残壁保持と植栽、高能率かつ安定生産等の観点から、最も合理的な採掘方法である階段採掘法（以下「ベンチカット法」という。）を採用することとし、傾斜面採掘法、坑道式発破法等は原則として行なわないこと。

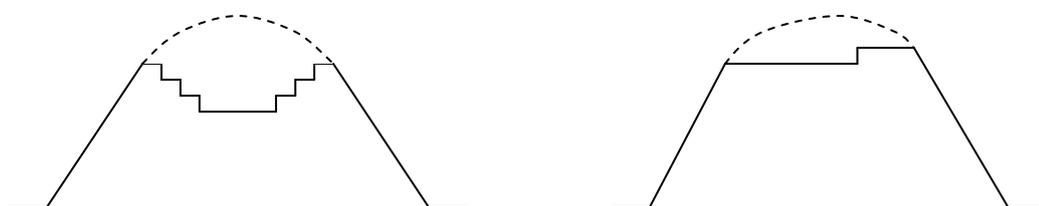
採掘中に形成される残壁は、永久又は仮の存置いずれの場合においても、適当な採掘高さ以下毎に小段を設け、安全を保持し得る平均傾斜とすること。

起砕岩石をオープンシュートで運搬する場合は、岩石の投下に伴う周辺への岩石の流出等の災害を防止するため、シュート斜面は適当な高さ、傾斜とし、必要に応じ、原石流出防止堤又はネット等の設置及び粉じんによる災害を防止するための散水等の措置を講ずること。

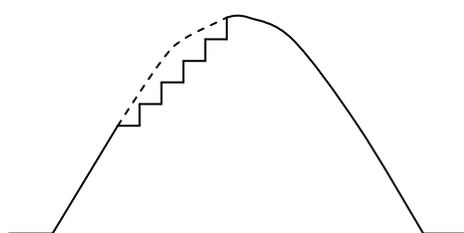
堀下がり採掘（基準地盤面以下の方向に凹地状に行なう採掘）の場合には、採掘により岩石採取場周辺の公共施設、建築物、田、畑、井戸等に被害を与えないよう十分な措置を講ずること。

なお、既存の採取場であって、傾斜面採掘法、坑道式発破法等による岩石採取を行っている場合には、速やかにベンチカット法へ移行すること。

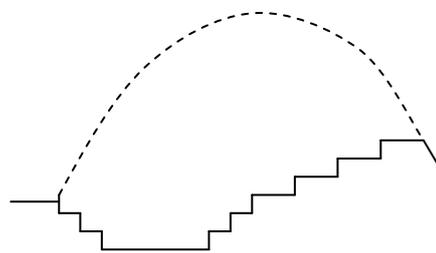
山頂型ベンチカット法



山腹型ベンチカット法



堀下がり型ベンチカット法



ア 砕石用原石の採掘

砕石用原石の採掘の場合（石材用原石の採掘のうち、捨石等の用に供する岩石の採掘を含む）は、原則として採掘作業中のベンチの高さは1.5m以下、ベンチの幅はWm以上（ $W = S + R$ 、ただし、Sは起砕岩石の広がり幅、Rは使用機械が安全に作業できる幅）とすること。

又、掘削面の傾斜（各ベンチののり面が水平面となす角）は原則75°以下とし、岩質に応じて安全を保持し得る傾斜とすること。

なお、採掘中に形成される残壁は、原則として高さ2.0m以下毎に2m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、安全を保持し得る平均傾斜とすること。（第1図参照）

イ 風化岩石の採掘

風化岩石（主として風化花崗岩、いわゆるマサ土、サバ土）の採掘の場合は、原則として採掘作業中のベンチの高さは5 m以下、ベンチの幅は W_m 以上（ $W = S + R$ 、ただし、 S は起砕岩石の広がり幅、 R は使用機械が安全に作業できる幅）とすること。

また、掘削面の傾斜は原則として 45° 以下とし、岩質に応じて安全を保持し得る勾配とすること。採掘箇所の総垂直高さは原則として50 m以下とし、その全体の傾斜は岩石の性質、賦存状態等を考慮して安全を保持し得る傾斜とすること。

なお、採掘中に形成される残壁は、原則として高さ5 m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、安全を保持し得る平均傾斜とすること。（第2図参照）

[参考] 使用機械が安全に作業できる幅（R）の目安

使用機械の種類	安全に作業できる幅（R）
油圧ショベル等、主としてバケットを旋回させながら掘削、積込み等を行なう機械	最大掘削半径（バケット旋回半径）の2倍以上
ダンプトラック、ホイールローダ、ブルドーザ、フォークリフト、クローラドリル等、主として移動させながら、積込み、運搬を行なう機械	最小回転半径の2倍以上

2 発 破

発破を行なう場合には、飛石及び粉じんの飛散に伴う災害を防止するため、次のとおり措置するものとする。

(1) 通 報

発破を行なうときは、あらかじめ危険区域を定め、同区域に通ずる道路に見張人を配置し、同区域内に発破関係人のほかは立入らぬよう措置をするとともに、サイレン等を用いて、発破予告、発破警報並びに発破終了の通報措置を講ずること。

(2) 飛石防止

採掘箇所の掘進方法、発破孔のせん孔方向及び装薬量の適正化を図るとともに、隣接地等に対し飛石による危険のおそれがあるときは、飛石防止の措置を講ずること。

(3) 小 割

小割を行なう場合には小割機によることが望ましいが、発破による場合は、装薬量を適正にし、安全な場所で行ない、必要に応じ飛石防止の措置を講ずること。ただし、原則として、張り付け発破は行なわないこと。

(4) 発破時刻

発破の実施は、周辺の状況を勘案し、なるべく一定時刻に行なうこと。

(5) 粉じん飛散防止

せん孔、発破及び起砕岩石の積込作業等に伴って発生する粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。

3 破砕・選別

破砕・選別施設の設置の際には、周辺の環境保全のために、次のとおり措置するものとする。

(1) 設置位置

破砕・選別施設の設置場所は、周辺の環境を考慮して、汚濁水処理、防音・防振、防じん効果がある位置に選定すること。

(2) 災害防止措置

破砕・選別設備には、汚濁水の処理施設、集じん装置若しくは散水装置並びに防音・防振装置を設ける等により、汚濁水の排出防止、粉じんの飛散及び騒音・振動の防止に努めること。また、必要に応じ防音材による遮蔽、密閉建屋構造内への収納等の措置を講ずること。

なお、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係条例に基づく基準が適用される場合には、それに適合するよう措置すること。

(3) 作業時間帯

騒音・振動の発生する作業は、周辺の状況を勘案し、適切な時間帯に行なうこと。

4 排水水

岩石採取場内から場外に排出される破碎施設・選別施設からの汚濁水、場内の降雨水、湧水、廃土又は廃石のたい積場からの排水水等による災害を防止するため、次のとおり措置するものとする。

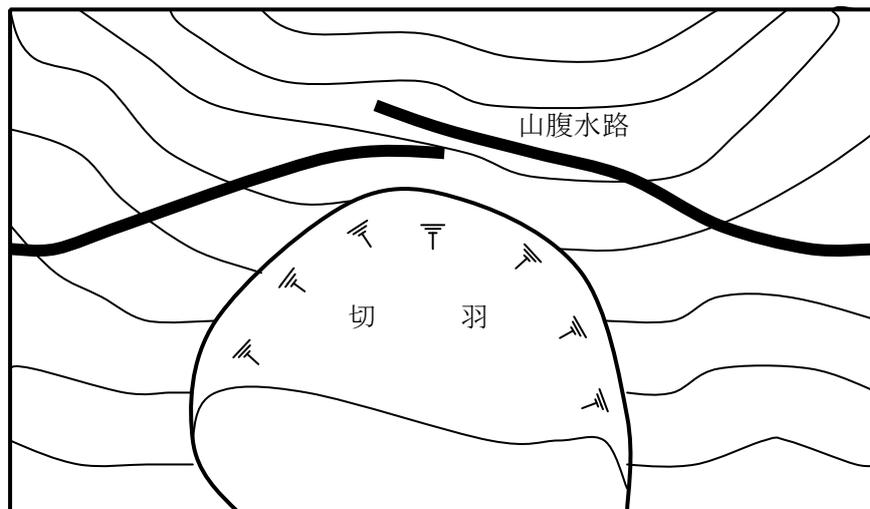
(1) 場内水の排出

場内から場外への排水水については、水質汚濁防止法及び関係条例に基づく基準が適用される場合にはそれに適合するよう処理し、また適用がない場合においても下流において災害を起こさないように沈澱池等の処理施設で処理して排水水すること。

(2) 上流沢水等の処理

岩石採取場の上流の沢水及び山腹水は、これが場内を貫流することによって汚濁することのないよう必要に応じ沢水排水路、又は山腹水路等の所要の施設を設け、下流に誘導すること。

雨水流入阻止の山腹水路



(3) 汚濁水処理施設

汚濁水処理施設（骨材水洗プラントの排水等を対象）としての沈澱池及び採石場内からの流出土砂を含む汚濁水の清澄化するための沈砂池の基準は以下のとおりである。

- ① 汚濁水処理施設は、地すべり等地盤の崩壊のおそれのない箇所に設置すること。
- ② 汚濁水処理施設は十分な処理能力を有するものとする。
- ③ 汚濁水処理施設から河川等の公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
- ④ 沈澱池等
 - a) 沈澱池は、処理能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とする

こと。

b) 沈澱池は、必要に応じ沈降促進剤等の投入その他所要の沈降促進措置を講ずることができるものとする。

c) 沈澱池は、浚渫時にも沈澱操作を続けられるよう、原則として2系列設置すること。

d) 沈澱池、沈砂池は、有効水深（沈澱池等が有効に働くために必要な深さ）を維持するため浚渫する等、常に最大機能を発揮できるよう必要な措置をとること。

e) 浚渫した土砂は、十分脱水した後、たい積場にたい積する等適切な措置を講ずること。

5 廃土又は廃石の処理

廃土又は廃石のたい積場の崩壊若しくは流出に伴う災害を防止するため、廃土又は廃石の処理、たい積場の設置及びその維持管理については次のとおり措置するものとする。

(1) たい積場設置の事前措置

たい積場の設置に際しては、事前に周辺の地形、物件等を調査し、次の各号による適切な位置を選定するとともに、岩石採取に伴って発生する廃土又は廃石の量を調査、予測し、その量に見合うたい積場用地を確保すること。

なお、廃土又は廃石を埋立地等へ搬出するための一時的に置きたい積場であっても、採取計画に基づく規制の対象となるので、その量に見合う用地の確保等について十分配慮すること。

- 1) 下流側の近くに人家、構築物等が存在しないこと。
- 2) 土石の流入が少ないこと。
- 3) 山崩れ、地すべり等のおそれがないこと。
- 4) 集水量の大きい地形でないこと。
- 5) 湧水量が少なく、基礎地盤が適切なものであること。
- 6) 河川の付近はできるだけ避けること。
- 7) 1)～6)のほか、たい積物の流出等の災害防止の観点から不適切な場所でないこと。

(2) たい積場の設置

- ① たい積場ののり尻には土留施設を設けること。

土留施設は、自重及び外力に対し、恒久的に安全なかん止堤（石塊かん止堤、土かん止堤、重力式コンクリートかん止堤、石積かん止堤、）又はよう壁（コンクリートよう壁、石積よう壁）とすること。

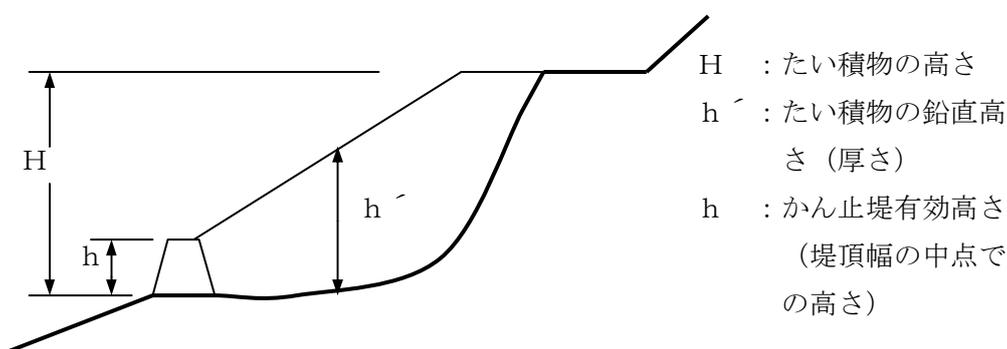
- ② たい積場内に流入するおそれのある沢水及び山腹水並びにたい積場内の流下水を、たい積場の下流に誘導するため、必要に応じて十分な通水能力を有する排水路等を設置するとともに必要に応じ汚濁水処理施設を設置すること。

- ③ 次の各号に該当するたい積場を設置するときは、土留施設の強度計算及びたい

積場の安定計算を行なって設計すること。

- a) 地盤面からその直上のたい積面までのたい積物の鉛直高 (h') の最大値が 10 m を超えるもの。
- b) 土留施設の有効高さ (h) が 5 m を超えるもの。
- c) 土留施設ののり尻からたい積面までの高さ (H) の最大値が 30 m を超えるもの。
- d) 前記 a)~c) に掲げるもののほか、災害防止のため必要と認められるもの。

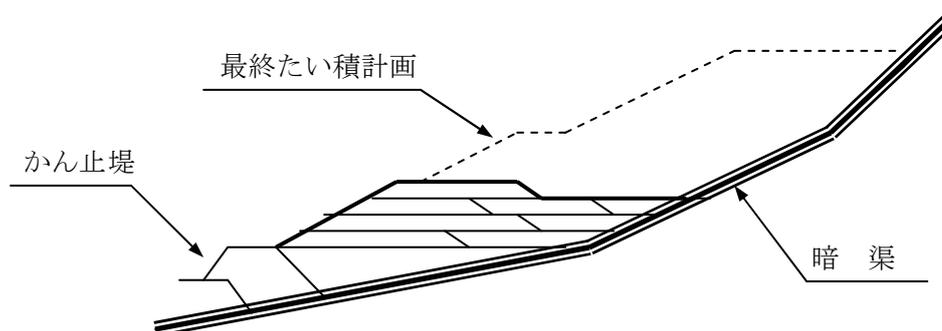
たい積場の高さ等の表現



(3) たい積の方法

- ① たい積に当たり、地盤が草、竹木等で覆われているときは、これらを除去し、地盤を露出させること。また、積雪地においては除雪を完全に行なってからたい積すること。
- ② 廃土及び廃石のたい積は、原則として水平層状たい積法によることとし、次の各号のとおり措置すること。
 - a) 1 回の積上げ高さは 1 m 以下とし、これが 4/5 以下となるよう締め固めを行なった後に、上層の積上げを行なうこと。
 - b) たい積場ののり面傾斜は、特に安定計算によって定めた場合のほかは、 30° 以下とすること。
 - c) 高さ 10 m 以内毎に幅 2 m 以上の小段を設けること。
- ③ たい積場においては、粉じんの発生防止及びのり面保護のため、完成したのり面には、順次、できるだけ速やかに、芝張り、石張、実播、植栽等の措置を行なうこと。

水平層状たい積法



(4) 維持管理

- ① たい積終了後も、土留施設、排水路、のり面の状況等について、これが安定するまで、点検、管理を行なうこと。
- ② 異常な浸出水があるとき、その他たい積物の安全性に疑問のある場合は直ちに災害の発生を未然に防止するための措置を講ずるとともに、安定計算を行ない所要の安定度を確保するために必要な措置を講ずること。

6 原石、製品及び廃土等の運搬等

原石、製品及び廃土又は廃石の積込み、運搬に伴う粉じん、騒音及び振動等による災害を防止し、また、ダンプトラックによる過積載の防止等の交通安全対策の強化を図るため、次のとおり措置するものとする。

(1) 運搬の時間帯

運搬道路は、付近住民への影響を考慮して選定することとし、かつ、運搬作業はできるだけ通学・通勤時間帯及び深夜をさけること。

(2) 運搬中の措置

運搬中における粉じん発生防止及び運搬物の漏洩、落下防止のため、シートカバーの装着等必要な措置を行なうこと。

(3) 粉じん発生防止

積込み場、場内道路及び採取場から公道にいたるまでの道路等については、必要に応じ、舗装、散水、清掃その他粉じん発生防止の措置を行なうこと。また、必要に応じ採取場近隣の公道等への散水、清掃等を行なうこと。

必要に応じ、場内の出入口付近に洗車ピット等を設置し、場内の泥土を持ち出さないようにすること。

(4) 過積載防止

過積載の防止のため、検量の方法を定めるとともに、さし枠装着車等の不正改造車に対し、岩石、製品及び土砂等の積込みを行なわせないこと。

また、従業員その他関係者に対し、過積載防止に関する教育等必要な措置を行なうこと。

(5) 交通事故防止等

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第12条第1項に規定する交通事故等の防止を目的とする団体の設立、交通事故防止対策のための協議会、協定への加盟に努めること。

7 採掘終了時の措置

採掘終了時においては、採掘終了後の災害を防止するため、次のとおり処置するものとする。

(1) 保全区域の土留工事

隣地との間の保全区域が崩壊しないよう、必要に応じて土留工事を施すこと。

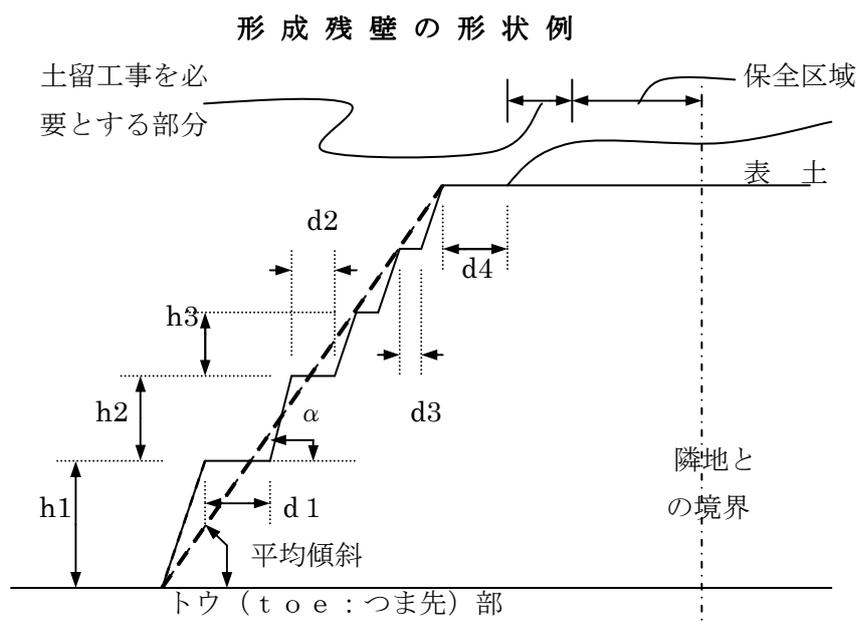
(2) 露天採掘終了後の残壁

露天採掘終了後は、残壁の崩壊等の災害を防止するため、岩質、岩盤の状況等に応じて、適当な高さと幅を有する小段を設け、安全を保持し得る傾斜をとること。のり面は必要に応じて整形し、保護工事を行なうこと。

残壁の形状は、採石場の区分に応じて次の各号を基準とすること。

① 砕石用原石採取場

砕石用原石の生産を目的とした採取場（石材用原石の採取場のうち、捨石等の用に供する岩石の採取場を含む）については、原則として高さ20m以下毎に2m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、残壁の平均傾斜は 60° 以下とすること。



小段幅は2 m以上(d 3～d 4)、高さは2 0 m以下(h 1～h 3)が原則であるが、残壁高さ(H)が1 0 0 mを超えるような場合は、残壁上部の小段高さを5～1 0 m以下、底部小段幅を1 0 m以上にするなど、斜面安定に寄与する方策を最大限とること。

②石材用原石採取場

石材（切石、間知石等）用原石の生産を目的とした採取場については、原則として高さ2 0 m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、残壁の平均傾斜は7 0°以下とすること。

③風化岩石採取場

風化岩石（主として風化花崗岩、いわゆる真砂土、サバ土）の採取場については、特に雨水等による掘削のり面の洗掘防止の処置を講ずること。残壁の形状は、原則として高さ5 m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設け、平均傾斜は3 5°以下とし、当該風化岩石の性状に応じて適切な形状とすること。

④工業原料原石採取場

その岩質及び採掘条件等に応じて、砕石用原石採取場、石材用原石採取場、風化岩石採取場の残壁形状を準用すること。

(3) 人に対する危害防止

採掘終了後における落石等による人に対する危害を防止するため、次の措置を講ずること。

①立入禁止柵

落石及び人の転落のおそれのある残壁の周囲には立入禁止柵を設けること。

②埋 立 て

掘下り採掘終了後の凹地は、環境条件を考慮しつつ他用途に活用する計画が有る場合を除き埋立等適切な措置をすること。

③坑口閉塞

坑口は閉塞すること。

(4) 緑 化

採掘跡地は、他用途に活用する計画がある場合等を除き、原則として順次緑化すること。

①緑化の目的

採掘跡地の緑化の目的が、水土保持、環境保全、景観保全、生態系保全のどの機能を主とするか判断し、かつ、できるだけこれらの機能を併せ持つように緑化すること。

②適用植物の選定

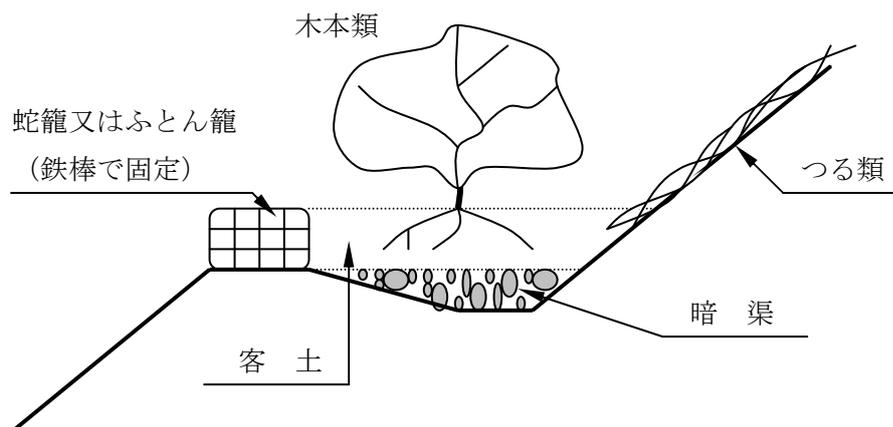
適用植物は、気象条件、土壌条件等を考慮し、復元すべき目標（高木、低木、草本、つるなど特殊樹草）を決めてから選定すること。ただし、草本の単純群落は防災上、

景観上、好ましくないので、可能な限り木本を併用すること。

③基礎工

小段には必要に応じ有機物の多い客土を行なうこと。ただし、小段から客土が流出するおそれがあるところでは、土のうやネット等を設置することが望ましい。また、過湿と乾燥のおそれがある場合には、排水施設や被覆工等を適宜行なうこと。

小段・のり面への緑化工法の例



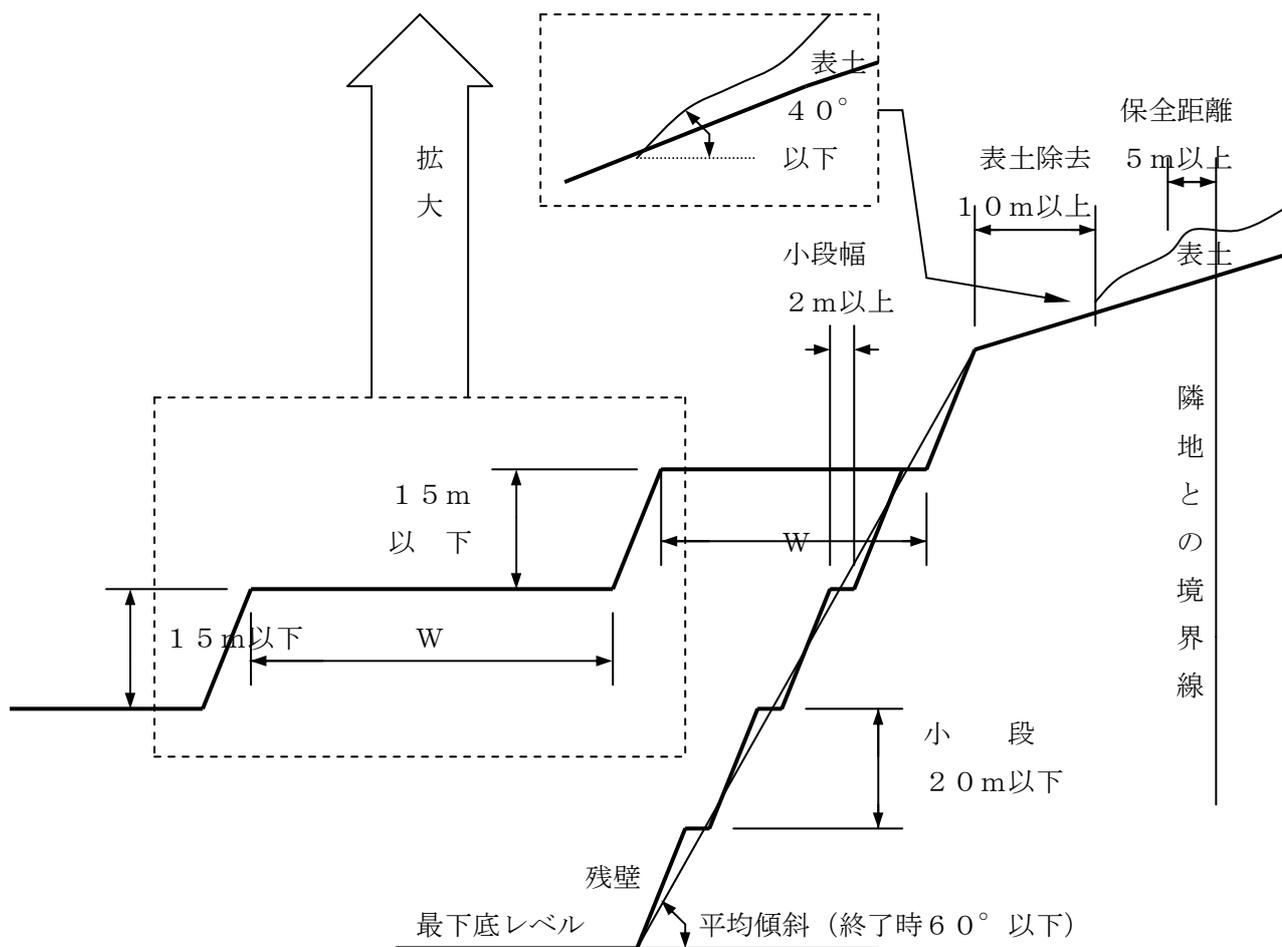
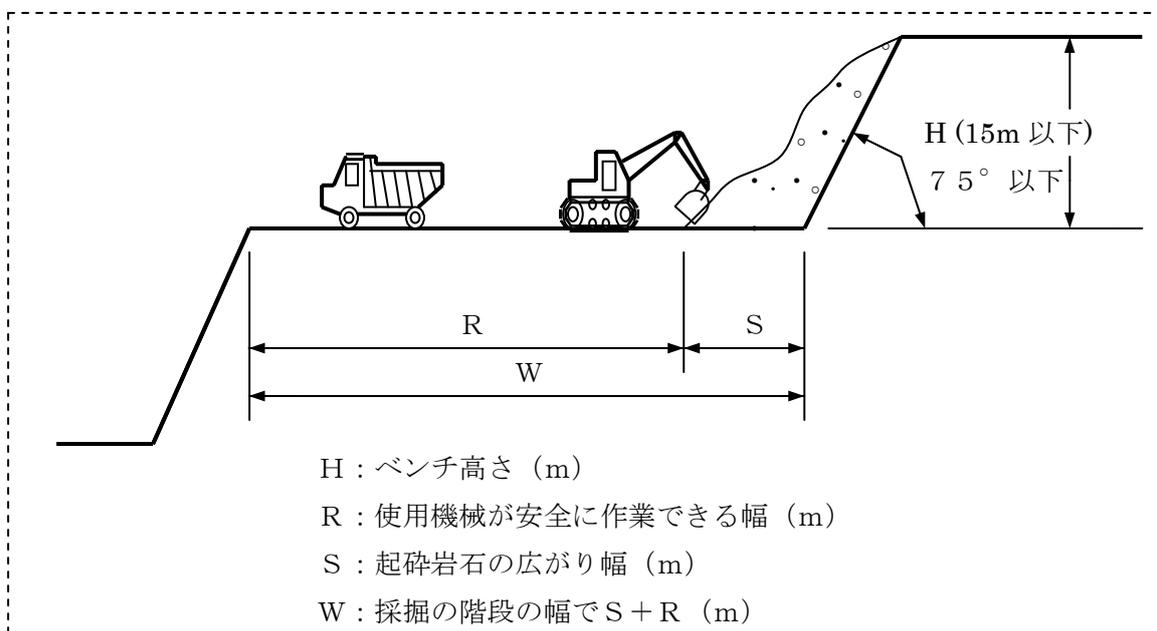
④施工時期

緑化施工の時期は、適用植物、方法、気象条件等を考慮すること。

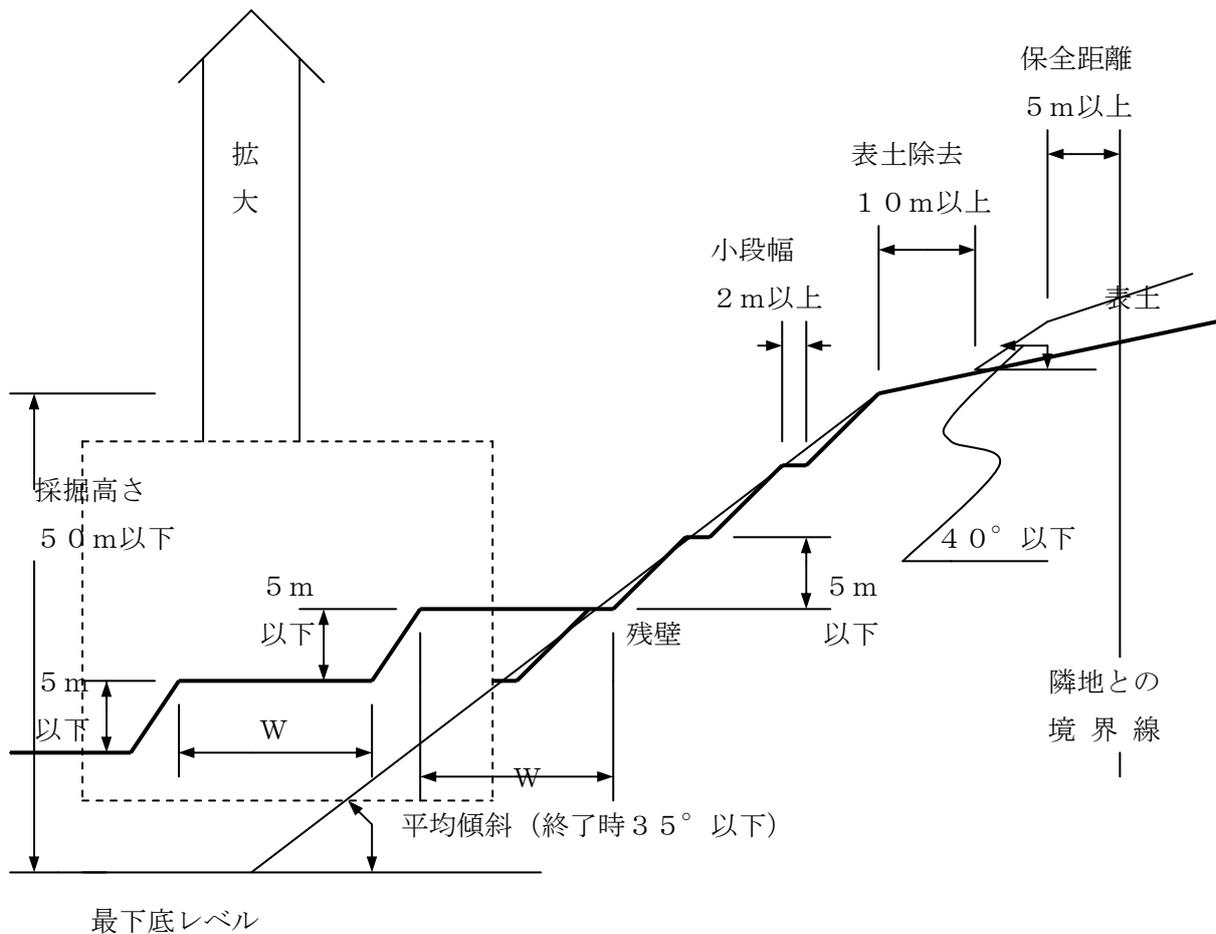
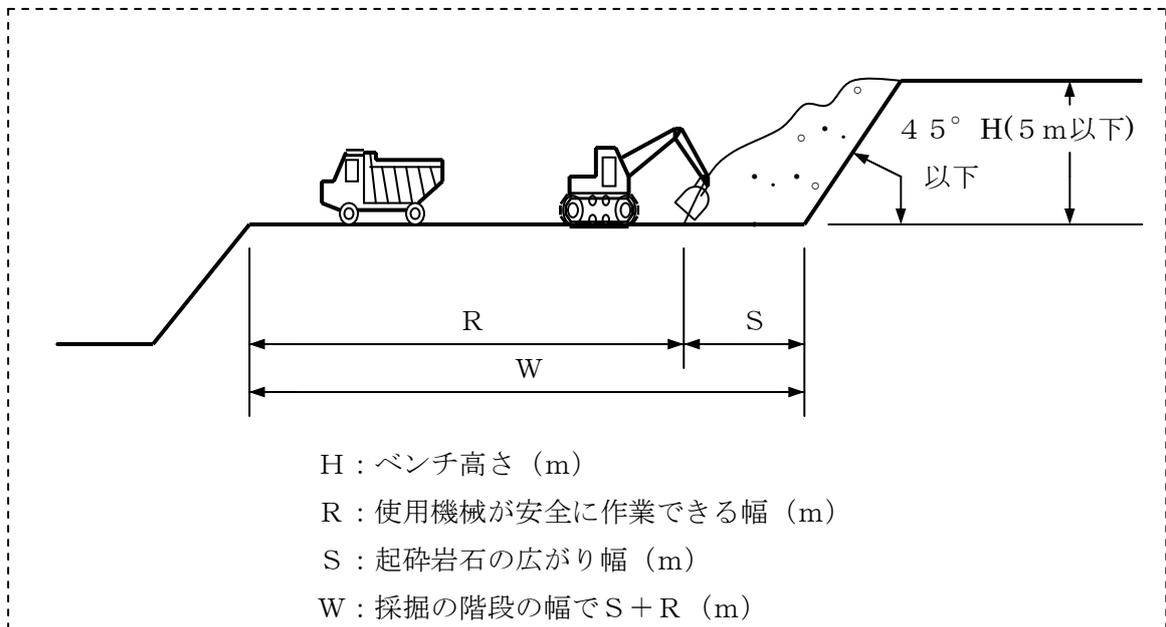
⑤施工後の管理

緑化は1回の施工だけで完成するものではないので、追肥、不成功地への補植、次代の適用木の植栽等を随時行なうこと。

第1図 砕石用原石の採取方法



第2図 風化岩石の採掘



Ⅶ－４ 岩石採取場に産業廃棄物の搬入を行う場合の留意点

1. 岩石採取場に、産業廃棄物であるがれき類等の搬入を行う場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の適用を受ける。
2. 岩石採取場区域内において、産業廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）を業として行おうとするときや、一定規模以上のコンクリート塊の破碎施設、建設汚泥の脱水施設等の産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは、廃棄物処理法に基づき許可を受けなければならない。
3. なお、必要な許可を受けずに産業廃棄物の処理を行った場合は、廃棄物処理法に基づき処罰されることがある。
4. 詳細は、所管行政庁である大阪府に確認のこと。

Ⅶ－５ 岩石採取場立入検査

岩石採取場立入検査チェックリスト（様式）

認可採取場名		検査年月日	
岩石採取場の区域		検査員	
認可期間			

検査項目	検査結果	指示方法（必要な場合）
A. 全般		
1. 隣接との境界の明示(杭又は、ポールの設置)	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 保全区域の確保	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 最終残壁の処理状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
B. 防災施設		
1. 場内水路の整備	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 沈砂(澱)池等の汚濁水処理	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 流末水路の状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
4. 廃土・廃石・製品等の流出防止措置(場外含む)	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
C. 採取状況		
1. 崩壊及び転落石防止措置	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. ベンチの高さ	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 掘削面の傾斜角	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
4. ベンチの幅	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
D. 運搬		
1. 場内搬出路の状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 場外搬出路の状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
E. 環境保全		
1. 破碎・選別・洗浄施設等	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 騒音・振動災害の防止措置	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 粉塵災害の防止措置	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
F. その他		
1. 飛石災害の防止措置(火薬類を使用する採石場)	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 緑化工実施状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 標識類の設置状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
4. 帳簿の記載・備付け	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
特記事項（口頭指示内容メモ）		